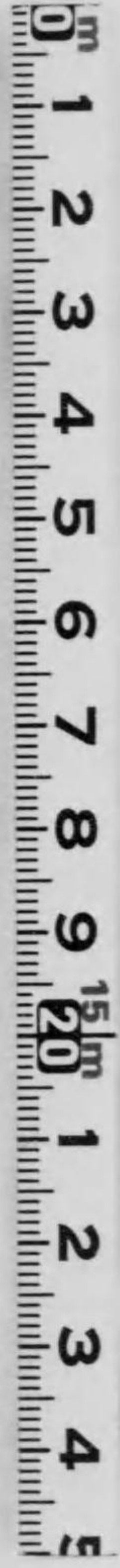


14
652



始

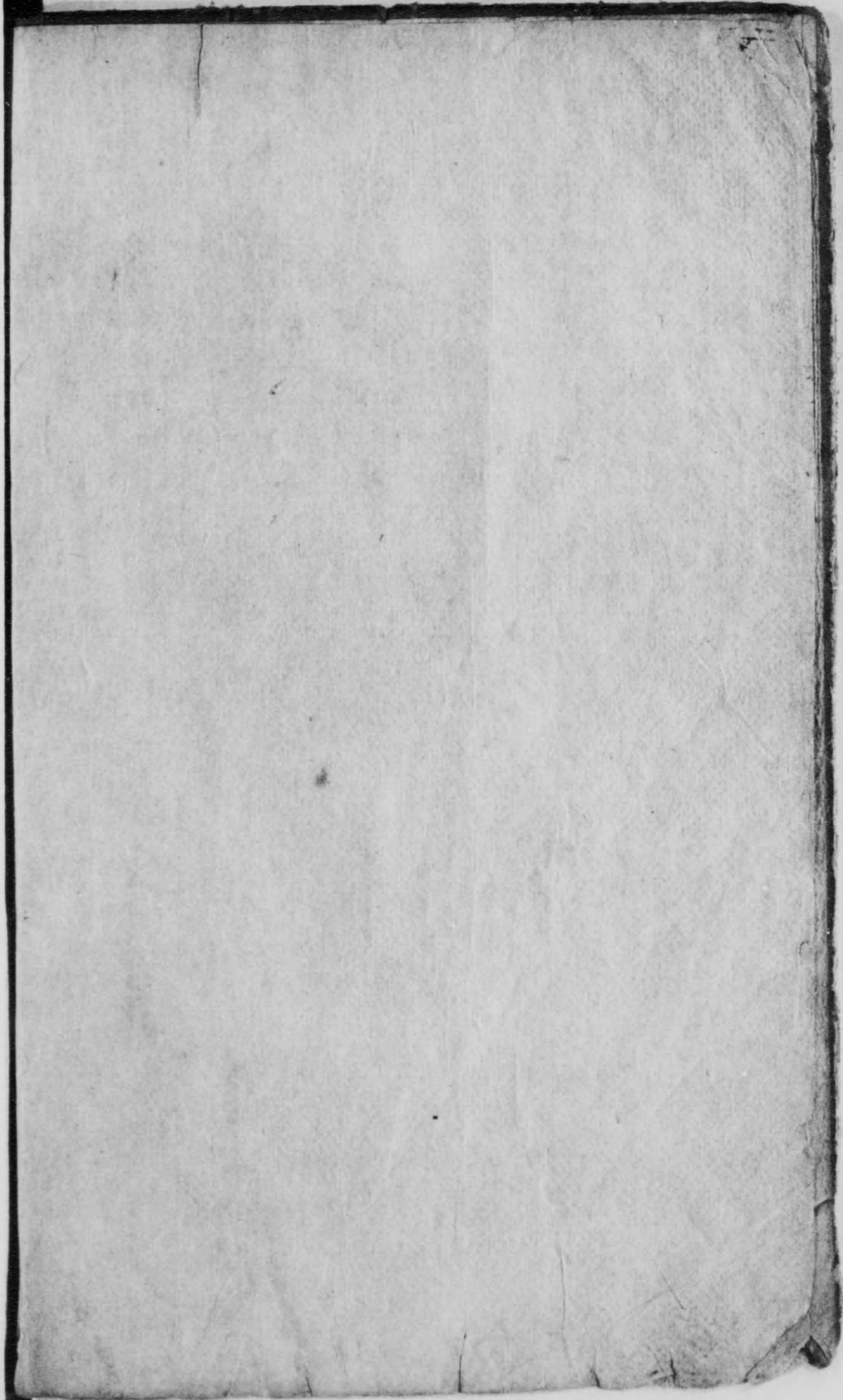


14
6

日本行政法

下卷

欠



欠

日本行政法 下卷目次
各論
第二章

二二二

第三款 公，新才
 第二款 公所有權
 第一款 公所有權，成立
 第二款 公所有權，效果
 第三款 公所有權，解除
 第三款 公物，使用于係
 第一款 自由使用
 第二款 公物使用，許可及特許
 第三款 民法上，契約
 第四節 公物負擔
 第五節 公法上，所有權，制限
 第一款 公法上，占有權
 第二款 公法上，地役權
 第三款 公法上，担保物權

八九六
 九〇六
 九〇九
 九一〇
 九一三
 九二八
 九三二
 九三七
 九三八
 九四三
 九四九

第六節 各種，公物
 第一款 公水
 第二款 公，土地
 第四章 公用徵收法
 第一節 總論
 第一款 公用徵收，觀念
 第二款 公用徵收，基礎
 第二款 公用徵收權，主體及其權利
 第三款 被徵收者，權利
 第四節 公用徵收，目的物
 第五節 公用徵收，效果
 第五章 法政法
 第一節 特許法
 第一款 特許權，成立

九五八
 九五八
 九六八
 九七五
 九七五
 九七五
 九八二
 九八二
 九八四
 九九九
 九九九
 一〇一九

1019
 975

第二款	特許權，效力	一〇三〇
第三款	特許，手續	一〇三六
第四款	特許權，有效消滅及收回	一〇四〇
第五款	特許，千九條約	一〇四五
第二節	志匠法，實用新案法及商標法	一〇四三
第一款	志匠及實用新案	一〇四三
第二款	商標	一〇四八
第三款	銀業法	一〇五二
第四節	漢業法	一〇五六
第六章	財政法	一〇六一
第一節	予算法	一〇六三
第一款	予算，性質	一〇六三
第二款	予算，編成及幾次	一〇六八
第三款	予算，效力	一〇七八

第四款	公法人，予算	一〇八二
第二節	會計法	一〇八四
第一款	金庫制度	一〇八五
第二款	予算施行，時期	一〇八七
第三款	國家，收入	一〇八九
第四款	支出	一〇九八
第五款	時效	一一〇四
第六款	國債	一一〇六
第七款	國有財產，管理	一一〇八
第八款	出納官吏	一一一〇
第三節	會計監督	一一一一
第四節	財政權，觀念及其作用	一一一九
第五節	租稅	一一二二
第七章	算政，法	一一二七

第一節	軍政及軍令	一〇七
第二節	兵役義務	一三〇
第八章	民法	一四三
第一節	論	一四三
第二節	論	一六〇

日本行政法 下卷目次終

日本行政法 下卷

行政論

第二章 公企業法

第五節 公企業ノ各種ノ區域

公企業ハ其ノ種類^{極々}多シト雖モ法律上重要ノ關係アルモノハ
 独占企業ノ性質ヲ有シ且ソ一般公衆ノ利用ニ供セラル、モノ也
 如此企業ハ主トシテ、交通ニ于スルモノ、貨幣ニ于スルモノ、教育
 ニ于スルモノ及ヒ財政上ノ專売也。
 本節ニ於テ之等ノ重ナル公企業ニ付キテ簡單ニ現行制度ノ要旨ヲ説
 明スヘシ。

第一款 交通企業

第一道路

道路ハ公益ニ於テハ公衆ノ通行ニ供セラルル、凡テノ土地ノ意味ス
此ノ意義ニ於テハ道路ハ公道ト私道トヲ合セ包含スルモノ也
公道ト私道トノ區別ハ、私道ハ或ハ一畝公衆ノ通行ニ供セラルルニ
アラズシテ特種ノ目的ノ為メ又ハ特殊ノ人ニシテ其ノ通行ニ供ス
ルモノナルカ又ハ公衆ノ通行ヲ許スモノト虽モ單ニ土地ノ所有者カ
其ノ所有権ノ效果トシテ事實上ニ公衆ノ行通ヲ許スニ止マリ、其ノ
所有権ニヨリテ又何時ニテモ之レヲ閉鎖シ得ヘキモノナルニ反シテ
公道ハ其ノ公衆ノ通行ニ供セラルル、コトカ法律上ニ公益セラレタル
モノナルコトニ在リ

私道トシテ自己ノ所有地ニ道路ヲ開設スルコトハ固ヨリ所有者ノ
自由ニシテ敢テ公企業ヲ以テ目スヘキモノニアラス、従フテ又敢
エテ國家ノ特許ヲ要スルコトナシ然レモ如斯キ土地ハ法律上ニ道路
タル性質ヲ有スルモノニアラスシテ在ハ一畝私有地タルニ止マリ其ノ
土地ニ于テ地租ノ納入義務アルコトハ普通ノ私有地ト全シテ其ノ
他凡テノ法律上ノ于係、於テ一畝私有地ト異ナルナシ
法律上ニ道路タル性質ヲ有スルモノハ只法律上ニ公衆ノ通行ニ供
スルモノトシテ指シセラルル土地ノミニ限ラル、公ノ通交ノ設備
トシテ目セラルヘキハ只斯クノ如キ公道ニノミ限ラル、モノニシテ
而シテ此意^味ニ於テノ道路ノ至管ハ疑モナク公ノ企業タル性質ヲ有
シ私人ノ自由至管ヲ許サルモノ也

道路ニ于スル現行法制ハ成文規定極メテ不備ニシテ只二三ノ個々
ノ事項ニ于スル大政官達ト内務省訓令下ルノミ其ノ法律ノ條ノ凡テ
ハ殆ントシテ大慣習法ニヨレルモノ也
道路ノ至管カ國家ノ独占ニ屬スルコトニ付テモ明文ノ徴スヘキ
モノナシト虽モ公ノ交通ノ設備カ一定ノ統制ニ從ツテ統一の配置
セラルヘキコトハ公益上欠クヘカラサル必要ニシテ此ノ目的ヲ達ス

ルカ為ナニハ必ラス其ノ独占ヲ認メサルヘリラス、是レ特別ノ明文ヲ俟タズシテ今日法律思想ノ普及ヲ認ムル也

從來ノ慣習ニ於テハ道路ノ開設ニハ別ニ官ノ免許ヲ要スルノ明文アルニ拘ハラズ實際ニハ公道トシテ道路ノ開設ヲ認メタルニ官ノ許可ヲ受クルヲ要スルモノトセラル、ハ此ノ法律思想ノ實現セラレタルモノニ外ナラサル也

道路ノ至管ハ斯ク國家ノ独占ニ屬スト且モ以ラスニモ國家ノ其ノ至管ヲ自ラズルニアラス、現時ノ慣習ニ於テハ道路ノ至管ハ原則トシテ凡テ府縣又ハ市町村ノ企業トシテ特許セラレ又ハ私人ニ對シテモ之ヲ特許スルコトアリ、其ノ詳細ナル説明ハ公物法ノ章ニ述ヘン

第二、橋梁渡津

橋梁渡津等ニ付キテモ亦道路ニ於ケルト全ク公物ト私物トヲ區別スルコトヲ要ス、而シテ其ノ公ノ橋梁渡津トシテ公衆ノ交通ニ供セラル、コトカ公ニ認メラル、ハ只々國ノ特許ヲ得タルモノノミニニ限ラル、

第三、鐵道

鐵道ハ最モ広キ意義ニ於テハ土地ニ鐵線ヲ布設シ蒸汽力其他ノ原動力ニヨリテ人又ハ貨物ヲ運送スルカ為メニ其ノ上ニ車輛ヲ運載スルカ為メノ設備ヲ設ケ、又ハ斯クノ如ク設備ニヨリテ行ノ企業ヲ設ケ、此ノ意義ニ於テハ鐵道ハ道路ニ於ケルト全ク公ノ性質ヲ有スルモノト私ノ性質ヲ有スルモノトヲ區別スルコトヲ要ス、例々ノ鉱山又ハ大工場等ニ於テ其ノ專用ニ依スルカ為メニ公ノ通行ノ為ニスルモノニアラサルモノハ公企業トシテハ鐵道タル性質ヲ有スルモノニアラス、之レニ付キテモ專用鐵道規則(明治三十三年逓信省令第二八号)ニヨリ主務大臣ノ免許ヲ受クヘキモノトセラルト

八〇〇
虽云之レト只其ノ事業カ危険多シテ警察上ノ取締ヲ要スルカ爲メ
ニシテ其ノ免許ハ只警察許可ノ性質ヲ有スルニ止マル
公企業トシテノ鉄道ハ只公家ノ交通ノ爲メニ供セラル、鉄道ノミヲ
意味シ然レテ此ノ意味ニ於テノ鉄道ハ國家カ自ラ至営スルカ又ハ國
家ノ特許ヲ受クルニヨリテノミ公法人ハ私人ニ於テ之レヲ至営ス
ルヲ得、

法律上ニ於テ鉄道ハ普通鉄道、輕便鉄道及ヒ軌道ノ三種ニ分カラル
此ノ區別ハ只ダ普通鉄道ハ鉄道布設法、鐵道國有法又ハ私設鐵道法
ニヨリテ支配セラル、輕便鐵道ハ輕便鐵道法ニヨリ軌道ハ軌道條例
ニヨルト云フノ區別ニ止マリ性質上明白ナル區別アルニアラス、其
ノ何レニ屬スヘヤハ当事者事ノ出願ト國家ノ認定トニヨリテ定タマル
ナリ、

ノ普通鐵道ハ輕便鐵道法軌道條例等ノ特別ノ法令ニヨリテ布設セ
ラル、モノヲ除クノ外ハ輕便鐵道法ニ依テラル、凡テノ鐵道ヲ布

含メ鐵道ノ最モ重ナルモノ也、其ノ原動力ハ通常ハ蒸氣力ナレト
モ或ハ電力タムコトヲモ妨ケス、鐵道ハ或ハ國家カ自ラ至営シ或
ハ私立会社ニ之レヲ特許ス、原則トシテハ私國法ハ初メヨリ國有
主義ヲ採リ明治二十五年ニハ鐵道布設法ヲ定メテ帝國ニ必要ナル
鐵道ハ政府カ漸次之レヲ調査シ敷設スヘキ趣旨ヲ宣言シ予定線路
ヲ定メテ漸次之レヲ完成スルコトヲ期シタリ此カ工事ノ進行予期
ノ如クナラサルヲ以テ其右厚々法律ヲ以テ之等ノ予定線路中或部
分ニ付テテハ私設鐵道會社ニ其ノ布設ヲ許可特許ニ得ヘキコトヲ
定メ之レニヨリテ數多ノ線路ハ私設鐵道會社ノ至營ニ屬シタルモ
ノアリ、斯クテ明治三十九年迄ハ國有ト私設トカ並ニ行ハレシカ
今年三月法律第一七号ノ鐵道國有法ニヨリ單ニ一地方ノ交通ヲ目
的トスルモノハ外ハ輕便鐵道ノ用ニ供スヘキ鐵道ハ凡テ之レヲ國有
トナスヘキコトヲ定メ而シテ此ノ目的ヲ達スルカ爲メニ從來ノ私設
鐵道ハ漸次之レヲ強制的ニ買收スヘキモノトナセリ、斯クテ右條

多ノ私設鉄道会社ニ對シテ大規模ナル鐵道ノ公用徵收ハ相次キテ
 行ハレ鐵道國有主義ハ累昔徹スルニ至レリ。即現在ノ制度ニ於テ
 ハ普通鐵道ハ幹線鐵道ト地方鐵道トニ分ケレ而シテ幹線鐵道ハ凡
 テ國家カ自ラ至管ス、地方鐵道ハ單ニ一地方ノ交通ヲ目的トシ、
 國家ノ軍事上及ヒ至濟上ノ目的ニ影響スル也比較的大ナラサルヲ
 以テ私立会社ニ其ノ至管ヲ特許スル也
 鐵道ニ于スル法規ハ一部分ハ公法ニ屬シ一部分ハ私法ニ屬ス、其
 ノ詳細ハ特別ノ研究ノ題目ヲナス、今詳ニ述フルヲ得スト且モ單
 簡ニ其ノ要矣ヲ奉ケレハ

A. 鐵道ノ特許

私設鐵道ノ特許ハ仮免許ト本免許トノニ手段ニヨリテ行ハル、
 コト前ニ述ヘタリ

仮免許ニハニツノ目的ヲ有ス

第一ニハ私設鐵道ノ至管者タルモノハ只株式會社ニ限ラレ、而

シテ株式會社ノ設立ハ株主ノ募集ヲ要スルカ故ニ特許ヲ受ケル
 ノ見込確實ナルニアラサレハ其ノ設立ニ着手スル能ハサルヲ以
 ツテ仮免許ニヨリテ特許ヲ予約シ以テ募集株主ヲ募集スルコト
 ヲ得ヘカラルルモノ也

第二ニハ鐵道ノ特許ヲ受ケルカ為メニハ其ノ鐵道ノヨク実行ニ適
 シ公益上ノ必要アルコトヲ證明セサルヘカラス、而シテ之レヲ
 證明スルカ為メニハ事業ノ準備トシテ其ノ布設スヘキ線路ヲ
 實測スルコトヲ要スルハ勿論也、法律モ亦本免許ノ出願ニハ線
 路ノ實測圖ヲ添付スヘキコトヲ命セリ、然レトモ、然レトモ線
 路ヲ實測スルニハ他人ノ所有地内ニ立入り時トシテハ田畑ノ作
 物ヲ荒スカ如キ他人ノ權利ヲ侵害スルノ必要アルコト通常ナリ
 仮免許ハ又此ノ特許ヲ附與スルノ目的ヲ有スルモノニシテ仮免
 許ヲ受ケタルモノハ土地收用法ノ規定ニヨリ地方長官ノ免許ヲ
 受ケテ他人ノ所有地ニ立入り等ノ權利ヲ有スル也

此ノ权利ノ固有鉄道ノ布設ニ付キテモ亦同様ニ認メラル

B. 鉄道ノ敷設

本免許ヲ受ケルニヨリテ企業者ハ鉄道ヲ敷設スルノ权利ヲ有ス
ルト共ニ亦其ノ義務ヲ負フ

会社ノ登記ノ日ヨリ六ヶ月以内ニ敷設ニ着手シ特許条件トシテ

指定セラレタル期間内ニ之ヲ竣工スルコトヲ要ス

其敷設ニ必要ナル土地ハ契約ニヨリテ取得シ得タル場合ノ外土
地收用法ニヨリ收用スル权利ヲ有ス

敷設工事ニ付キテハ法律ノ是ルル条件ニ従フヲ要スルハ勿論又
特許条件ニ従カウコトヲ要ス、殊ニ逓信省令ニヨル鉄道建設規

定ノ是ノアリ、(明治三十三年逓信省令三十三号)

主務大臣ハ監査員ヲ派遣シテ工事ヲ監視セシメ不当ナル工事ニ
付キテハ其ノ改築ヲ命ズルニ又ハ工事ヲ停止セシムルコトヲ得

敷設工事終ル時ハ主務大臣ハ監査員ヲシテ更ニ其ノ工事ノ検

査ヲナシシメ其ノ適当ト認ムル場合ニ於テハ初メテ運輸開始
許可ヲ與フ、

C. 鉄道ノ運輸

已ニ運輸ヲ開始シタル時ハ固有ト私設トヲ同ハス其ノ事業ノ至
管ニ于テ種々ノ法律上ノ制限ヲ設ク、其ノ法律、最モ重ナル

モノハ鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)也、其ノ法
律ニ基テテ逓信省令ヲ以テ鉄道運輸規程、鉄道信号規程、鉄道運

規程、鉄道保身職制、傳染病患者鉄道乗車規程、火藥英鐵道運
送規程等ノ定メアリ、是等ハ凡テ固有ト私有トヲ同ハス等ニク

適用セララル、モノ也、

此外私設鉄道ニ対シテハ別ニ私設鉄道法及ヒ其ノ施行規則アリ
テ種々ノ特別義務ヲ是メラル

此等ノ規定ノ内容ハ極メテ多岐ニ亘リハカ述フルヲ得カレズ只
其ノ重ナル二三ノ莫ヲ挙ケルハ

イ、私設鉄道ハ運輸開始ノ許可ヲ受ケルニヨリテ運輸事業を管
ノ権利ヲ得ルト共ニ又現ニ運輸ヲ開始シ特許年限間絶エス之
レヲ継続スヘキ義務ヲ負フ

列車ノ牽着時間及ヒ度敷ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要
シ主務大臣ハ衆公益上必要ト認ムル時ハ列車ノ種差牽着時間
及ヒ度敷ヲ定メテ其ノ施行ヲ命ズルコトヲ得

鉄道ノ設備ニ付キテモ非常ニ運輸ニ適合スル如クニ之レヲ維
持シ必要ニヨリテハ之レヲ改築スルノ義務アリ、主務大臣ハ
其ノ設備ヲ運輸ノ必要ニ迫セスト認ムル時ハ之レニ添スヘキ
設備ヲ命ズルコトヲ得

ロ、国有ト私設ト同ハス凡テ鉄道ハ一般ニ旅客及ヒ貨物ノ運
送ヲ拒絶スルヲ得サルノ義務ヲ負フ即原則トシテハ契約強制
力行ハル、世只法律ノ定ムル限ラレタル特定ノ場合ニ於テ之
レヲ拒絶スルコトヲ得ルニシ

ハ、運賃ニ付キテハ私設鉄道会社ニアリテハ主務大臣ノ認可ヲ
受ケルコトヲ要シ且ソ、旅客ノ運賃ハ三等一哩ニ幾ノ割合ヲ
超越ユルヲ得サルノ制限アリ、

国有ト私設ト同ハス運賃ノ増加及ヒ運送条件ノ変更ハ于原
定運賃ニ於テ一定ノ期間廣告シタル後ニテ行ハレハ莫施スル
コトヲ得ス、

ニ、鉄道ハ法律ニ定ムル一定ノ保員ヲ置クコトヲ要シ保員ノ或
者ニハ特ニ鉄道警察ノ権ヲ附與セラル、

私設鉄道保員ノ職務上ノ過失ニ対シテハ会社自身カ懲戒権ヲ
行ハサル場合ニ於テハ國家カ直接ニ行ヒテ懲罰スルコトヲ
得

ホ、二個以上ノ私設鉄道又ハ国有鉄道ト私設鉄道トノ間ニ連絡
運輸又ハ直接運輸ヲナスコトハ兩者間ノ契約ニヨリテ之レヲ
ナスヲ得ヘキハ勿論ナルモ、此外法律ハ主務大臣カ必要ト認

ムル場合ニ於テ之レヲ私設会社ニ命ジ得ヘキコトヲ認ム
此ノ場合ニ於テ若シ其ノ条件ニ于テ兩者ノ間ニ協議整ハカ
ル時ニハ主務大臣之レヲ裁定シ、其ノ裁定ハ終局ノ效力ヲ有
ス

ハ、私設鉄道ハ、鉄道事故ノ届出、鉄道台帳ノ抽製、鉄道統計ノ提
出等ノ義務ヲ負フ

ト、鉄道ノ賠償責任ニ付キテハ、債物ノ輸送ニ際シテ其ノ債物ニ
加ヘタル損害ニ付キテハ一般商法ノ規定ニ於テ特別ノ例外
ヲ認メラルトモ、其ノ他ノ場合ニ付キテハ別段ノ規定ナク從フ
テ、鉄道事故ニヨリ旅客又ハ第三者ニ損害ヲ加ヘタル場合ノ賠
償責任ニ付キテハ一般商法及ヒ商法ノ規定ニ從フヘキモノナ
リ

D 鉄道ノ特別負担

私設鉄道ハ其ノ事業ヲ至管スル義務ヲ負フノ外又種々ノ特別負

負担ノ義務アリ

私設鉄道ハ政府又ハ政府ノ免許ヲ受ケタルモノニ於テ会社ノ鉄
道ニ接続シ若シクハ之レヲ横断シテ鉄道ヲ敷設シ又ハ道路橋梁
等ヲ造設スル時ハ之レヲ恒ムテ得ス

此ノ場合ニ於テ主務大臣ハ其ノ接続横断ノ場所ニ於ケル設備ヲ
共用ニ屬セシメ又ハ之レヲ変更セシムルコトヲ得、其ノ費用ヲ
負担ニ付キテ又ハ之レヲ改設整ハケル時ハ主務大臣之レヲ裁定ス
鉄道ハ亦公用ノ為メニスル時は、若シ付キテハ無償若シクハ半

額ヲ以テ輸送スルノ義務アリ、
平時又ハ戦時ニ於テ陸海軍ノ要本ニヨリ特に定メタル料金を以
テ軍用輸送ヲナスノ義務アリ

郵便事業ノ為メニ郵便官署ノ要求ニヨリ郵便取扱ノ為メニ鉄
道用地及ヒ停車場建物一部ヲ供シ、建物ノ建築又ハ改築ヲアシ
其ノ列車ニ便郵車ヲ聯絡スルノ義務ヲ負フ、其ノ料金は別ニ定

レヲ定ム

E. 鐵道財團

私設鐵道會社ノ信用ヲ保護スル爲メニ鐵道抵当法ノ規定アリ、
(明治三十八年法律第五三號)會社ハ抵当取ノ目的トナス爲メニ
鐵道ノ全部ハ一部ニ付テ鐵道財團ヲ設クルコトヲ得

鐵道財團ハ一何ノ物ト見做サレ從テ之レニ屬スル物等ハ分前シ
テ処分スルコトヲ得ス

鐵道財團ニ對スル抵当取ノ設是反ヒ此レヨリ生ヘル法律ヲ保ハ
全テ私法上ノ手保ニシテ此取ニ述テ之ヲ取ニ屬セス

其ノ公法上ノ実保アルトハ只其ノ抵当取ニヨリテ企業ノ至當ウ
妨タケラレサルコトヲ要スルノ莫クアリ時ニ抵当取ノ実行セテ
レタル場合ニ於テモ酒其ノ企業ノ引續キ至當ニテ得ベキ手保
ナカルヘカラス、此ノ目的ノ爲メニ法律ハ抵当取ノ設是ニ付キ
テハ主務大臣ノ認可ヲ必要トラシムルト共ニ其ノ強制執行ニ付

チテハ特別ノ制限ヲ設ク

鐵道財團カ強制競賣ニ付セラレタル場合ニ於テハ其ノ競売ニ
加入シ得ヘキモノハ現ニ鐵道事業ヲ至當スルモノナルカ又ハ鉄
道會社ヲ兼企セントスル者ナルカヲ要ス、右場合ニ於テハ其ノ
競落ノ右發起人トナリテ會社ヲ設立スルコトヲ要ス、競落人ト
ル會社ハ競落決定ノ右三ヶ月内ニ本免許ヲ申請スルコトヲ要シ
本免許ハ會社カ競落代金ヲ支払ヒタル時ニ其ノ效力ヲ生ス、之
レニヨリテ會社カ原免許ニ屬スル凡テノ權利義務ヲ繼承スルモ
ノトセララル

F. 鐵道特許ノ終了

鐵道特許ノ終了ニ付テハ前ニ公企業特許ノ終了ニ付キテ述ヘ
ヘタル取カ其係適用セラレヘク之レヲ此取ニ再ヒセス

G. 鐵道ノ刑警察上及ヒ刑法上ノ保護

鐵道ハ一面ニハ其ノ業務ヨリ生スル危険ヲ防止スルカ爲メ一面

ニハ又其ノ事業ノ安全ヲ保護スルカ爲メニ警察上及ヒ刑法上ノ特別ノ保護ヲ受ク

鉄道ヨリ生スル危険ヲ防止スルカ爲メニスルモノハ主トシテ、鉄道企業者及其ノ事務員ニ于スルモノニシテ、鉄道事業ノ安全ヲ保護スルカ爲メニスルモノハ主トシテ旅客及ヒ一般公衆ニ対スルモノ也、

旅客及ヒ公衆ニ対スル鉄道警察ヲ行フノ权ハ或範圍内ニ於テ鉄道係員ニ任セラル、殊ニ係員ハ一定ノ場合ニ於テ旅客及ヒ公衆ヲ車外又ハ鉄道地外ニ逐去セシムルノ权ヲ有ス

H. 鉄道行政ノ組織

鉄道行政ノ中央官ヲトシテハ鉄道院アリ、鉄道院ハ内閣總理大臣ニ隸屬シ、国有鐵道ヲ掌管スルト共ニ又私設鐵道暨假鐵道及ヒ軌道ヲ監督ス、

南滿鐵道會社ノ事業モ亦之ノ管理ニ屬ス、唯朝鮮及台灣ニ於ケ

ル鐵道ハ鐵道院ノ管理ニ屬セシテ朝鮮總督ノ下ニ於ケル鐵道局、台灣總督ノ元ニ於ケル鐵道部ノ管理ニ屬ス、鐵道院ノ外別ニ鐵道會議アリ内閣總理大臣ノ諮詢ニ在リテ鐵道ニ于スル事項ヲ審議ス

I. 鐵道國際法

國內鐵道法ノ外又國際鐵道法アリ國際鐵道法ハ國際條約ニヨリ于生スルモノニシテ

イ、數國間ノ鐵道ノ聯絡運輸

ロ、數國間ニ於ケル鐵道ノ公共運營

ハ、外國領土内ニ於ケル鐵道ノ敷設

ニ、旅客又ハ貨物運輸ニ于スルノ條件ニ于スル國際協約

等ノ各種ノ目的ノ爲メニ定メラル我國ニ於テハ滿州ニ於ケル南滿鐵道ト東清鐵道トノ接續ニ于スル露國トノ條約、支那ニ於ケル帝國ノ鐵道敷設故ニ于スル支那國トノ協約ハ其ノ重キナルモ

2. 輕便鉄道

一地方ノミノ交通ヲ目的トスル鉄道ハ私設鉄道法ニヨラス、輕便
 鉄道法ニヨリテモ敷設スルコトヲ許サル
 輕便鉄道ノ普通鉄道ト異ナル所ハ、主トシテ普通鉄道ノ軌間ハ特
 ニ許可ヲ度ケタル場合ノ外三呎六寸ナルニ反シテ輕便鉄道ニハ斯
 クハ如キ制限ナク通常之レヨリ狹キモノナルコト
 普通鉄道ノ企業者ハ固有^{屬ス}ニヨルモノ、外ハ必ラス株式会社ナルニ
 反シテ輕便鉄道ハ株式会社ノ外他ノ会社組合又ハ府縣組合其他ノ
 公共団体ニ於テモ至管スルコトヲ得
 普通鉄道ハ道路ヲ横断スル場合ノ外道路ノ上ニ布設スルコトヲ許
 サルニ反シテ輕便鉄道ハ原則トシテハ全ク道路ノ上ノ布設ヲ
 許サストモ特ニ必要ナル場合ニ於テ主務大臣ノ認可ヲ度ケタル
 時ハ之レヲ許サルコト

輕便鉄道法ニ對シテハ特別ノ補助法ノ規定アリテ利益金一定ノ割
 合ニ達セサルモノニ對シテハ特別ノ補助金ヲ給シテム、等ノ莫ニ
 アリ其他ニワイテハ凡テ私設鉄道ニ於ケルト左様ノ権利義務ヲ原
 フモノニシテ、殊ニ鉄道營業法ハ全部之レヲ適用セラルル鉄道法
 法亦全シ

3. 軌道

軌道ハ軌道條例(明治二十三年法律第七一號)ニヨリテ敷設セラル
 ルモノニシテ公道道路上ニ布設セラルモノナルコトニ於テ其ノ
 特色ヲ有ス、其ノ原動力ニ付テハ明白ナル制限ナレトモ軌道
 條例ニハ馬車鉄道又ハ之レニ準スヘキ軌道ト云ヘルノミナラス其
 ノ道路上ニ敷設セラル一莫ヨリ古マフモ公眾ニ及ボス危險少ナ
 キモノニ限ルノ必要アルハ勿論ニシテ蒸氣力ニヨルモノハ之レヲ
 許サ、ル主蒸ナリト辨スヘク主トシテ市内ノ交通ヲ目的トスル電
 氣鉄道、車馬鉄道ノ類カ之レニ該当スル也

軌道ハ路上ニ布設セラレシモ、鉄道ナルヲ以テ、鉄道企業トシテハ、鉄道院ノ監督ノ下ニ屬スルト共ニ道路ヲ使用スルノ手續ニ於テハ、道路官ノ監督ノ下ニ屬スルモノニシテ、從ツテ又其ノ許許ヲ受クルニハ、内閣總理大臣及内務大臣ノ合意アルコトヲ要ス、其ノ電力ヲ動力トスルモノニ在リテハ、此外電氣事業ノ監督者トシテ、逓信大臣ノ許可ヲモ受クルヲ要ス

軌道ニ于テハ法律ノ規定ハ甚ク不備也、其ノ企業ニ伴フ權利義務ハ凡ソ不特許令令旨ニヨリテ定メラル、ヲ通常トス、其大體ハ公企業特許ノ節ニ於テ述ベタル如クヨリテ知ルヲ得ヘク、又其ノ道路上ニ布設セラレ、モノナルコトニ於テ他ノ鐵道ト異ナル如ク、以テ其ノ重ナル二三ノ點ヲ舉ゲントス

A. 軌道ヲ布設スヘキ道路ハ相當ノ幅員アルコトヲ受スルハ勿論也、

此ノ幅員ノ制限ハ特許令令旨ニヨリ定メラル、若シ其ノ幅員ニ違

セサル道路ニ布設セントスル場合ハ、企業者ハ自己ノ費用ヲ以テ之レヲ取柄ケ、又ハ新ニ道路ヲ開設セヌルコトヲ要ス、此ノ場合ニ於テハ其ノ取柄ケ又ハ改設シタル部分ハ當然公道トシテ道路敷ニ編入セラレ無償ヲ以テ國有又ハ公共団体ノ有トセラル

B. 道路ノ管理權ハ府縣市町村等ノ公法人ニ屬スルヲ通常トスルヲ以テ之等ノ公法人ハ其ノ管理スル道路ノ上ニ敷設セラレ、ハキ軌道ノ特許ニ于テ當然其ノ意見ヲ聞カレ、ハキ權利ヲ有セサルヘカラス、其ノ意見ハ國ヨリ絶対ノ拘束力ヲ有スルモノニアラズ、公益上ノ必要アル時ハ内務大臣ハ其ノ不台意ニ拘ハラズ之レヲ特許スルヲ得ヘク、此ノ場合ニ於テハ公法人ハ企業者ニ對シテ道路ノ使用ヲ拒ムコトヲ得スト、虽少ナクモ其ノ意見ヲ斟酌スルコトヲ要スルハ當然ノ理也

C. 軌道ヲ敷設スル道路ハ少ナクモ軌條間並ニ之レニ直接セハ部分ニ付キテハ企業者ハ自己ノ費用ヲ以テ之レヲ修繕シ掃除散水

又除雷等ノ義務ヲ負ハサルハカラス、此ノ義務ハ普通特許命令
旨ヲ以テ定メラル

D. 軌道企業者カ会社又ハ其他ノ私人ナルトモ其ノ特許ニ対
スル報償トシテ通常其ノ利益金ノ一部ヲ納付スルノ義務ヲ負ハ
セラル、

此ノ公納金ハ通常道路ノ管理義務ヲ負ヘル府果市町村等ノ公法
人ノ收入トセラル

E. 軌道ハ道路上ニ布設セラル、ノ結果トシテ其ノ公衆ニ及ホス
危険將ニ大ナルヲ以テ其ノ軌道ニ于テハ特ニ尹重ナル制限ヲ
加ヘラル

此ノ制限ハ特許命令旨ニヨリテ定メラレモノ外尚ホ警察規
則ニヨリテ定メラル、東京府ニ於テハ警視廳令ニヨリ電氣鐵道
取締規定アリ、一部分ハ企業者及ヒ于俾者ニ対シ一部分ハ旅客
及ヒ公衆ニ対ス、

第四 水上交通企業

水上交通ニ于スル設備トシテハ海面河川運河港灣船舶航路標識等
ヲ举クルコトヲ得ヘシ

此ノ内海面及ヒ河川ハ水面夫自身カ公共ノ使用ニ供セラル、モノナ
ルヲ以テ公企業トシテ論スルヨリハ公物ノ章ニ於テ論スルヲ適當ト
スヘク、船舶ニ付キテハ飛田法上之レヲ公企業ト見做セル根柢ナク
唯警察上ノ制限ノ下ニ置カル、ノミ其大ニ警察ノ章ニ於テ已テニ
述ヘタルカ如シ

此処ニ公企業トシテ述フヘキモノハ只運河港灣航路標識ナリ
運河

運河ニ付キテハ從來久シク特別ノ法規ナカリシト虽モ實際上ハ常
ニ公企業ト見做サル各例ノ場合ニ於テ内務大臣カ特別ノ条件ヲ定
メテ之レヲ特許スルノ例ナリシカ、大正二年四月法律第一六号運

河法以此之レニ于スル一般法規ヲ定メタリ、
 此ノ法律ニヨリテ、一般運送ノ用ニ供スル目的ヲ以テ運河ヲ開設
 セントスルモノハ内務大臣ノ免許ヲ受クルコトヲ要シ、其ノ工事
 ノ設計ニ付キテハ更ニ地方長官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス、工事
 ノ全部又ハ一部竣工ノ旨運送ノ開始スルニモ亦全シテ、其他企
 業者カ其企業ニ于テ主務官ノ監督ニ服スルヲ、企業ノ買収権
 カ留保セラレ、コト等ハ一般公企業ニ於ケルト同シ、概當私法
 定メ為メニ運河財團ヲ設クル、併ヘキコトハ、鐵道財團ニ於ケル
 ト同シ、

港 灣

港灣ハ國家又ハ公法人ノ企業トシテノミニ經營セラレ是レヲ私人ニ
 特許セラレ、ナク、從テ又其ノ開設及ヒ監督ノ要件ニ于テハ特
 別ノ規定ヲ有セス、只港灣ノ利用者即港灣ニ出入スル船舶及ヒ輸
 出入貨物ニ對シテ其ノ利用ノ條件ヲ定ムルノ規定アルニシ

港灣ノ利用ニ于スル制限ハ殊ニ軍港及ヒ要港ニ付キテ最も重要ナ

リ
 軍港及ヒ要港ハ何レモ軍事ノ目的ノ為メニ特ニ境界ヲ定メテ警戒
 スルモノニシテ明治二十三年法律第百二號ニヨル軍港要港境界内ニ
 所在ノ人民及ヒ出入スル船舶ハ海軍大臣ノ定ムル規則ニ從フヘキコ
 トヲ定メラレ而シテ此ノ法律ニ基キ海軍省令ヲ以テ詳細ナル軍港
 要港規定ヲ定メラレタリ、其ノ規定ハ軍港要港ノ利用ヲ制限スル
 ニ止マラスシテ全時ニ其ノ境界内ノ住民ノ権利ヲ制限制スルモ
 ノナルカ故ニ特ニ法律ヲ以テ其ノ制限ヲ定メタルモノナルヲ以テ
 レモ何レモ專ラ軍事ノ為メニスルモノニシテ別ニ之レヲ定ムルノ
 機會アルヘク今ハ之ヲ述ヘス、

交通ニ关スル設備トシテ最も重要ナル港灣ハ開港也、
 開港ハ外國ノ但シ朝鮮ヲ含ムニ通航スル船舶ノ出入及ヒ外國荷物
 ノ輸出入ヲ許サレタル港ニシテ之レニ付キテハ開港規則(明治三

年勅令第一三九号ノ規定アリ、重ナル開港ノ所在地タル神戶、
兵庫、長崎、及ヒ福岡ニ於テハ一級府縣ニ於テハ内務省
郵傳部、外務省、海軍省ヲ設テ開港ノ規則ニ于スル事務其ノ他ノ港ヲ
管掌セシメタリ

開港ニ出入スル船舶ヨリハ噸税ヲ徵收ス、噸税徵收ノ事務ハ税関
ノ管掌スル所也

港灣ニ附屬スル公ノ設備トシテハ、橋、棧橋、繫船、遊標、繫船、岸壁、仮置場、
保税倉庫等ヲ含クルヲ要ス、

此外税子モ又一面ニハ、関税徵收ノ律、其ノ共ニ一面ニハ、貨物ノ
輸出入ノ為メニ利用セラル、設備タリ、棧橋等ニ付キテハ、其ノ
利用者ヨリ使用料ヲ徵收スル等、其ノ利用關係ニ付キテハ、法律上ノ
于保アルノ外特ニ速クヘキモノナラズ、仮置場、保税倉庫及ヒ税
関ニ付キテハ、法律上種々ノ問題ヲ生スト、虽モ、仮ニ關係ヲ述フルノ
節ニ於テ特ニ之レヲホフルノ權限アルヘシ

3. 航路標識

航路標識ニ付キテハ、航路標識章程(明治二十一年勅令第六七号)
ノ規定アリ

航路標識ニハ、政府ヨリ自ラ之レヲ設置スルコトヲ本則ニシテ、其ノ土地
ノ形状又ハ状況ニヨリテハ、逓信大臣ノ特許ヲ得テ、北海道府県又ハ
市町村ノ費用ヲ以テ之レヲ設置スルコトヲ許サル、其他從來私設
ノモノハ、其ノ免許年尚殘猶之レヲ繼續スルコトヲ許サル、公法人又
ハ私人ノ設置ニカ、ルモノニ付キテハ、其ノ設備ニ付キテハ、一應ノ義
務ヲ定メ、又國家ニ其ノ買収權ヲ留保セリ

第二款 通信企業

第一節 郵便

郵便ハ國有鐵道ト共ニ國家ノ自ラ經營スル企業中最モ重要ナル一ニ
 シテ其ノ企業ノ範圍ハ通常郵便及ヒ小包郵便ノ外尙ホ附帶事業トシ
 テ郵便為替及ヒ郵便貯金ノ事業アリ、
 其ノ通常郵便ト林スルモノハ中ニモ信局ノ送達ノ外猶印刷物其他
 ノ物由ノ送達集金郵便代金引換郵便等ヲ包含ス
 之ホノ事業ハ凡ヘテ郵便企業ノ中ニ包含セラル、モノニシテ其ノ國
 家カ自ラ之レヲ經營スルモノナルコトニ付キテ公企業タル性質ヲ有
 スルコト勿論ナリト雖モ之ホノ事業ヲ悉ク國家ノ独占ニ屬スルニ
 アラス、物由ノ送達集金為替及ヒ貯金ノ時並事業ハ私人ノ業ニシテ官業ト
 ナレ得テキ也ニシテ而シテ其ノ私人ノ至官ニ屬スルモノハ單ニ私
 營業タルニ止マリ公企業タル性質ヲ有セス、独リ信局ノ送達ニ付キ
 テハ全然之レヲ國家ノ独占トナセルノコトナラス又之レヲ他ノ私利主
 體ニ特許スルコトナシ、並並ノ点ニ於テ郵便ハ鐵道トハ頗ル法律ヲ
 係ヲ異ニセルモノニシテ、鐵道ニ於ケルカ如ク公企業ノ特許ハ郵便

ハ其ノ適用ナシ

郵便ニ于テ述フルコトヲ要スル法律上ノ重ナル莫ハ主トシテ郵便
 特權及郵便利用ヲ係ニアリ、其他尙ホ郵便企業ニ于スル國家ノ特別
 ノ義務殊ニ信局ノ秘密郵便罰則國際郵便法業ニ付キテノ特別ノ規定
 アリ之レ等ノ各種ノ莫ニ付キテ尤ニ簡單ニ其ノ要莫ヲ述フヘシ、

1. 郵便特權

郵便特權トハ郵便事業ノ利益ノ爲メニ特ニ國家ノ權利トシテ認
 ラレタルモノヲ謂フ、

單ニ利用者ニ對スル于係ニ於テ有スル權利ハ其ノ間ニ包マル、モ
 ノニアラス、利用ヲ係以外ニ於テ特ニ法律ニ定ムル權利タリ、之
 等ノ權利ハ左ノ如シ、

1. 郵便独占

郵便独占ハ三莫ニ於テ認ノラル

A. 名称ノ独占也

郵便ナル名称ヲ國家ノ独占ニ屬スルコトカニツイテハ別ニ明白ナル規定ナシト雖モ郵便法ノ^中二條^條郵便之ヲ管掌スル者ヘルニヨリテモ政府ノ管掌スル事業ニアラサレハ郵便ヲノ名ヲ用フルヲ得サルハ明瞭ナルヘク私人ノ營業ニ其ノ名ヲ用フルハ國家ノ独占權ヲ侵害スルモノ也

B. 信唇ノ送達ノ独占也

何人ト雖モ信唇ノ送達ヲ以テ營業トナスコトヲ許サス、營業^レレテナスニアラサルモノハ一般ニハ禁止ノ範圍ニハ屬セスト雖モ只運送管有業及其ノ使用人ニ対シテハ營業トシテ之レヲナスト雖モ同ハス債物ニ長存スル無封ノ添状又ハ送状ノ外ハ其ノ運送法方ニヨリ他人ノ為メニ信唇ノ送達ヲナスヲ得ザルモノトセラル

蓋シ運送業者カ其ノ運送方法ニヨリテ信唇ヲ送達スルハ仮設

之カ為ニ特別ノ報酬ヲウケサル場合ト雖モ尚ホ法律ハ之ヲ以テ当然營業ヲナスモノト見做ス
要スルニ莫此ニ於ケル独占權ノ範圍ハ營業トシテ信唇ノ送^送ニ限ラル、モノト本^トヲ得ヘシ

C. 郵便切手其他郵便料金ヲ表彰スヘキ証票ノ製造發行權也

名称ノ独占ニツイテハ他凡テ之等ノ独占權ノ侵害ニ対シテハ特別ノ罰則ヲ定メラレタリ、即チ私ニ信唇ノ送達ノ營業ヲナシ又郵便切手等ヲ偽造發造シ又ハ事情ヲ知リテ之ヲ使用シタルモノハ刑罰ノ制裁ヲ受クヘキモノトセラル

罰刑ノ外ニ國家カ其ノ權利ノ侵害ニ対シテ損害賠償ヲ請求シ得ヘキヤ否ヤニ付キテハ反對ノ判決令アリト雖モ國家ノ独占權ハ凡テ第三者ニ対抗シ得ヘキ絶対權ニシテ之レニ対スル侵害カ財産上ノ損害ヲ加ヘタル以上ハ賠償ヲ求ムルヲ得ヘキハ当然ナリトス

ロ、特別原租ヲ要求スルノ权

郵便事業ノ至當ヲ保護シ其ノ運送ヲ安全且ツ敏速ナラシムルカ
為ノニ法律又ハ敕令ノ莫ニ於テ臣民ニ特別ノ原租ヲ命ジ郵便官
署又ハ其ノ従業者ヲシテ其ノ原租ヲ要求スルニトテ得セシメタ
リ

是等ノ原租特別ノ原租ノ重ナルモノヲ奉ケレハ

○ A、鉄道船舶其他運送官業者ニ対スル权(郵名)

鉄道ニ対スル郵便特權ハ鉄道ノ地ニ於テ已テニ述ヘタリ、其
他一畝運送官業者ニ対シテモ法律ハ郵便官署ノ要求アル時
ハ其ノ運送方法ニヨリ郵便物ヲ運送スルノ義務アルコトヲ規
定シ殊ニ船舶業者ニ対シテハ他ノ貨物ニ先ヅナテ陸揚スヘキ
事其ノ取扱ニ付キテ、特別ノ義務ヲ定メタリ、但シ其ノ運送
ニ対シテハ当然ノ代價ヲ支給ス

B、他人ノ土地ヲ通行スルノ权

但シ損害賠償ノ義務ヲ伴フ(郵四)

C、危急ノ助力ヲ求ムルノ权

但シ相当ノ報酬ヲ付スヘキ義務ヲ伴フ(郵五)

D、通行錢ヲ徴收スル道路橋梁津運河等ヲ無償ニテ通行スル
ノ权(郵六)

E、郵便専用ノ物品及ヒ現ニ郵便ノ用ニ供スル物件ニ付テ差押
ヲ受ケサルノ权(郵七、I)

F、郵便専用ノ物件ニ付キテハ何等ノ賦課ヲモ受ケサルノ权(郵
七、II)

G、郵便其ノ取扱ニ必要ナル物件ニ付テハ海損ヲ分担セサル
ノ权(郵七、III)

H、郵便物ノ差押ヲ拒ムノ权

但シ運送中又ハ發送準備完了後ニ限ル(郵八)

I、他ノ物件ニ先立テテ検査ヲ受クルノ权(郵九)

郵便ノ利用于係

郵便物ノ輸送郵便爲替郵便貯金等ニ于テ其ノ利用者ト郵便官署トノ間ニ存スル法律上ノ性質ニ付キテハ本誌分コレタリ、
独乙本者ノ中ニハ多数ハセシテ以テ私法上ノ契約于係也トナスモノ、如シ(公法學者中ニハ殊ニ La Kuntz, G. Boyer, Linnig
只ニ三ノ本者) (Journ. & Moyer) ハセシテ以テ純然ク
ル公法的于係ナリトセリ、殊ニセホ、本者ハ公法上ニハ契約存在
セストナスヲ以テ全ク契約ニアラストナシ、國家カ一方的ニ其ノ
義務ヲ供スルモノトナス也、

余ノ見ル所ニヨレハ郵便ノ利用于係カ契約于係ナルコトハ疑ヲ容
レサル処ナリト信ス

固ヨリ公金ク意思能力ナキ癡癡者幼者カ郵便物ヲ差出シ又ハ郵便
爲替郵便貯金等ノ行爲ヲナシタル場合ニハ契約ヲ成立セシニアラ

スレテ只法律ノ力ニヨリテ契約アリタルト全一ノ效果ヲ生スルモノ
ナルコトハ已テ述ヘタリ

又國ノ官ナノ差出シタル郵便物ニ付キテ全一ノ國家間ニ契約ノ成
立スルモノニアラサルハ勿論ナルモノニシテコハ只法律ニ基ク職
務上ノ義務ヲ生スルニ止マリ契約ヲ以テ論スルコトヲ得スト品モ
其ノ他ノ一般ノ場合ニ付キテハ郵便物ノ差出ハ其ノ輸送ヲ委託ス
ル差出人ノ意思表示タリ、郵便官署ハ又之ニ対シテ其ノ輸送ヲ
引受クルノ意思表示ヲナセルモノニシテ其ノ間ニ契約ノ成立スル
モノナルコトハ疑ヲ容レス

集金郵便爲替又ハ貯金ノ于係ニ至リテハ其ノ契約ナルコトハ一層
明瞭也

然レモ郵便ノ利用カ契約ナルコトヲ認ムルノニシテハ未ダ問題ヲ
決スルモノニアラス、向題ハ公法上ノ契約ナリヤ私法上ノ契約ナ
リヤニアリ、而シテ此真ニ於テハ余ハ前述シタル如ク其ノ何レニ

屬スル其斷定スルコト難ク又強テ之レヲ斷定スルノ必要ナシト信
ス、其ノ大体ノ性質ニ於テハ私法上ノ契約トミトムヘレトモ法
律ハ其クノ莫ニ於テ之レニ公法的特点ヲ有セシメテ之ヲ公法私
法ノ中間區域ニアルモノト云フヲ得ヘレ

若シ強ヒテ之レヲ云ヘハ公法的特点ヲ伴ハル私法的特点也ト云フ
ヲ得ヘキモノナリ、之レヲ私法的特点ト云フハ契約夫レ自身ノ本質
ニ於テハ私人ノ營業タル運送業、銀行業等ノ行爲ト性質ヲ全シク
ス、即商法ニ定ムル商行爲ノ一種ナレハ也、

然レ此ノ私法的特点ハ多クノ莫ニ於テ一般ノ私法的特点トハ其
ノ法律子條ヲ單ニニ殊ニ普通ノ契約ニ於ケルカ如ク契約自由ノ原
則ハセシ契約ニハ其ノ適用ナク特別ノ例外ノ外ハ其ノ契約ノ条件
ハ法律令ニヨリテ一定セラレ當事者ノ意思ニヨリテ特別段ノ条件
ヲ定ムルコトヲ得ス、不法ナル利用行爲ハ單ニ民事上ノ不法行爲
ニ止マラスニテ刑法上ノ制オテ科セラル、カ如キ、何レモ其公法

的特点ヲ有ストナス所以也

郵便利用ノ条件之レヨリ生スル双方ノ権利義務ニ付キテハ郵便法
郵便爲替法、郵便貯金法及ヒ其等ノ法律ニモトソキテ弁セラレタ
ル数字ノ通信省令ニヨリテ定メラル、如ニレテ令ヘマ之レヲ述
ルノ必要ナシ

只其ノ普通ノ私法的特点ト異ナル要員ヲ奉ケルハ郵便官署ノ例ニ
於ケル義務ニ付キテハ
1. 郵便取扱ノ義務

郵便官署ハ法令ノ定ムル特別ノ例外ノ外郵便取扱ヲ拒絶スル
ヲ得ス

郵便物ニ付キテハ適当ニ之レヲ宛地ニ配置シ若シ配達スル能ハ
サレハ差出人ニ返付スルノ義務ヲ負フ此ノ義務ハ正当ニ切手ノ
貼付セラレタルト否ト問ハス之レヲ負フモノ也
其他ノ郵便事業ニ付キテモ法令ノ定ムル宛ノ方法ニ従ヒテ何人

一 対してモ其ノ取扱ヲナスハキ義務アリ
口 信唇ノ秘密ヲ守ルノ義務

郵便官署及其ノ業務ニ從事スル一切ノ職員ハ其ノ取扱ニ屬スル郵便物ニ付キテ信唇ノ秘密ヲ守ルノ義務ヲ負フ
信唇ノ秘密ハ單ニ封唇ニ対してノミナラス瑞唇其他ノ無封ノ郵便物ニ及セ又唇面ノ内容ニ付キテノミナラス其ノ宛名ニ及フモノ也、凡テ之等ノ事項ニ付キテ郵便従業者ハセテ他人ニ漏洩スハカテサルノ義務ヲ負フモノニシテ之レヲ漏洩スルハ單ニ職務上ノ義務違反タルノミナラス又個人ノ権利ヲ毀損スルモノナリ、法律ハ或場合ヲ限リテ封唇ヲ開披スルコトヲ許セリトモ秘密ヲ守ルノ義務ハセレカ爲ノニ影響ヲ与ルコトナラ、仮令従業者ハ自カラコレヲ知ルヲ得んモ他人ニ漏洩スルヲ得ザルノ義務ハ尚失ハルコトナレ、之レニ対スル只一ノ例外ハ刑事訴訟手續ニ於テ詠ノラルノミ

信唇ノ秘密ノ侵害ハ個人ノ権利ノ侵害ナルヲ以テ之レニヨリテ損害ヲ生シタル時ハ被害者ハ其ノ行為者ニ対シ損害賠償ヲ要求スルコトヲ得ヘク、特是ノ場合ニ付キテハ法律ハ刑罰ノ制オテモ該ケタリ即チ郵便官署ノ取扱中ニ拘ハル信唇ノ秘密ヲ侵シタル者ハ被害者ノ告訴ニヨリテ刑罰ニ処セラルヘキモノトナセリ
法律ハ取扱中ニ拘ハル信唇ニノミ限レルカ故ニ已テニ配達又ハ逸行シタル郵便物ニ付キテハ刑罰ノ制オテ加ヘラレサルモノ也其ノ他正當ノ事由ナクシテ郵便物ヲ開披毀損隱匿又ハ抛棄シタル者ハ又ハ受取人ニ非ラサルモノニ交附レタル者ニモ全シテ刑罰ノ制オテ科セラル

ハ、賠償責任

賠償責任ニ付キテハ原則トシテハ私法上ノ原則ニ従フモノ也ト
虽モ法律ハ多クノ莫ニ付キテ其例外ヲ定メ或場合ニ付キテハ特

其責任を限定せしむる賠償責任を負ハサルモノトナシ、
 或場合ニ付キテハ特ニ其責任ヲ限定セリ、
 殊ニ通常郵便物及小包郵便物ノ取扱ニ付キテハ法律ヲ以テ賠償
 ナスヘキ場合及賠償金額ヲ一定シ其他ノ凡ソノ場合ニ付キテ
 ハ全ク賠償責任ヲ負ハサルモノトナセリ、但シ故意ノ正当ノ
 職務ニ基ツカスレテ損害ヲ加ヘタル場合ニ具ノ他人的ノ責任ヲ
 生スルゴトハ固ヨリ之レヲ妨ケス、郵便為替及郵便貯金ニ付キ
 テハ斯クノ如キ制限ナク從ツテ一般ニハ民法及商法ノ規定ニ
 從フモノ也ト云ヒ猶為替ノ逕延又ハ郵便貯金ニ付スル取扱
 ノ逕延ニ付キテ生シタル損害ニ付キテハ賠償責任ヲ負ハサルコ
 トヲ規定ス
 賠償請求権ノ時効ニ付キテモ本通常郵便物及小包郵便物ノ取扱
 ニ付テハ特別ノ時効期間ヲ定ム、

郵便利用者ノ側ニ於ケル義務ニツイテハ
 一、料金納付ノ義務

郵便契約ハ其ノ本質ニ於テ私法上ノ契約ナルカ故ニ郵便料金ノ
 郵便契約ハ性質ニ付キテモ民法上ノ手続料ニハアラスレテ私
 法上ノ反対給付義務ト見ルヲ正当トナスハ然レ私法上ノ義
 務ニ対スル強制執行ノ方法トシテハ民事訴訟ノ手續ニハヨラス
 郵便官署カラ自ラ国税滞納ノ例ニヨリ之レヲ徴收シ得ルキコトヲ
 認メ其ノ金額ニ付キテハ国税ニ付キ先の特権アルコトヲ認メ是
 ム、
 此ノ特権ハ唯通常郵便物小包郵便物ノ取扱ニ付キテ認ララル、
 ニ止マル郵便為替料ニ付キテハ常ニ前払ヲ必要トスルヲ以テ斯
 クノ如キ特別ノ強制手段ヲ設メス
 郵便料金ハ或ハ直接ニ法律ヲ以テ定ララルモノアリト云モ是
 レ必ラスレモ必要トラスル公法上ノ手数料ニ付キテスラモ行政

上ノ報償ニ属スルモノハ法律ヲ以テスルヲ要セサルモノナレハ
私法上ノ代金カ命令ヲ以テ定メ得ヘキモノハ当然也

郵便料金ヲ納付スルノ義務ハ差出人ニ属スルコト勿論ナレトモ
未納又ハ不足ノ郵便物ニ付キテハ受取人カエレテ受取ラントス
ルトキハ其ノ納付義務ハ受取人ニ及ス受取人ノ納付ニ付キテ差
出人ノ義務ハ消滅ス、

料金納付キ務ノ時效ニ付キテハ特別ノ短期時效ヲ定メラル、
口、郵便物受取ノ義務

受取人ハ郵便料ヲ完納シタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコトヲ得サル
ノ義務ヲ負ヒ差出人ハ送付セラレタル郵便物ノ受取ヲ拒ムコト
ヲ得サルノ義務ヲ負フ

ハ、郵便物所有権制限
郵便物ノ所有権ハ其ノ受取人ニ交付セラレ、迄ハ猶差出人ニ属
スルハ勿論ナリト虽モ其ノ権利ノ效果ハ制限セラレテ時ニ是メ

テレタル例外ノ外ハ差出人ハ其ノ送付ヲ請求スルコトヲ得ス、
郵便物ノ既達不能ニ付属シ且モ差出人ニモ送付スルコトヲ能ハ
サルモノハ之レヲ公示シ一定ノ^{運送}期間^{運送}内^{運送}ホ交付ヲ請求スルモ
ノナキ時ハ其ノ所有権ハ國庫ニ取属ス
郵便為替金郵便貯金ニ付キテモ亦一定ノ期限内其ノ払渡ヲ請求
スルモノナキ時ハ國庫ノ所有ニ属セズ、
ニ、無能力者ノ権利義務
郵便郵便貯金郵便為替ノ取扱ニ于テハ無能力者ノ郵便官若シ
対シテナレタル行為ハ能力者ナレタルト同一ノ效力ヲ有スル
モノトセラル、

3. 國際郵便法

郵便ハ單一國內ノ制度タルニ止マラス普テ外國ニ通スル國際
的制度ナリ、

萬國郵便條約ニヨリテ其相互ノ連絡ヲ是ノ其他尙數多ノ諸國ト小包郵便ノ交換ニ付キテノ條約アリ其ノ詳細ハ特別ノ研究ヲ要シ今之ヲ述ヘス

4. 郵便官廳

郵便ハ電信電話ト共ニ通信省ノ管理ニ屬ス
省内ニ通信局ヲ置キテ通常郵便小包郵便電信及電話ヲ主管セシメ別ニ郵便貯金局ヲ置キテ貯金及替爲ノ事ヲ司ラシム、其華ノ下ニ地方官ナトシテ地方通信官署ヲ置ク、通信局、郵便局、電信局、電話局等是也
郵便局ハ内地ノミナラス外國ニモ設置セラレ等シノ並通信省ノ管理ニ屬スルモノアリ、朝鮮台灣及ヒ閩東州ハ反之並通信省ノ管理ニ屬セセス各總督府又ハ都督府ノ管理ニ屬ス、

第二 電信及ヒ電話

電信電話ハ全部政府ノ独占ニ屬ス、唯特定人又ハ特定ノ事業ノ專用ニ供スル電信及ヒ電話ノミ、或場合ヲ限リテ私設ヲ特許セラルコトアルノミ、其ノ私設セルモノニ付キテモ公用ノ爲メニ特別賃租ヲ科セラル、ノ義務ヲ負フ
電信及ヒ電話ニ付キテモ法律ハ種々ノ特許ヲ認メタルコト郵便ニ於ケルト全ク、又土地收用法ニヨリ土地收用ノ権利ヲ有ス、電信電話カ其ノ本領ニ於テ私法上ノ契約ナルコトハ郵便ト全ク其ノ種ヲ異ニ於テ公法的特点ヲ有スルコトモ亦全ク、但シ賠償責任ニ付キテハ若シク郵便トハ異ナリ電信電話ノ取扱ニ付キテハ政府ハ全ク賠償責任ヲ負ハサルコトヲ定メタリ、
其外ハ大体ニ於テ郵便ニ付キテ述ヘタルト畧全様ナルヲ以テ之レヲ畧ス

第三款 債幣及銀行券

法律上ノ意義ニ於テ債幣トハ金貨債務ノ外有手供トシテ公認セラレタル物ヲ云フ、他ノ語ヲ以テ云ハ、法律上ニ強制通用力ヲ認ラレタル物也

至者上ノ事際ニ於テ債務者有ノ手段トシテ通用スルモノハ敢テ法律上ノ債幣ニ限ラスト虽モ之等ハ只債権者ヲ受納ヲ承諾スルニヨリテ金貨債務ノ外有タル効力ヲ有スルハ、特別ノ契約ニヨル場合ノ外ハ債権者ハ必ラスレモ債務ノ外有トシテ受納スルコトヲ要スルニアラズ

法律上ノ債幣ハ反之債務者ハ之レヲ提供スルニヨリテ法律上ノ債務外有ノ義務ヲ終リタルモノニシテ債権者ハ必ラスレモ受納スルコトヲ要スル也

何レ法律上ノ債幣タルカハ國法ニ定ムル也ニヨル、國ヨリ國家ノ基

ヲ定ムル也ノ債幣ト云モ其ノ實際ノ品價ニシテ債幣タルニ近セス又ハ債幣トシテノ社会ノ信用ヲ受クルコト能ハサルモノナル時ハ實際ニハ其ノ法律ハ行ハルコト能ハサルモノニシテ法律上ノ債幣ハ只タ空名ニ止マリ實際ニ債幣タルノ実ヲ有スル能ハサルコト免ケラズ、法律上ノ債幣ニシテ今時ニ事實上ニモ債幣トシテ通用スルコトヲ得ルハ單ニ國法ニヨリテ定メラル、ノミナラス其ノ品價ニ於テ債幣タルニ近シ且ツ其自身ニ於テ消乏上ノ價格ヲ有スルモノタルカ、又ハ少ナクとも何時ニシテモ正当ノ價格アルモノト交換セラレ得ヘキコトヲ確実ナルモノナラサルヘカラス、

近代ノ諸國ニ於テ法律上ノ債幣カ專ラ金貨銀貨又ハ金銀貨ト免換セラレウヘキコトノ保証アル紙幣ノミニ限キラル、ハ此ノ理由ニヨル也、

ハ硬貨ト兌換セラレ得ヘキ有價証券也
我國法ノ用語ニ於テ貨幣ナル語ハ專ラ硬貨ノミニ用ニ故幣ハ貨幣ト
稱スルコトナシト雖モ兌換銀行券ハ在速スヘキカ故如ク法律上ニ強
制通用力ヲ認ノラシ、モノニシテ其ノ法律上ノ性質ニ於テハ等シク
貨幣ノ一種也。

貨幣ニ关スル國家ノ作用ハ二種ニ分ツコトヲ辨要ス。一ハ貨幣制
度ヲ定ムルノ作用ニシテ、一ハ貨幣ヲ製造發行スルノ作用也。
貨幣制度ヲ定ムルハ右章ニ述フヘキ法律ノ作用ニ屬シ之レヲ定ム
ルハ必ラス法律ヲ以テスルヲ要ス。

貨幣ノ製造發行ハ反之公企業一種ニシテ其ノ性質ニ於テ命令強制ノ
力カヲ必要トスルモノニアラス、サレハ貨幣制度ヲ定ムルニハ
法ニヨルハ外場合ノ外ハ國家ノ自ラ之レヲナスヲ要スルニ反シテ、
貨幣ノ製造發行ハ其ノ行為ノ性質ヨリ去ヘハ必ラスモ國家ノ自ラ
之レヲナスヲ要スルモノニアラス、或ハ其ノ製造ハ之レヲ私人ノ自

由ニ任シ國家ハ只之レヲ監督シテ其ノ正否ヲ確定スルニ止マレコト
ヲ得ヘシク或ハ國家カ之レヲ檢定スルコトヲモテナスシテ單ニ私人
ノ製造ニカ、ルモノ、又ハ外國ノ貨幣ヲ以テ法律上貨幣トシテ定ムル
コトヲ得ヘシ、

然レハ幣制中、殊ニ硬貨ニ付テハ其ノ真正ヲ確保スルコトハ社会
生活上欠クヘカラサル必要ナルト、貨幣ニ補助貨ノ製造ハ強大ノ
収益ヲ生スルモノナルトニヨリテ大勢ノ文明國ニ於テハ硬貨ノ製
造ハ之レヲ私人ノ自由ニ任スコトナク幣ニ之レヲ政府ノ独占ニトイ
ヒ、紙幣ノ發行ニ付テモ其ノ信用ヲ確保シ流用ヲ統一ニ監督ヲ
與重ニスルノ必要ヲ硬貨ニ認メサルモノアムヲ以テ全シク之レヲ私
人ノ自由ニ放任スルコトナシト雖モ國家ハ其ノ發行ヲ自カラセズレ
テ中央銀行又ハ特種ノ銀行ニ其ノ製造發行ヲ特許スルヲ通常トスル
兌換銀行券是也。

第一、硬貨

硬貨ノ製造及ニ發行ハ國家ノ独占ニ屬シ政府自カラ之ヲ行ナクハ

一

私ニ之ヲ製造スルハ其ノ偽造變造又ハ模造ト合シテ刑法上ノ犯罪也。但シ私人ヨリ地金ヲ輸納シテ金貨幣ノ鑄造ヲ請フモノアル時ハ政府ハ一定ノ手数料ヲ收徴シテ其ノ請求ニ応スルノ義務ヲ負フ(鑄造規則)

硬幣ノ製造ハ大藏大臣ノ管理ノ下ニ於テ造幣局ノ掌ニ也。造幣局ハ又附屬事業トシテ私人ノ請求ニヨリ一定ノ手数料ヲ徴收シテ金銀地金精製及品位証明ヲナス

第三、兌換銀行券ノ發行

兌換銀行券ハ其ノ本質ニ於テハ無利子無期間無姓名ノ債權証券ニシテ發行者ヲ持券人ノ請求ニヨリテ何時ニテモ額面ノ債權ト引換フルメコトヲ約シタルモノニ外ナラス。其ノ債權カ其ノ紙片ニ有体化

セラレ紙片ノ所持者ハ即チ權利者ナリ、其ノ紙片ヲ持券スルニヨリテ何時ニテモ硬貨ト引換ヲ請求シ得ヘキコトハ確實ナルヲ以テ銀行券ハ事實ニ於テハ全ク硬貨ト同一ノ作用ヲナシ殊ニ我國ニ於テハ法律上ハ金貨本位制ヲトレルニ拘ハラズ金貨ハ實際ニハ流用セスニテ專ラ兌換銀行券ノ債權トシテ流通スルコトハ何人モ知ル也

兌換銀行券ハ如斯ク實際上債權ト同一ノ作用ヲナスモノナルヲ以テ硬貨ノ製造ヲ私人ノ自由ニ任スヘキニサルト全シク銀行券ノ發行亦私人ノ自由ニ任スヘキモノニアラス、現行法ハ一畝内地ニ於ケル銀行券ノ發行ハ之レヲ日本銀行ノ特權トナシ、吳東州及ヒ支那ニ通用スヘキ銀行券ハ之レヲ橫濱正金銀行ニ、朝鮮ニ通用スルモノハ朝鮮銀行ニ台湾ニ通用スルモノハ台灣銀行ニ特許セリ、其他ノ一畝私人ハ之レヲ發行スルコトヲ許サズ、

銀行券ノ偽造變造模造等ハ硬貨ニ於ケルト同一ノ制オヲ科セラル兌換銀行券カ法律上ノ硬貨タル性質ヲ有スルヤ否ヤハ只國法カ之

レニ強制通用カヲ認ムルヤ否ヤニ在リテ是マリ、銀行権ノ事實上債
 幣トシテノ作用ヲナシユトハ國法ノ是ナル也ニアルニアラスレテ、
 銀行券ノ至者上ノ性質ニ基クモ也、之レヲ以テハ銀行券ハ未ダ法
 律上ノ公定セラレタル債幣ナルモノニアラス、法律上ノ債幣タルニ
 ハ法律カ其ノ強制通用カヲ認ムルモノタルヲ要ス、但而シテ我國
 法ハ日本銀行ノ發行スル銀行権ニ付キテハ一敢切ノ取引ニ差支ナク
 通用スヘキコトヲ定メ(兌換銀行條例4)、朝鮮銀行ノ發行スル銀行
 権ニ付キテハ朝鮮總督ノ管轄地域中ニ於テ無制限ニ流通用スルモノ
 ト定メタリ(銀朝鮮銀行法ニ三)、台灣銀行正金銀行ニ付キテモ殆コト
 之レト五様ノ規程アリ、即チ此等ノ銀行板ハ何レモ是メラレクム地
 域内ニ於テ法律上債幣タル性質ヲ有スルコトヲ公認セラレタルモノ
 ト云フヘシ

兌換銀行券ノ發行ハ如斯ク特種銀行ノ特權ニ屬シ他ノ私人ノ之レ
 ナラスコトヲ許サスト且モ銀行券ハ其ノ本來ノ性質ニ於テハ特種人
 外ノ債權証券タル事ハ前ニ述ヘタルカ如ク而シテ單純ナル債權証券
 ノ發行ハ固ヨリ各人ノ自由ニ屬ス、故ニ若シ特別ノ制限アルニ非サ
 レハ信用アル銀行ハ兌換銀行券ニ類似ノ証券ヲ發行シテ以テ實際上
 之レトシテ一ノ作用ヲナシシムルヲ得ヘカ其ノ結果ハ債幣ノ統一ヲ塔
 クルノ虞ナシトセス、故ニ法律ハ單ニ兌換權^券ノ發行ヲ特殊銀行ニ
 特權トナセルノミナラス之レト類似ノ作用ヲナス証券ニ付テモ特
 ニ之レカ取締規則ヲ設ケ主務大臣ニ於テ其ノ發行及ヒ流通ヲ禁止シ
 得ヘキモノトナセリ(紙幣類似証券取締法)
 兌換銀行^券ノ發行ノ特權ニ對シテハ又之レニ伴フ各種ノ義務アリ、
 之ハノ義務ノ重ナルモノハ左ノ如シ

1. 支払準備及ヒ保證準備ノ義務

銀行ハ其ノ發行スル銀行権ニ對シテ何時ニテモ引換ノ請求ニ応
 スルノ義務アルモノナルヲ以テ其ノ兌換ヲ確實ナラシムルカ爲メ

ニ法律ハ必要ナル準備ヲナスノ義務ヲ負ハシム其ノ準備義務ニハ
支松準備ト保証準備トノ別アリ
支松準備ハ又之レヲ正債準備ト云フ、金銀債又ハ地金銀ヲ貯蔵ス
ルノ義務也、

保証準備トハ比較的容易ニ貨幣ト交換シ得ヘキ証券ヲ準備スルノ
義務ニシテ我國法ハ國際証券其他ノ確實ナル証券又ハ商業手形ヲ
保証トナスヘキモノトセリ、如斯何ナル制限度ニ於テ支松準備又
ハ保証準備ノ義務アルカニ付キテハ諸國ノ制度一ナラス
我國法ハ独逸等ト合ニク所謂屈伸制度限發行制ヲ取ルモノニシテ
銀行ハ一定ノ額ニ至ル迄ハ正債準備ナク單純ナル保証準備ヲ以テ
銀行券ヲ發行スルノ权ヲ有シ其レ以上ニ銀行券ヲ發行スル場合ニ
於テハ其ノ總額ニ對シテ正債準備ノ義務ヲ負フヲ原則トシ、只
市場ノ状況流通貨幣ノ増加ヲ必要トスルトハ特ニ政府ノ許可ヲ
以テテ正債準備ナク、保証準備ノミニキヲ以テ銀行券ヲ發行ヲ

八五〇

許サル普通ニ制限外發行ト云ヘルモノ是也、制限外ノ發行高ニ對
シテハ特別ノ發行稅ヲ科セラル、即チ銀行券ヲ發行兌換ハ正債準
備發行、制限外保証準備發行及ヒ制限外保証準備發行ノ三種ヲ区
別スルコトヲ得、

制限内發行ニ付キテハ其ノ最高額ニモ最低額ニモ何等ノ制限ナシ、
制限外發行ニ付キテモ其ノ額ニハ法律上一定ノ制限ナシト云モ止
レ發行稅ヲ科シ其ノ稅率ニ付キテモ法律上一定セズニテ隨時之レ
ヲ定ムルコトナセルニヨリ間接ニ止レテ制限ニ以テ至極上必要
ニ志ニテ自ラ屈伸スルコトヲ得セシム、是レ屈伸制限ノ名アル所
以也、

カ、發行稅納付ノ義務

發行銀行ハ其ノ特權ニ對スル反對給付トシテ發行稅納付ノ義務ヲ

発行税ニハ二種ノ區別有リ

一ハ正債準備ナキ発行高ノ總額ニ対シテ課セラルルモノニシテ

一ハ制限外発行高ニ対シテ科セラルルモノ也

前者ハ日本銀行ニ対シテノミ科セラレ其ノ税率ハ比較的至微ナリ

(兌換銀行券発行税法)

后者ハ各発行銀行ニ通シテ科セラレ制限外発行高ヲ適宜ニ制限ス

ルコトヲ目的トス

何レモ法律ハ是レヲ税ト称スト虽モ其ノ性質ニ於テハ租税ニアラ

ズシテ特权利ノ性質ヲ有ス

3. 政府ノ監督ヲ受クルノ義務

発行銀行ハ何レモ政府カ其ノ株式ノ大部分ヲ引受ケタルモノニシ

テ政府ハ其ノ大株主ノ一ナルカ故ニ此ノ于係ニ於テモ之等ノ銀行

ハ其ノ事務ノ全部ニ付キテ政府ノ特別ノ監督ニ服スルモノナリト

虽モ特ニ銀行券ノ発行ニツイテハ政府ノ特許アル公ノ企業トシテ
其ノ監督ニ服ス

殊ニ兌換枚ノ格式圖形製造又ハ消却等ノ手續ニ付キテハ政府ノ指

揮ニ従フコトヲ要シ、又其ノ発行高其他ニ付キテハ常ニ申告ノ義

務ヲ負フ

其ノ監督ノ様式トシテハ主務大臣又ハ總督ノ下ニ於テ各銀行ニ付

キ監理官ヲ置ク官監理官ハ何時ニテモ金庫簿其他ニ付キテ検査

ヲナスノ权ヲ有ス

第四款 教育事業

教育様式トシテハ学校ヲ最モ重ナルモノトシ、其ノ他圖書館、博

物館、幼稚園、講演会ノ類アルヲ得ヘレモ之等ノ企業カ悉ク公ノ企

業トシテ國家ノ独占ニ屬スルニアラス、是等ノ設備ヲナスコトハ原

則トレテハ各人ノ自由ニ屬スル処アリ、
 公企業タル性價ヲ有スルハ唯公ノ性價ヲ有スル本校ニノ止マル、
 公ノ本校ノミカ公ニ獨白ニ屬シ國家ノ獨白ニ屬シ、國家ノ特許ヲ受
 クルニヨリテノミ私人ニ於テモ之レヲ設立スルコトヲ許サ、ル也、
 公ノ性價ヲ有スル本校トハ法例ノ定ムルハ是、各科程ヲ有スル教育
 權ヲトレテ公認セラハル、モノヲ云フ、
 私塾及ヒ私ノ学校ヲ設立スルコトハ私人ノ自由ナリト雖モ、此ノ如
 キ本校ハ只タ私人ノ任意ニ教育ヲ行フノ權ヲ止マシ、國家ノ公
 認スル処ノ学校ニハアラス、公認ノ本校ハ國家ノ自由ヲ設立スルモノ
 ノ外ハ、只タ特許ニヨリテノミ設立スルコトヲ得ルノミ、
 本校ノ至當ニ于スル教育政策上ノ見地ニツイテハ今述フヘキノ如ニ
 アラス、
 法律上ノ向題トシテハ唯本校原担本校ノ特許本校ノ利用ヲ原担校教
 員ノ教職長ニ付キテ述フルヲ要ス

第一、本校ノ原担 (Schulhaften)

本校原担ハニ方面ニ於テ認ノラヌ、一ハ本校ヲ設立維持スル、義
 務ニシテ、一ハ本校ノ費用ヲ分担スルノ義務也、
 前者ハ特殊ノ本校ニ付キテテ地方団体ニ對シテ科セラルモノニシ
 テ所由自治原担ノ一種也、
 后者ハ地方団体ニ於テ其ノ本校ニ特別ノ利益ヲ得ル有スル住民ノ一
 部ニ對シテ科スル如ニシテ、所以テ分担金ノ一種也、
 分担金ニ付キテハ特ニ述フヘキモノナシ、只タ自治原担ニ付キテ一
 言スヘシ
 本校ニ于スル自治原担ハ之レヲ強制的原担ト隨意的原担トニ區別ス
 ルコトヲ要ス

強制原担ハ地方団体ノ義務トシテ必ラス其ノ原担ヲオスヘキコトヲ
 命セラル、モノニシテ、尋常ノ本校中學校高等女學校師範本校及ヒ

農業学校ニ付キテ記シテラル、

尋常小学校ハ市町村又ハ市町村学校組合又ハ其ノ正ニ於テ其ノ義務ヲ負担シ、中学校高等女学校師範学校ハ北海道及ヒ各府縣ニ於テ其ノ義務ヲ負フ、農業学校ハ一級ニハ其ノ義務ヲ科セテレスト云モ只土地ノ賦税ニヨリテハ主務大臣ニ於テ北海道及ヒ各府縣ニ其ノ設立ヲ命ジ得ヘシ、

学校ノ設立義務ハ本校敷地校舍其他必要ナル一切ノ設備ヲ供給シ其ノ維持費用ヲ負担シ教員ノ俸給旅費其他ノ手当ヲ支弁スルノ義務ヲ負フ、然レモ其ノ学校ニ於テ法令ノ定ムル教科目ニ従ヒテ教育ヲ行フコトハ自治負担ニ包含セラル、モノニアラス、

教育天レ自身ハ國ノ事業トシテ國ノ權ヲタル学校長教員等ハ行フ如クニシテ地方団体ノ事務ニアラス、其ノ市町村長又ハ市町村学校委員等ノ管掌スル事務トモ何レモ國ノ權ヲトシテ國ノ事務ヲ行フモノニシテ市町村ノ固有義務ニアラス、

地方学校通則(明治二十三年法律第八九号)小学校令等ニ於テモ教育事務ハ國ノ事務タルコトヲ明言セリ、サレハ学校ニ于スル自治負担ハ教育事務ヲ行フ負担ニテラスニシテ單ニ教育ニ于シテ設備ヲ供スルノ負担タル也、從ソテ之レヲ例ヘハ市町村立小学校ニ於ケル其ノ事業ノ主体ハ國家ニシテ市町村ニハテラス、市町村ハ只其ノ設備ニ付キテノ主体タルノミ

学校ノ設立ハ地方団体ノ必要事務トシテ其ノ義務ヲ命セラル、モノ外又随意事務トシテ其ノ設立ヲ許サル、モノアリ、北海道及ヒ各府縣ニ專向学校及ヒ農業学校ヲ設置スルコトヲ許サレ、市町村、町村組合ハ中学校、高等女学校、高等小学校ヲ設置スルコトヲ許サル之等ノ場合ニ於テハ地方団体ノ教育ヲ行フノ権利ヲ特許セラル、ニアラスニシテ教育其物ハ國家ヲ自行ヒ地方団体ハ只其ノ設備ヲ供給スルニ止マルコトハ前ノ場合トシテ、即チ等レノ自治負担ノ一場合ニシテ、只前看テ強制的負担ナル。反シテ此ノ場合ハ随意的負担

タルノ差アルノミ、何レモ國家ク地方団体ノ費用ヲ以テ教育ヲ行フ也、從ツテ之等ノ校長職、教員、職員ハ國ノ官吏ニシテ地方団体ノ吏員ニアラス

地方団体ノ設立スル本條ハ通常之レヲ公立ト云ヒ以テ官立本校ト區別スト、虽モ官立本校ト公立本校トノ差異ハ只ク前者ハ國家ヲ自ラ其ノ費用ヲ負担シ且ツ文部大臣カ直接ニ之レヲ管轄スルニ反シテ后者ハ地方団体カ其ノ費用ヲ負担シ其ノ管理權ニ於テモ文部大臣ノ監督ノ下ニ地方長官ニ屬シ又ハ地方長官ノ監督ノ下ニ市町村長ニ屬スルコトニアリ、二者共ニ國家ノ教育權ヲタルコトニ於テハ全一ナリ

第三、本校ノ特許

真正ノ意義ニ於テ本校ノ特許トシテ見ルハキモノム只ク亦私立本校ニ於テノミ見ルコトヲ得

私立本校ノ教育ハ其ノ設備者カ自ラ行フ処ニシテ國家カ行フ処ニアラス、教員其他ノ職員ハ私ノ職員ニシテ國家ノ官吏ニアラス、單ニ其ノ設備ニ付キテノミナラス其ノ事業ニ付キテモ私人ク其ノ主体タルナリ

○ 私人ニ特許セラレハキ本校ハ小本校中本校高等女本校実業本校及ヒ専門本校也、之等ノ本校ノミカ公認本校トシテ特許ノ目的タリ得ヘキモノ也、特許ニカハル本校ハ主務權ニ特別ノ監督ニ服シ校舍其他ノ設備、教科課程、教科用圖書、教員等ニ付キテハ法令ノ定ムルニ從ヒテ之レヲ整理スルノ義務ヲ負フ、一方ニ於テハ其ノ在學生不能又ハ卒業生ハ官立又ハ公立本校ニ於ケルト全シテ徵兵、猶予、高等ナル本校ノ入學資格ニ付キテノ特許ヲ與ヘラレ、其ノ校舍ノ敷地、用地等ニ付キテハ免稅ノ特許ヲ與ヘラレ

第三、本校ノ利用于保

本校ノ利用ヲ係ニ付キテハ公立公立本校ニ付キテハ公法的手係トシ
 テ認ムヘキコトカワテホヘタルク如シ
 蓋シ本校ノ至管ハ事ヲ公益ノ為ニスルモノコレモ私至管の事業ト認ムヘカラサルニ
 フ念マス、如何ナル意義ニ於テモ私至管の事業ト認ムヘカラサルニ
 ヨル也、公法手係ヲ以テ權利手係トシ一視スル本管ハ或ハ本校ノ利
 用ハ一般ニ強制セラル、コトナク國家命令權ノ行使ニアラサルカ
 故ニ公法的手係ニアラストナスモノアリ、此説ニヨレム小本校、ミ
 カ就本ヲ強制セラル、カ故ニ公法的手係利用手係ナルモ其他ノ本校ハ凡
 テ私法的手係トナス也、然レハ小本校ト其他ノ本校トノ間ニ利用手
 係ニ如斯キ性質ノ差異ヲ認ムルハ理由アル説ト云フヲ得ス、
 私立本校ノ利用手係ハ民法上ノ手係也、公企業ノ至管ヲ許許
 セラレタルモノト雖モ私人カエレテ至管スル場合ハ一般ニ民法、
 商法ノ規定ニ依リテ要スル也、
 本校ノ利用手係ニ付キテ時ニ述フルコトヲ要スルハ小本校ニ於ケル

就学強制也

就学強制ハ只尋常小本校ニ付キテノミ認メラル、其ノ義務者タル
 者ハ本管児童ノ保護者即之レニ付シテ親権ヲ行フ者又ハ其右見人ニ
 コテ、其ノ保護ニ属スル児童カ本管ニ達スル時ハ就学セシムヘキ義
 務ヲ負フ、就学義務ハ児童カ尋常小本校ノ料程ヲ終リ又ハ満十歳
 ニ達スル迄繼續ス、就学義務ハ特定ノ場合ニ於テ免除又ハ猶予ヲ
 ナレ得ヘキノ規定アリ、就学義務執行ノ任ニ付タル者ハ市町村長ナ
 リ、
 就学強制ニ付シテ又無料教育ノ義務アリ即チ市町村立小本校ハ授
 業料ヲ徴收スルヲ得サルモノトセラレ、只特別ノ事情アル時ハ有果
 知事ノ認可ヲ受ケテ授業料ヲ徴收スヘキコトヲ許サルト雖モ此ノ場
 合ト雖モ其ノ金額ヲ制限セラレ市ニ在リテハ一月月二十元以下、町
 村ニ在リテハ十元以下トスル
 其他ノ本校ニ於テハ一般ニ授業料ヲ徴收スヘキ原則トス、授業料ハ

官立公立本校ニ付キテハ公法上ノ平教科タル性質ヲ有シ、官立本校ニ於テハ國庫、公立本校ニ於テハ其ノ設備ノ費用ヲ負担スル団体ノ收入トス、

各本校ノ本科課程ニ付キテハ一々述フルノ要ナレトモ我々本校制度ニ於テハ著シキ特色トシテハ、

其ノ尹重ニ宗教ト命所セラレ宗教本校ハ公認タル資格ヲ有スル事ハナルコト、

本校ト政治モ亦カノテ命所シ、本校生徒ハ送奉其也政治ニ于スル凡テノ権利其他ノ權利ヲ有セサルモノトシ、教員ハ政黨ニ加入スルヲ許サス、小本校教育ハ衆議院議員ノ被送奉校ヲ有セス、

其ノ各本校ノ本科課程ハ法令ヲ以テ一定セラレ極端ナル制一主義ヲ採レルコト、

小本校用教科書ハ国定教科書ニ即限ラルコト
等ヲ奉クルヲ得ヘシ、

第四、本校ノ教員

教員ハ直接ニ教員ノコトニ属スル梯子ナルヲ以テ、其ノ資格ニ付

キテハ尹重ナル制限アリ

小本校、中本校、高等女子本校ノ教員ニ付キテハ教員免許收ノ制度アリ、特別ノ例外ノ外ハ免許收ヲ有セルモノニテラサレハ之等ノ本校ニ教員タルヲ得ザルモノトセラレ

私立本校ノ教員ニ付キテモ一々資格ノ制限ヲ定メラレ又ハ其ノ雇入ニ付キテ主務官ナリ、認可ヲ受クヘキモノトセラレ

官立公立本校ノ教員ハ何レモ國ノ官吏タルコトハ前ニ述ヘタルカ知

トシ、

公立本校教員ノ捧給ハ又々地方団体ノ支弁ニカ、ルト虽モ、其ノ職務義務ハ世國家ニ付シテ之ヲ履フモノニシテ、其ノ任免权及ヒ懲戒权モ亦國家ニ属ス、

其ノ待遇ニ付キテモ、或ハ委任待遇トシ、或ハ判任待遇トセラルルモノニシテ等シク國家ノ官吏也

第五款 專賣

專賣トハ特殊ノ貨物ノ製造及ヒ販賣ニ関スル國家ノ独占企業ヲ謂フ

專賣ハ主トシテ國家ノ財政上ノ利益ノ爲メニ行ハルヲ通稱トスト
雖モ是レ法律上ノ要莫ニアラズ、其ノ法律上ノ性質ヨリテハ、或種
ノ貨物ノ製造及ヒ販賣ノ全部又ハ一部ヲ國家ノ独占トナス場合ニ於
テハ常ニ專賣ニシテ其ノ目的カ國家ノ收入ヲ得ルカ爲メニアルト公
益ヲ保護スルカ爲メニアルトテ本同トス只大子數ノ場合ニ於テハ專
賣ハ主トシテ收入ヲ目的トスルモノナルカ故ニ普通ニ專賣權ハ財政
權ノ作用トシテ論セラル、ヲ通稱トスト雖モ專賣ニヨル收入ハ法

律上ハ純然タル私法上ノ売買ニヨルモノニシテ租稅ノ如ク公ノ権力
ニヨリテ臣民ニ給付ノ義務ヲ負スルモノニアラザルヲ以テ、之レヲ
財政權ノ作用トシテ論スルハ適當トナラス法律上ハ全ク他ノ独占企
業ニ性質ヲ全クシ公企業マノ一種トシテ論スルヲ適當トナスヘシ、
現現時ノ國法ニ於テ國家ノ專賣權ヲ認メラル、モノハ凡ソ五種也
煙草專賣、樟腦及ヒ樟腦油^專賣、鹽專賣、紅^專專賣、阿片專賣之レ
也、
此ノ中最初ノ曰ハ主トシテ收入ヲ目的トスルモノナレトモ、阿片專
賣ハ主トシテ公益ノ爲メニスルモノナリ、
之等各種ノ專賣ニ付キテ一各ニセレヲ詳説スルノ暇ナシ、只其ノ法
律上ノ主要ノ點ヲ述フルニ止ム、

I. 独占權ノ範圍

專賣ニ于スル國家ノ独占權ハ通常其ノ貨物及ヒ販賣ノ全部ニ及ブ、

ミナラス、外國ヨリ其ノ傾物ヲ輸入スルコトモ亦其ノ独占ノ範圍ニ
屬ス、其他尙ホ煙草ノ如キ耕作ヲ要スルモノニ付テハ其ノ耕作モ
亦全様ナリ、然レ此之等凡テノ行為ニ付テハ必ラスシモ國家カ自ラ
之レヲナスニアラスシテ、其ノアルモノハ私人ニ特許セラル、例之
煙草ニ付キテハ亦ハ煙草ノ製造ハ國家カ自ラ之レヲナセ共其ノ耕作
販売及ヒ輸入ハ私人ニ特許セラル然レモ亦全様也、鹽、樟腦及ヒ樟
腦油阿片ニ付キテハ其製造モ亦私人ニ特許セラル

独占ノ範圍ハ本場所ニ於テ一處ノ限限アリ
煙草ノ專賣ハ一般内地ノ外台湾及ヒ樺太ニ及フト虽モ朝鮮及ヒ美
東州ニ行ハラス、内地ニ於テモ三ノ島地及ヒ北海道ノ一部ハ其ノ
施行區域ノ外ニ行ハ置ケル

鹽專賣ハ内地ニノミ行ハレ殖民地ニ及ハス、只台湾ニ於テハ別に食
鹽專賣ノ制アリ内地ニ於テモ例外トシテ之レヲ行ハサル地方アルコ
トハ煙草ニ全シ

樟腦及ヒ樟腦油專賣及ヒ阿片專賣ハ内地及ヒ台湾ニ行ハレ、紅雲專
賣ハ專ラ朝鮮ニ行ハル、其ノ施行區域以外ニ於テハ独占ハ其ノ故
カヲ及ホサレム也、

独占ノ保護ノ為メハ罪重トハ罰則アリ、独占ノ直接ノ侵害ヲ
処罰セラル、ノミナラス專賣ニ屬スル傾物ト類似ノ性質ヲ有シ之レ
ヲ代用シ得ヘキモノニ付キテモ其ノ製造販売ヲ禁止セラル、ヲ通
常トス、且シ專賣ハ交通企業ノ如ク直接ニ公供ノ利用ニ供セラル、
モノニアラサルカ故ニ警察上ノ特別ノ保護ハ專賣ニ付キテハ存スル
コトナシ

II 特許

專賣ニ屬スル傾物ノ耕作製造販売又ハ輸入ノ作為ハ之レヲ私人ニ
特許セラル、モノアリ、例之煙草ニ付キテハ其ノ耕作ハ煙草耕作可
ニ特許セラル、其ノ販売ハ煙草賣捌人又ハ煙草小売人ニ特許セラル

塩ニ付キテハ其ノ製造ハ塩製造可ニ特許セラレ其販賣ハ塩元売商人
又ハ塩小売人ニ特許セラル、カ如シ法律ハ凡テ之ヲ許可トスヘリ
ト虽モ特許許可ニテラスニテ國家ノ独占權ニ基キ其ノ独占ノ範圍ニ
屬スル行為ヲ他人ニ許容スルモノニ外ナラス、即チ公企業特許ノ性
質ヲ有スルモノ也

是等ノ特許ヲ受ケタル者ハ他ノ公企業特許ノ場合ト同ク其ノ業務
ニ于テ種々ノ義務ヲ負擔シ政府ノ監督ノ下ニ服ス其ノ義務ハ殊ニ
其ノ耕作又ハ製造ヲナスヘキ區域其時期其ノ製産高其ノ製産方法等
ニ付キテハ嚴重ナル制限ヲウケ、就中其ノ義務ノ最ニ著シキハ其耕
作又ハ製造セル製産高ノ全部ヲ政府ニ納付スルコトヲ要シ、私ニ之
レヲ消費シ又ハ処分スルコトヲ許ササルコトニアリ、即チ其ノ所有
權ハ初メヨリ制限セラレ一定ノ時期ニ於テ其ノ所有權ヲ法律上必然
ニ政府ニ移転セラルヘキモノナル也、勿論之レニ付テハ賠償金ヲ
交付セラルト虽モ賠償金ハ民法上ノ売見ニヨル代金ニアラスニテ、

公法的ノ性質ヲ有スルモノナル故ニ之レニ于スル等ハ民事訴訟ノ
目的タルヲ得ズ、其賠償金額ハ政府カ監定人ノ鑑定ニ基キテ之レ
ヲ決スルモノニシテ之レニ不服ナル時ハ再鑑定ヲ請求スルコトヲ得
ヘト虽モ再鑑定ハ終結ノ決定カ有シ夫レ以上ニ於テハ民事裁判
所ニ出訴スルコトヲ許サレサル也、販賣ヲ特許セラレタルモノニ付
キテハ如斯キ嚴重ナル制限ナク其ノ營業上ノ地位ニ於テ殆ト普通
ノ自由營業ト異ナルト虽モ只其ノ売價價格ニ付キテハ政府ノ指
定スル也ニ從フヲ要ス

Ⅲ、販賣

政府カ專賣ニ屬スル物價ヲ賣捌人小売人又ハ一般消費者ニ賣渡ス
行為ハ單純ナル民法上ノ賣買也、其ノ通常ノ賣買ト異ナル処ハ單ニ
其ノ賣渡シ價格カ自由ノ契約ニヨリテ定マラスニテ專ラ政府ノ決定
スル処ニヨルノ契ニアリ、

専売カヨク國家ノ收入ノ目的ヲ達スル所以ハ莫ク國家カ自己ノ任意ニ其ノ賣渡價格ヲ決定シ得ルハカ高クニ外ナラス

國家ハ其ノ独占權ニ基キテ國私人ノ自由營業ヲ禁止スルコトニヨリテ其ノ價物ヲ自由競争ノ外ニ立タシメ、自由競争ニヨリテ定マレヨリ高キ價格ヲ以テ之レヲ販賣スルニヨリ以テ其ノ收入ノ目的ヲ達スル也

其ノ價物ノ需要者ハ之レニヨリテ恰クモ消費稅ヲ納ムルカ如クニ正當ノ價格ヨリモヨリ以上ノ代價ヲ支払フコトヲ余美ナクセラルヒモノニシテ其ノ至者上ノ性質ニ於テハ專売ハ租稅徵收ノ一表態也ト云フコトヲ得ヘシ

其ノ價格ノ決定ハ至者上ハ恰モ租稅ノ稅率ヲ定ムルト同様ノ作用ヲナスモノナルヲ以テ租稅率ノ決定ク法律ヲ要スルト同様ニ專売價物ノ價格モ亦法律ヲ以テ少ナクトモ其ノ大体ノ標準ヲ定ムルヲ稔當トナスヘント虽モ、單ニ法律上ノ理論ヨリ云ハハ其ノ賣渡價格ハ民法

上ノ代價ニ外ナラサルヲ以テ法律ヲ要スルモノト云フヲ得ス、現行法ニ於テモ直接ニ法律ヲ以テ之レヲ定ムルコトナクシテ、或ハ一定ノ制限ヲ付シ或ハ之レヲ附セスンテ主務大臣ノ決定スヘキモノトナセリ

專売價物ノ價格ク一定セラレタル時ハ其ノ賣渡ハ專ニ此ノ價格ヲ以テスルヲ要スルモノ也ト虽モ、又例外トシテ輸出ノ外又ハ特別ノ用途ニ使用スル等ノ爲メニ賣渡ヲ請水スルモノニ對シテハ特別ノ代價ヲ以テ賣渡スヘキコトヲ定ム

IV. 專賣官廳

大藏省ノ下ニ專売局、專売支局ヲ置キ專売事務ヲ司ル唯悉片專賣ハ内務省ノ所管ニ屬ス、朝鮮台灣ニ付キテハ總督府ノ主管スル也

第三章 公物法

第一節 公物、私物及私物

第一款 公物及私物

國家又ハ公法人カ其ノ目的ヲ達スル爲メニハ有体物ニ對スル支配
 權ヲ有セサルヘカラス、私人カ土地其他ノ有体物ニ付テ所有權其他
 ノ權利ヲ有スルト同シク國家又ハ公法人モ亦動産不動産ニ付テ全
 樣ノ權利ヲ有ス之等ノ權利ハ其ノ性質中ニ於テ

(A) 全ク私人ノ有スル權利ト全シケ單ニ私法上ノ權利タルニスキサル
 モノアリ

(B) 或ハ主トシテ公益ノ爲メニ有スル權利ニシテ從テ公法上ノ權利ト
 ル性質ヲ有スルモノアリ之レヨリテ國家又ハ公法人ノ有スル物權ニ
 ハ公物權ト私物權トヲ區別スルコトヲ要ス

(A) 公物ニ屬スルモノヲ公物ト謂ヒ (*Öffentlichen Sachen*)

domaine public)

(B) 私物ニ屬スルモノヲ私物ト謂フ 独逸學者ニ國有財産ニツイテ
行政財産 (*Verwaltungs Vermögen*) ト 財政財産 (*Fiskus
Vermögen*) トヲ區別スルハ又今ノ思想ニモトツクモノナリ
キ

國家又ハ公法人ノ所有ニ屬スルモノト雖モ直接ニ公用ニ供セラル
ハモノニアラスニテ主トシテ又ハ專ラ其金錢上ノ價格ニ於テ國家又
ハ公法人ノ用ニ供セラルハモノハ私物ノ性質ヲ有ス、金錢有價証券
國有林野 (保安林ヲ除ク) 公用ニ供セラレサル國有地國有鉱山等皆
是ナリ 之等ノ物ニツイテノ法律ヲ係ハ原則トシテ私人ノ所有物ニ
テスルト異ナルコトナク其ノ權利ハ純然タル民法上ノ所有權ナリ
民法ノ凡テノ規定ハ原則トシテ其權利ハノ終之ニ適用セラルハモ
ニシテ其ノ貸付讓渡等ノ行為ハ民法上ノ法律行為ニヨリテ行ハル

地上權又ハ其他ノ他物權及担保權ハ其ノ上ニ設定セラル、ヲ得ヘク
又民事訴訟法ニヨル強制執行ノ目的トナルコトヲウヘシ、勿論之レ
等ノ國有財産管理ニツイテハ特別ノ法規ニヨル制限アルノミナラス
其ノ管理ヲ司ル官ナハ職務上ノ訓令ニヨリテ拘束セラルト雖モ之等
ノ制限ハ唯當該官吏ノ職務上ノ義務ヲ定ムルニ止マルカ故ニ又ハ其
ノ私下貸下等ノ法律行為ノ效力ヲ制限スルモノニシテ權利其自身ノ
性質カ民法上ノ權利タルコトヲ妨クルモノニアラス、
國家又ハ公法人カ直接ニ公用ニ供スルモノハ之ニ反シテ公物ノ性
質ヲ有スル公物ハ更ニ二種ニ分ツヲ得

(A) 一ハ物其レ自身カ直接ニ公衆ノ使用ニ供セラル、モノナリ、之ヲ
公衆使用權又ハ共有物 (*Sachen des Gemeingebrauchs*
sche) ト謂フヲ得ヘシ我法律上ノ用語ニ於テ營造物ナル語ハ又此種
ノ公物ヲ指示スルカ爲ニモ用ヒラル、重通常ナリ、公衆ノ使用トハ
必ラスシモ何人ニテモ無制限ニ使用シ得ルノ謂ニアラス、唯多數不

定人ノ使用ニ供セラル、ヲ以テ足レリトス、但シ特別ノ許諾ニヨリ
 又ハ特別ノ契約ニヨリテノミ使用ヲ許サル、モノハ公衆使用ノ觀念
 ニ屬セズ、公衆使用物ノ最モ莫ナルモノハ公衆ノ交通ノ用ニ供セラ
 ル、土地其他ノ物件ニシテ公ノ道路ヲ初メトシ橋梁公園地河川運河
 港灣等之レニ屬ス、其他共同基地郵便函公衆便所ノ類又全株ナリ、
 庶ニ不動産ノミナラス動産ニテモ例之公ノ圖書館ノ局舎、公ノ博物
 館ノ藏品ノ如キモ亦此ノ種ノ公物ニ屬スルモノナリ、
 ①他ノ一ハ國家又ハ公法人ノ公務ノ用ニ供セラル、物件ニシテ之ヲ
 公務使用物又ハ用役物 (*Sachen des Öffent-lichen Dienstes*) ト謂フヲ得可シ、國會議事堂裁判所行政官署兵營監
 獄其他凡テノ官衙公署ノ敷地建物及ヒ之レニ使用セラル、器械什具
 其他凡テノ動産學校郵便鐵道印刷局造幣局其他凡テ公企業ノ用ニ
 供セラル、動産不動産、要塞練兵場、軍艦其他軍用ニ供セラル、凡
 テノ物件等ハ此種ノ公物ニ屬ス消費物モ亦等シク此ノ種ノ公物タル

ユトヲ得

國家又ハ公法人ニ屬スル物件中ニ公物ト私物トヲ區別スルコトヲ
 要スルハ先ツ仙田ノ學者ニヨリテミトメラル所ニシテ羅馬法ニ
 於テ *Res publica* ノ觀念ハ其ノ起源ヲナスモノナリ、今日
 ニ於テハ其ノ區別ノミトメラルコトニ付キテハ略一般ニ承認セラ
 ル、定説ナリト謂フヲウヘシ、唯公物ニ于ル權利ノ性質ニツイテ
 ハ學說一ナラサルノミナラス如何ナル物カ公物ニ屬スルカニ付キテ
 モ本説甚ハク區々ナリ、公物ニ于ル權利ノ性質ニツイテハ右ニ述
 ヘク先ツ公物ノ範圍ニツイテ謂ハル
 ①或ハ公衆ノ使用ニ供セラル、物カノミヲ公物ナリト謂フモアリ
 ②或ハ單ニ土地其他ノ不動産ニ限ルトナスモノアリ
 ③或ハ広ク一切ノ公用ニ供セラル、物ハ皆公物ノ範圍ニ屬ストナス
 モナリ、此最後ノ説ハ近時ニ於テハ寧ロ多數ノ本者ノ合意スル所ト
 謂フヲ得ヘク蓋シ最モ當ヲ得タルモノナリ、公物ヲ有以上述ハタル

二種ニ區別セルハ即此ノ説ニ從テモナリ、

第二款 公物ニ于スル權利

公物ニ于スル權利カ法律上如何ナル性質ヲ有スルカハ今日ニ於テ
モ異論アル問題ナリ、然レトモ於ケルハ一般ノ通説ハ所有權ニ公法上ノ所
有權ト私法上ノ所有權トノ區別アルコトヲ以テ公物カ國家又ハ公
法人ノ所有ニ屬スルモノナル時ハ其ノ所有權ハ公法上ノ所有權ト
リトナセリ、此ノ説ハ近時ニ於テハ殊ニ *Otto Mayer* ニヨリ
テ獨乙ニ傳ヘラレ獨乙ニ於テモ本者ノ之ニ同意スルモノナカ
ス、然レトモ獨乙ニ於ケルハ一般ノ通説ハ今日ニ於テモ所有權ハ常ニ
私法上ノ權利トナシ公法上ノ所有權ノ觀念ヲ以テ又公物ニツイテ
モ其ノ所有權ハ等シク私法上ノ權利ニシテ唯其ノ公物タル事ニヨリ
テ其ノ權利カ公法上ノ制限ヲ受クルモノトナセリ、
公所有權ノ思想ヲ以テタル説ノ要旨ヲアケルハ單ニ所有權ト謂フ

ハ唯完全ニ物ヲ支配スル權利ヲ意味スルニ止マリ其ノミニテハ未
私法上ノ權利ナリ又ハ公法上ノ權利ナリトテ斷言スルコトヲ得ス
所有權ノ法律上ノ要點ハ其ノ物ヲ支配スル上ニ於テ所有權者カ第
三者ニ對シテ有ニル所ノ法律ヲ如何ニナリ、此ノ法律ヲ係ハ或ハ
對等者間ノ子係ナルコトアルハク或ハ權力團體カ其ノ服從者ニ對
スルノ子係ナルコトアルハシ、前ノ場合ニハ其ノ權利ハ私法上ノ所
有權ナリ、然レトモ若シ反之物ノ所有者カ所有者トシテ第三者ニ對
シテ有スル子係カ權力者ト服從者トノ子係ナル時ハ其ノ權利ハ公法
上ノ所有權ナラサルハカラス、公物ニツイテハ私法上ノ法制行為ハ
原則トシテ其上ニ行ハルコトヲ得ス、而シテ一方ニハ公物上ニ於
ケル公衆ノ使用權公物ヲ維持管理スルノ義務、公物ノ上ニ於ケル公
衆ノ使用權公物ヲ特別使用ノ許可等何レモ皆公法ニヨリテ規定セラ
ルナリ、換言スレハ公物ノ所有者カ所有者トシテ第三者ニ對シテ
有スル法律ヲ係ハ一般ニ私法的子係ニヨラヌシテ公法的子係ナリ、

從テ公物ニ對スル所有權ハ公法上ノ權利ナラサルヘカラスト謂フニ
アリ、

此本説ニ對シテハ本者ハ之レヲ非難スルモノ尠ナラス、例之
Gierkeハ之レニ對シテ物權ニ公私兩様ノ區別ヲナスカ如キハ斷
シテ獨ニ法ノミトナル所ニアラス、加之殊更ニ物權ト公ノ權カノ作
用トヲ混合シテ之レヲ公法上ノ物權ナリト稱スルモ果シテ何ノ得ル
所カアルト謂ヒ Jellinekハ統治權ハ命令權ナリト命令ハ唯人ニ
對シテ行ハルハノミニヤリテ物對スル命令アルヲ得ヌ物ノ上ニ
行ハルノ權利ハ常ニ私權ナリ、公法上ノ物權ハ全ク之アルヲ得ヌト
謂ヘリ、

之レヲ一見スレハ此ノ兩説ハ互ニ正反對ノ地位ニアリテ根本ヨリ
全ク相異ナルカ如シト雖モ稍詳カニ之レヲ見ルハ其ノ異ナル所ハ專
口外形ニアリテ實質ニアラス、實質ニ於テハ兩説共ニ略相一致セル
モノナルヲ知ルベシ、全ク公所有權ノ思想ヲ否定スル本者ト雖モ公

物ニツイテハ國家又ハ公法人カ或ル公法上ノ權利ヲ有スルモノナル
コトヲミトム、國家カ公物ヲ公衆ノ使用ニ供スルコト其ノ使用權ヲ
規定シ特別ノ使用ヲ許シ使用料ヲ徵收スルカ如キ何レモ此ノ權利ニ
モトツク作用ニシテ公法上ノ行為ナルコトハ之等ノ本者ノ何レモ異
論ナリ所ナリ之等ノ點ニ於テハ兩説キハ相等シ、

(A) 唯普通ノ本説ニアリテハ此ノ公法上ノ權利ヲ稱シテ公法上ノ物權
ナリトナスコトハ否認シ而シテ之ハ今時ニ此ノ公法上ノ權利ノ外ニ
別ニ私法上ノ所有權カ存続スルコトヲ認ムルナリ、此ノ私法上ノ所
有權ハ其ノ物カ公物タル間ハ殆ト其ノ效果ヲ停止セラレ單ニ國民
ル所有權陰レタル所有權タルニスキ又其ノ公物タル性質ノ廢セラレ
、ニヨリテ所有權ハ再ヒ完全ニ其ノ效果ヲアテハスモノトナスモノ
ナリ

(B) 反之公所有權ノ思想ヲ認ムル學者ハ其物カ公物トナルニヨリテ、
其邊ハ私法上ノ權利タル所ノ所有權カ公法上ノ權利トナリ國家カ之

ヲ公衆ノ使用ニ供シ特別ノ使用ヲ許可スルカ如キ行爲ハ此ノ所有權ノ作用ニ屬シ外ナラズトナスナリ

(A) 前者ハ公衆物ニツイテ私法上ノ所有權ト公ノ力ト並ビ存ストナシ

(B) 后者ハ此ノニテ合セテ單一ナル公法上ノ所有權利トナシ之ヲ稱シテ公法上ノ所有權トナスナリ、兩者、差異人只此ノ如キニスキヌ

此ノ故ニ兩説ノ当否ノ問題ハ畢竟スルニ公物ニ于スル國家ノ公法上ノ權利ハ之レヲ所有權ノ效果ト見ルハ適當ナリヤ否ヤ物權ノ觀念ハ公法ニ於テ容ル、所ナラサルヤ否ヤノ問題ニ歸ス、其ノ問題ハ單

ニ理論ノ價值ヲ有スルニ止マリ實際上ノ差異アル問題ニアラス、仮設之ヲ私法上ノ所有權ナリトスルモ公法上ノ權利カ並ビ行ハル、一ハ本者ノ異議ナキ所ナリ一方ニハ仮設之ヲ公法上ノ所有權ナリトス

ルモ私法上ノ所有權カ消滅ストナスニテラズシテ唯同一ノ權利カ前ニハ專ラ私法ニヨリテ支配セラレタリシモノカ莫ク公物トナルニヨ

リテ公法ニヨリテ支配セラルトナスモノナリ

理論上此ノ兩説ノ當否ヲ論スルニハ少シク物權ノ本質ニ溯ルヲ要ス、物權ノ本質ニツイテハ從來ノ本説ハ大体ニ傾向ニ分タレ

(A) 一ハ物權ヲ以テ直接ニ物ニ對シテ行ハル、權利也トナスモノナリ

(B) 一ハ凡テノ權利ヲ以テ人ト人トノ子係ナリトシ從テ物權モ亦人ニ對スル子係ニ外ナラズトナスモノナリ、物權ノ本質ヲ以テ物ニ對スル子係ナリトナスハ權利ノ本質ヲ利益ナリトス、見解ニ出スルモノ

ナリ、權利ノ本質カ利益ナリヤ又ハ意思ノ力ナリヤノ問題ハ所謂利益主義ト意思主義トノ爭、存スル所ニシテ今假カニ之レヲ斷スハカ

ニスト雖モ、予ハ權利ノ本質ヲ以テ意思ノ力ニテナリトナス、利益ヲ以テ權利ノ目的ナリト解スルノ正当ナルヲ信ス若シ意思ノ力ヲ以テ

權利ノ本質ナリト解スルユトカ正当ナリトスレハ意思ノ力ハ常ニ人ニ對スル子係ニ存スルモノナルヲ以テ物權ノ本質モ亦人ト人トノ子

係ニ存スルモノナルヲ以テ物權ノ本質モ亦人ト人トノ子

係ニ存スルモノナルヲ以テ物權ノ本質モ亦人ト人トノ子

係ニ存スルモノナルヲ以テ物權ノ本質モ亦人ト人トノ子

係ニ存スルモノナラザルヘカラス、物権ノ本質ニシテ已ニ人ニ對スル權利ナリトス以上ノ物権ヲ以テ單ニ物ヲ支配スルノ權利ナリトカスハ正確ナル見解ニアラス、物権ノ本質ニツイテハ凡テノ絕對權ニ於ケルト等シク其消極的ノ側ト積極的ノ側トニ區別スルコトヲ要ス、所有權ニツイテ謂ヘハ所有權ハ消極的ノ效果ハ何人モ自己ノ意思ニ反シテ其物ヲ支配スルヲ許サ、ルコトニアリ、其ノ積極的効果ハ自己ノ任意ニ他人ヲ支配スルヲ許サシテ其ノモノヲ支配シウヘカラシムルコトニアリ、此ノ積極及消極ノ兩方面ニ於ケル他人トノ于係カ所有權ノ本質ナリ、所有權カ通常私權ナリト謂フハ、他人ニ對スル于係カ通常私的ノ于係ナルニヨル、若シ其ノ于係ニシテ公法的ノ于係ナルコトアラハ所有權ハ公法上ノ權利ナラサルヘカラス、即此ノ場合ニ於ケル所有權ハ所謂公法上ノ所有權タルナリ、公法上ノ所有權ノ最モ著シキ一例トシテハ道路ヲアケルコトヲウヘシ、道路ノ所有權ノ積極的效果ハ國家カ道路ヲ公衆ノ使用ニ供シ道路ノ特別使用

ヲ許可シウルノカヲ有スル事ニ於テ表ハル、其ノ消極的效果ハ國家ノ意思ニ反シテ道路ヲ使用スルコトヲ禁止スルカヲ有スル事ニ於テ表ハル、而シテ此ノ二カハ共ニ公法ニ屬スルモノナルコトハ更ニ疑ニヲ容セス、國家カ道路上ニ公衆ノ通行ヲ許シ軌道ノ敷設ヲ特許シ縁日ノ露店ヲ出スコトヲ許スカ如キ行為カ凡テ公法上ノ行為ナルコトハ凡テノ奉者ノ一致スル所ニシテ而カモ之レ等ノ行為ハ恰カモ私有地ニ於テ所有者カ其ノ所有地ノ上ニ地上權ヲ設定シ賃貸ヲナスト同シク所有權ノ效果ト認め、キハ又疑ヲ容レサル所ナルヲシ、國家カ之等ノ行為ヲナシウルハ其ノ出地ニツイテ所有權ヲ有スルカ爲ニシテ國家ト雖モ他人ノ所有地ヲ道路トシテ公衆ノ通行ニ供シ軌道ノ敷設ヲ許スカ如キ行為ヲナスヲ得サルハ勿論ナリ、其ノ消極的ノ側ニツイテ見ルモ國家カ道路取締規則ヲ設ケテ道路ノ使用ヲ制限シ此ノ制限ニ反シテ道路ヲ使用スル事ヲ禁止スルハ等シク公法上ノ于係ニシテ而カモ所有權ノ效果トシトムヘキモノナリ、所有權ノ效果トシ

テ行ハル、行為カ公法上ノ行為タル以上ハ所有權自身カ公法上ノ權利ナリトナス下ハ又当然ニ生スヘキ論結ナラサルヘカラス、惟テニ多數ノ學者カ今日ニ於テモ公法上ニ於ケル所有權其他ノ物權ノ存在ヲ否認スルハ寧ロ旧來ノ因習ニ捕ヘラレタル所ニシテ物權ハ公法上ノ私法ト、双方ニ通スルノ觀念ナリトナスノ正当ナルヲ信ス、以上ノ如キ理由ニヨリ予ハ公物ニツイテモ所有權セム決シテ其ノ效果ヲ停止セラルルニアラスシテ其ノ所有權自身カ公法ニ屬スルモノト解スルノ正当ナルヲ信ス、其ノ權利主体タル國家又ハ公法人或ハ之ヲ自己ノ公務ニ供シ或ハ之ヲ公衆ノ使用ニ供スルハ實ニ其ノ所有權ノ效果ニ外ナラス、而シテ之等ノ效果カ公法ニ屬スルモノナルヲ以上ハ其ノ權利自体モ亦公法ニ屬スルモノト解セサルヘカラサル也、

所有權ノ效果カ公法ニ屬スル事ノ最モ著シキハ公衆使用物ニアリ、何トナレハ公衆ヲシテ之ヲ使用スルコトヲ得セシムルノ于係ハ一ニ

公法ニヨリテ支配セラルルモノナレハナリ、公務使用物ニアリテハ國家又ハ公法人ハ之ヲ自己ノ用ニ供スルモノナレハ其ノ使用ニ于シテハ他人トノ間ニ別段ノ法律ヲ生スル事ナク從テ其ノ所有權カ公法ニ屬スルヲハ斯クノ如ク顯著ナラスト且モ猶其ノ權利人等シテ公ノ目的ノ爲メニ有シ私經濟的利益ノ爲メニ有スルニアラサルノミナラス其ノ權利ノ消極的效果タル凡テノ第三者ニ對シテ其ノ權利ノ侵害ヲ禁止スルノカハ疑モナク公法ニ屬スルモノナルヲ以テ其ノ所有權ハ等シク公法ニ屬スルモノト解スルヲ正当トナスヘシ、例之、軍艦要塞官衙、建物ノ如キ何レモ國家ノ私所有權ニアラスシテ公有物即公所有權ニ屬スルモノタルナリ、

以上ハ專ラ所有權ニツイテ述ヘタルモノナレトモ公物ニ于スル國家又ハ公法人ノ權利ハ必ラスシモ所有權ニノミ止マルモノニアラス、民法上ノ物權ニモ所有權ノ外ニ他物權担保權ノ區別アルカ如ク公法上ノ物權ニツイテモ亦之等ノ區別ヲミシムルコトヲ要ス其ノ權利、

種類ニ付テハ次段ニ別ニ之ヲ論スルニシ

之等ノ公ノ物件ノ外ニ國家ハ又公物ニ于テ警察權ヲ行フコトアリ
公物カ公衆ノ自由使用ニ供セラルルモノニアリテハ其ノ自由使用
ニツイテ適當ニ秩序ヲ保持スルコトハ直接ニ社會公共ノ秩序ニ于テ
從テ警察權ノ當然ノ任務ニ屬スルヲ以テ此種ノ公物ニツイテハ所有
權其他ノ物權ノ作用ト警察權ノ作用トカ並ニ行ハレ即チ公所有權其
他ノ物權ニヨリテ之ヲ公衆ノ使用ニ供スルト共ニ其ノ社會公共ノ秩
序ニ于スル限度ニ於テハ警察權ニヨリテ其ノ使用ヲ係ヲ制限スルナ
リ、其物權ノ作用ニ屬スルモノハ普通ニ之ヲ公物管理權ト謂ヒ其ノ
警察權ニ屬スルモノハ普通ニ公物警察又ハ營造物警察ト謂フ、

第三段 公ノ物權ノ種類

公法上ノ物權ニモ私法上ノ物權ト公權ニ其ノ種類ヲ區別スルコト
ヲ要ス、固ヨリ公法上ノ物權ニツイテハ民法ノ如キ法典ノ明文ノ存

スルモノアリ、單ニ理論上ヨリ之ヲ區別スルニスキサルヲ以テ民
法ニ於ケルカ如キ正確ナル區別ヲナスト得スト雖モ少クトモ左ノ四
種ノ場合ヲ區別スルコトヲ要ス

一、國家又ハ公法人カ其ノ物ニ于スル完全ナル支配權即所有權ヲ有
スル場合

是レ公物ノ最モ普通ナル場合ナリ、

二、所有權ハ他ノ者ニ屬シ國家又ハ公法人ハ唯其物ニ對スル管理權
ヲ有シ之レヨリシテ或ハ之ヲ公衆ノ用ニ供シ或ハ公務ノ用ニ供スル

場合

之レモ更ニ二種ノ場合アリ

一、或ハ國家カ其ノ所有權ヲ有シ其ノ管理權カ公法人ニ特許セラ
ルコトアリ、公ノ道路ハ多クハ此ノ例ニ屬スルモノニシテ其ノ所
有權ハ國家ニ屬スト雖モ國家カ自ラ之ヲ管理セラレテ其ノ維持費
用ヲ府縣又ハ市町村ノ負擔ニ屬セシムルト共ニ其ノ管理權ヲ府縣

市町村の特許セリ其他ノ公物ニツイテモ此例甚ク多シ

(B) 或ハ私人ノ所有物ニツイテ国家又ハ公法人カ或ハ私法上ノ契約ニヨリ或ハ公法上ノ法律原因ニヨリテ地上权又ハ其他ノ使用权ヲ得此ノ权利ニモトツキテ更ニ公法的ニ之ヲ管理スル場合アリ例之私人ノ所有物ヲ借受ケテ公ノ博物館ニ納メテ私有船舶ヲ一時借用シテ軍用ニ供スルカ如シ

(3) 他人ノ所有スル不動産ニ対シテ国家カ消極的地役权ヲ有スル場合

消極的地役ノ名ハ我民法ノ三十一ノサレ所ニシテ民法ニハ單ニ之ヲ所有權ノ界限トシテ規定ス他人ノ所有物ニツイテ其ノ所有權者ノ向人タルヲ問ハス其ノ所有權ヲ制限スルノ权利ヲ謂フ民法ニ規定セル隣地權ノ一部ハ此ノ種ノ权利ニ屬ス單ニ特定ノ所有者ニ對スル對相權ニアラスシテ其ノ所有權ノ向人ニ屬スルカヲ問ハス 特定物ニ近隨スル权利ナルヲ以テ債權ニアラスシテ物權ノ性質ヲ有スルモノト

リ、公法ニ於テ此ノ種ニ屬スル权利ノ最モ著シキモノハ要塞地帯法ニヨル地帯ノ所有權制限森林法ニヨル保安林ノ所有權制限ノ類ノ如キナリ、
(4) 他人ノ所有物ニツイテ国家又ハ公法人カ担保物權ヲ有スルノ場合
公法上ニ於テ担保物權ノ最モ多クミトツラルモノハ留置權及ヒ先取得權ナリ

第二節 公所有權

第一款 公所有權ノ成立

公所有權ハ公物ニ于スル國家又ハ公法人ノ所有權ナリ故ニ公所有權ノ成立スル爲メニ

11 第一ニ其ノ物カ公物タルコトヲ要ス
12 第二ニ之レニ于テ所有権カ国家又ハ公法人ニ屬スルコトヲ要ス

13 公物ノ成立

公物ハ國家又ハ公法人カ直接ノ公用ニ供スルモノナリ 故ニ公物ノ成立スルニハ

- 14 其ノ物カ公用ニ供セラレ得ヘキ形体ヲ備フルコトヲ要ス
- 15 及ヒ國家又ハ公法人カ現ニ其物ヲ公用ニ供スル意思アルコトヲ要ス、前者ハ公物ノ形体の要素 (Corpus) ニシテ后者ハ其ノ意思の要素 (Animus) ナリ

16 其ノ形体的要素ニ付キテハ公物ハ有實體ニ於テ公用ニ供セラレ得ヘキ状態ニアルコトヲ要ス、例之國家カ道路修築ノ爲メニ土地ヲ買入レ又ハ公用徵収ニヨリ之レヲ収用スルモ其ノ修築工事ヲ終リテ公衆ノ通行ニ供セラレウヘキニ至ル迄ハ獨私物ナリ

(B) 其ノ意思的要素ニ於テハ公物ハ國家又ハ公法人カ現ニ公用ニ供スルノ意思アルコトヲ要ス但シ此ノ点ニ付テハ自然的公物ト人工的公物トヲ區別スルヲ要ス

(a) 自然的公物トハ其天然ノ構造ニ於テ必然ニ公用ニ供セラレヘキ性質ノモノヲ謂フ、海浜海港河川河岸湖水ノ如シ、之等ノ物ニツイテハ特ニ之ヲ公用ニ供スルノ意思表示アルコトヲ要セス、國家ハ只其ノ天然ヨリ与ヘラレタル目的ノ限ニ之レヲ放任スルノミ、自然的公物ハ空氣光線海洋ノ如キ絶対ニ人カ支配ノ下ニアラサル無主物トハ異ナリテ或程度ニ於テハ國家ノ支配權ノ下ニ屬ス國家ハ或ハ全ク其公用ヲ廢スルコトヲウヘク或ハ之ニ人エヲ加ヘテ其ノ構造ヲ變シ全ク公物タル性質ヲ失ハシムルコトヲ得ヘシ、其ノ公用ニ供セラレ、ハ唯國家カ其ノ自然ノ目的ニ放任スルニヨル故ニ自然的公物ニ於テモ國家カ積極的ニ之レヲ公用ニ供スルコトノ意思表示ハ之ヲ要セセシトモ少ナクトモ消極的ニ國家カ其ノ公用ヲ禁止セサルコト

トヲ必要トス此ノ限度ニ於テハ自然的公物モ亦国家ノ意思ヲ禁止セ
サレドモ必要トス此ヲ以テ其ノ成立要素トナスモノナリ

(ハ) 人工的公物ニアリテハ其ノ公用ニ供セラル、ハ其ノ管理権ヲ
有スル官ナノ自由裁量ニヨル意思行為ニモトツクモノナリ、此ノ行
為ヲ公物ノ編入ト謂フ (*Widmung. Klassif. Gesetzmg.*)

Judicial Stellung

(イ) 公物ノ編入ハ公務ニ使用セラル、公物ニアリテハ単ニ事實的行
為ニシテ法律的行爲ニアラス其ノ性質ニ於テ私人カ自己ノ所有権ヲ
自己ノ目的ノ爲メニ使用スル、行爲ト異ナルコトナシ

(ロ) 反之公衆ノ使用ニ供スルモノニアリテハ公物ノ編入ハ一般
民ニ対シテ其ノ使用ヲ許容スルノ行爲ニシテ之レニ由リテハ一般人民
ハ許サレタル目的ノ範囲内ニ於テ自由ニ之レヲ使用スルノ権能ヲ有
ルナリ、サレハ公務使用物ニアリテハ其ノ編入ニハ別段ノ意思表示
ヲ要セス、事實上ニ特定ノ公務ノ爲メニ使用スルヲ以テ足レトナ

スト虽モ公衆使用物ニアリテハ一般人民ニ対スル特別ノ意思表示ア
ルコトヲ要ス、此ノ意思表示ハ必ラスシモ明示ナルコトヲ要セス、
或ハ公衆ノ事實上ニ之ヲ使用シ公物主体ハ只之ヲ黙認スルニ止マル一
事アリキ、ハシト虽モ通常ハ或ハ道路ノ繩張りヲ解キ公園地ヲ閉門ス
ル等何等カノ形式ヲ以テ之ヲ公衆ノ使用ニ供スルノ意思ヲ表示シ之
ニヨリテ其物カ公物タル性質ヲ有ルナリ

(II) 所有権ノ取得

公所有権ノ成立スルニハ単ニ其物カ公物タルニ止マラス猶国家又
ハ公法人カ其物ノ所有権ヲ有スルヲ要ス所有権ハ或ハ其物カ公物タ
ルト前ヨリ既ニ存在スルコトアルヲ要ス、所有権ハ或ハ可ク或ハ后
ニ之ニ加フルコトヲ得ヘシ、通常ノ場合ニ於テハ国家又ハ公法人ハ
先ツ其ノ物ニツイテノ所有権ヲ得、然ル后ニ之ヲ公用ニ供スルモノ
ニシテ一度私ノ所有権トシテ成立シ后ニ其物ヲ公用ニ供スルニヨリ
テ公所有権タル性質ヲ得ルモノナリトモ時トシテハ公物タル性質カ

先ツ發生シ國家カ后ニ其ノ所有權ヲ得ルコトアリウヘシ、例之國家
カ私人ノ所有家屋ヲ借受ケテ公ノ學校トシ后ニ之レヲ買收シタル場
合ノ如キ買收前ハ國家ハ唯使用权ヲ有シタルニ止マリ而カモ公物
タル性質ハ既ニ成立シ居タルモノニシテ買收ニヨリ其ノ所有權ヲウ
ルト共ニ其ノ權利カ当然ノ公所有權タル性質ヲ有スルナリ、

第二款 公所有權ノ效果

公所有權ハ其ノ有體物ニ對スル完全ナル支配權タルコトニ於テ私
法上ノ所有權ト全然其ノ性質ヲ全シウス其ノ所有權ト區別セラル、
所以ハ唯其ノ物カ直接ニ公用ニ供セラレ從テ其ノ權利ノ保存ト直接
ニ公益ニ于スルヲ以テ單純ナル私權ノ保護ニ于テハ民法ノ規定ヲ
以テ之レヲ律スル事ヲ得ヌ其ノ權利ノ保護ニ于テハ特別ノ公法
的規定ヲ必要トスルコトニアリサレハ公所有權ヲ以テ余ク私法上ノ所有
權ト異ナリタル別個ノ權利トナスヘカラス、其ノ異ナル所ハ唯ハ

專ラ民法ニヨリテ支配セラレハハ特別ノ公法上ノ效力ヲ有スル差
ルノミ、國家カ從來私物タルリシ物モ公開ニ供シタル場合ニ於テモ
決シテ之レヨリ從來ノ所有權トハ異ナリタル別個ノ權利カ成立スル
ニハアラズシテ合一ノ權利カ繼續シテ存立シ唯其ノ權利ノ效果カ別
ノ法律ニヨリテ支配セララル、ニ至リタルニ止マル

合一ノ理由ニヨリ又公所有權ニ對シテハ普通ノ私所有權ニ于スル
民法其他ノ法律ノ規定カ絶対ニ其ノ適用ナシト解スヘカラス、公所
有權ノ思想ヲ主張スル者ハ公所有權ハ全然民法ノ支配ノ外ニ立テ
所有權ニ失スル民法其他ノ法律ハ全ク之レニ適用セラレヌトナヌヲ
通常ノ說トナスト虽モ(Otto Mayer)ヨハ公法ト私法トヲ絶対ニ相
分離セントスルノ思想ニ出ツルモノニシテ極端ナルニ失スルモノト
去ハサルヘカラス、公法ト私法トカ斷クノ如キ絶対ノ分離ヲ許スヘ
キモノニアラサルヲハ曾テ公企業ニツイテ述ヘタルカ如ク、多クノ
公企業カ公法ト私法トノ中間區域ニアルト等シク公有物モ亦公法ト

ノ中間區域ニアリ一部分ハ公法ノ規定ニ支配セラレト共ニ一部分ハ私法規定ノ適用ヲウクルコトヲ妨ケス公有物カ公法ノ區域ニ屬スルハ專ラ其ノ直接公用ニ供セラルカ爲メニアラサレハ其ノ公用ニ必要ナル限度ニ於テハ公法上ノ支配ニ屬スト虽モ一方ニ於テハ其ノ利権ハ又同時ニ經濟上ノ價格ヲ有スル財産権タルヲニ於テハ私法上ノ所有權ニ全シク從テ其ノ公用ヲ妨ケサル限度ニ於テハ又私所有權ト全一ノ規定ノ適用ヲ妨ケルコトナキナリ

公所有權カ如何ナル限度ニ於テ公法ニ屬シ如何ナル限度ニ於テ民法其他ノ私所有權ニ于スル法律ノ適用ヲウクルカハ各種ノ公有物ニツイテ法律ノ定ムル所ニ由ルヘキモノナリト虽モ此ノ点ニ於ケル成文法律ノ規定ハ甚ハタ備ハラス且又判決例モ甚タ乏シキノ故ヲ以テ專ラ理論ヲ以テ補フノ外ナク而カモ其ノ理論ノ標準トナルヘキモノハ專ラ公有物ノ直接ニ公用ニ供セラルモノナルヲ以テ民法ノ適用ニヨリテ其ノ公用ノ目的ヲ妨ケル可カラサルコトニアリ

概論スルハ公所有權カ私所有權ト其ノ法律上ノ效果ヲ異ニスル所

ハ主トシテ九ノ五點ニアリ

(1) 処分權ノ制限

公有物ハ直接公用ニ供セラルモノニシテ其ノ公用ヲ廢止セラルレサル間換言セハ其ノ公有物タル性質ヲ有スル間ハ之ヲ賣渡シ贈与シ交換シ貸付クル等其ノ公益上ノ目的ヲ妨クヘキ法律行為ノ其ノ上ニ行ハルノ事ヲ許サズ民法上ノ取得時効モ亦之ニ適用ナシ公有物ノ此ノ性質ヲ稱シテ普通ニ公有物ハ不融通物ナリト謂フ然レトモ凡テノ法律行為カ絶対ニ公有物ノ上ニ行ハルヲ得スト謂フニアラズ唯其ノ公用ヲ妨クヘキ法律行為ノ行ハルコトヲ許サレルニ官有地取扱規則ニモ官有ニ屬スル公有地及公有水面ハ其ノ公用ヲ廢シタルニアラサレハ尙ホ讓与交換スル貸付スルコトヲ得ス但シ公衆ノ妨害トナラサル限りハ公用ニ供シタル俟有料又無料ニテ特ニ其ノ使用ヲ許スコトヲウト謂ヘリ其他ノ公有物ニツイテハ別段ノ

規定ナシト雖モ其ノ公有物タル性質上又ハ全一ノ原則ノ行ハルモ
ノト認メサルヘカラス、

右ノ原則ノ結果トシテ

(一) 公有物ヲ管理スル官ナハ売買交換其他如何ナル法律行為ニヨリ
テモ之ヲ処分スル事ヲ得ス、官ナカ錯誤ニヨリ又ハ其他不法ノ原因
ニヨリテ之ヲ主張讓渡スルコトアルモ其ノ讓渡行為ハ無効ニシテ官ナ
ハ何時ニテモ其ノ無効ヲ主張シ其ノ所有權ヲ回復スルコトヲ得ルナ
リ

(二) 公有物カ公有物タル性質ヲ有スル間ハ民法上ノ取得時効ニカ、
ルコトナシ、故ニ例之道路ニ面スト土地所有者カ道路ノ區域内ニ侵
入シテ家屋ヲ建テ平穩ニ且ツ之ヲ公然ニ占有スルモ時効ヲウクルヲ
得ス、全一ノ理由ニヨリ公有物ハ又民事訴訟法上ノ強制執行ノ目的
物トシテ差押フルヲ得サルモノナリ、

(三) 公所有物知分権ノ制限ハ唯公用ノ目的ヲ達スルカ爲メニ存スル

モノナルヲ以テ其ノ知分行為ノ無効ナルコトヲ主張シウヘキハ只公
有物主体タル國家又ハ公法人ニ止マリ私人カ其ノ私益ノ爲メ其ノ
無効ヲ主張スルコトヲ得ス、故ニ例之公ノ河川ニ水泳場ヲ設ケタル
モノアルトスルモ私人ハ河川カ公有物ナルノ故ヲ以テ其ノ占有ヲ侵
スコトヲ得ス、

(四) 公有物知分権ノ制限ハ只其ノ公用ヲ妨ケルヲ得ザルノ限度ニ於
テ存スルニ止マル其ノ公用ヲ妨ケザル限りハ他人ニ貸付ケ又ハ其他
他人ヲシテ之ヲ使用スルコトヲ得セシムルハ敢テ妨ケルコトナ
シ、殊ニ公衆使用物ニアリテハ公衆カ之レヲ使用スルコトハ即チ其
ノ目的ヲ達スル所以ナルヲ以テ公衆ヲシテ使用セシムヘキコトハ
論ヲ俟タス、然レトモ此ノ使用ヲ係ハ專ラ公法的手係ニシテ民法上
ノ法律行為ニモトツクモノニアラス、其ノ法律ヲ係ハ詳細ハ次節節
ニ之ヲ論ス、民法上ノ法律行為ハ一般ニハ公有物ノ上ニ行ハル
レサルヲ原則トナスト雖モ猶其ノ公益ノ目的ヲ妨ケザル限度ニ於テ

ハ敢テ之レヲ妨クルモ、ニアラス。此ノ点ニツイテモ猶次節ニ論ス
ヘシ、

九〇ニ

(2) 隣地権ノ制限

公有物ハ其ノ公用ヲ妨クヘキ限度ニ於テハ民法ノ規定ニヨル隣地
権ノ適用ヲウケルコトナシ、民法ハ土地ノ所有権ニ于テ相隣者間ノ
于係ニ於テ種々ノ点ニ於ケル所有権ノ制限ヲ認ム。圍繞地ノ通行ヲ
忍諾スルノ義務、自然流水ヲ妨ケサルノ義務、等其他々ノ義務ヲ定
メラル、主義之等ノ凡テノ義務ハ其ノ公用ノ目的ニ反スル限度ニ於
テハ公有物ニハ適用セラレサルモノトミトムルヲ正当ナリトス、但
シ此ノ点ニツイテハ別段ノ規定ナキヲ以テ如何ナル限度ニ隣地権ノ
適用ヲ排除スルカハ各種ノ公用ニツイテ其ノ目的ノ如何ニヨリテ判
断スルノ外ナシ、

(3) 公用徵収権及公用使用権ノ制限

公有物ハ嘗ニ民法上ノ法律行為ニヨリテ之ヲ処分スルヲ得サルノ

ミナラス其公所有物タル間ハ公用徵収ニヨリテモ之ヲ収用スルコト
ヲ得ス。一般ノ私有地ニ対スル土地收用法其他公用徵収又ハ公用使用
ニ于スル規定ハ公有物ニハ之ヲ適用スルヲ得サルモノナリ、此ノ場
合ニ於テハ二種ノ公用カ相衝突スルモノニシテ即チ其物ハ公有物ト
シテ已ニ特定ノ公用ニ供セラレ而シテ他ノ公用セノ為メニ之レヲ收
用シ又ハ使用セントスル場合ナルヲ以テ二種ノ公用ノ何レカハ層重
要ナルカヲ決スルコトヲ要ス、此ノ決定ハ單ニ土地収用又ハ使用ヲ
決スル官ナノミカ之ヲナスコトヲ得ズシテ其ノ双方ノ公用ヲ管理ス
ル官ナノ協議ニヨリテノミ決シウヘキ所ナリ故ニ若シ公有物ヲ収用シ
又ハ使用スル公益上ノ必要アル時ハ其ノ公益事務ヲ管理スル官ナハ
公有物ヲ管理スル官ナト協議シ其ノ公用廢止ノ全意ヲウルコトニヨ
リテノミ之ヲ収用シ又ハ使用スルコトヲウヘキナリ、尚此ノ点ニ付
キテハ公用徵収ノ章ヲ参照スヘシ、

(4) 境界査定権

九〇三

公有ノ土地又ハ水面ニツイテ境界ヲ査定スルノ权ハ専ラ行政官ナ
 ニ屬スル。公ノ河川ニツイテハ河川法中ニ河川區域ハ地方官ナノ認
 スル所ニヨルコトヲ規定ス、公有ノ土地ニツイテハ別段ノ明文ナシ
 ト虽モ行政訴訟事件ヲ定メタル明治ニ三年法律第一〇六号ニハ土地
 ノ官民有區分ノ査定ニ于スル事件ヲ以テ行政訴訟ヲ提起シウヘキ事
 件ト定メタルヲ以テ見ルモ行政官ナノ処分ニヨリテ公有地ノ境界ヲ
 査定シウヘキ事ヲ前提トセルモノナルコト明瞭ナリ、當ニ公有ノ
 土地ノミナラズ純然タル公有物トハ認ムルコトヲ得サル固有林野ニ
 ツイテスラモ固有林野法ニハ固有林野ノ境界査定ハ當該官ナ之ヲ行
 フコトヲ定メ此ノ査定ニ不服ナルモノハ行政裁判所ニ出訴シウヘ
 キモノトナセリ。況ヤ公有物ハ直接公用ニ供セラルモノナルヲ以
 テ行政官ニヨリテ其ノ境界ヲ査定シウヘカラシムル必要ハ一層重大
 ナルニ於テオヤ、サレハ海浜海港道路公園地等何レモ其ノ管理权ヲ
 有スル官官ノ査定ニヨリテ其ノ境界ヲ定メラル、カ其ノ境界ニ于ス

ル爭ハ司法裁判所ノ权限ニ屬セスシテ行政裁判所ニ屬スルモノナリ
 トス

(5) 警察上及刑法上ノ保護

私法上ノ所有權ニ對スル侵害ハ其ノ侵害ノ特ニ重大ナルモノ、外
 ハ唯民事上ノ不法行政^爲ニシテ損害賠償ノ原因タルニ止マリ一般ニハ
 警察權又ハ刑罰權ニヨリテ之レニ于テサレサル原則トナスト虽モ公
 有物ハ直接公用ニ供セラルモノナルヲ以テ之レニ對スル侵害ハ單
 ニ財産上ノ侵害ニ止マラスシテ直接ニ公益ニ對スル侵害タリ、從テ
 其物ノ毀損不法ノ占有不法ノ使用等ニ對シテハ警察權及刑罰權ニヨ
 リテ特別ノ保護ヲ加メ、其ノ警察上ノ保護ハ所謂公物警察ナリ、其
 ノ刑法上ノ保護ニツイテハ河川法其他ノ種々ノ特別ノ法律ニヨリ
 テ罰則ヲ定メラル、外警察犯^ル罰金ニヨリテモ道路其他ノ公物ニ
 對スル侵害行為ニツキ種々ノ罰則ヲ定メタリ、
 以上ヲ以テ公有物カ私有物ト異ナルヲ決然ニ從フヲ重ナル原

則トナス、其他ノ点ニツイテハ概シテ私所有権ニ于テ規定カ公一
所有権ニモ適用セラルモト見ルテ正当トナス、ハク殊ニ不動産登
記法ハ公有不動産ニモ等シク適用セラルヘキモノナルコトハ全法第
三〇条第三一條ニヨリテモ明瞭ナリ

九〇六

第三段 公所有権ノ解除

公所有権解除ノ原因ハ其ノ成立ノ原因ニ相当スル、公所有権ハ其
ノ物カ公物タル性質ヲ有スルコト及ヒ国家又ハ公法人カ其ノ物上所
有権ヲ有スルコトニヨリテ成立スルモノナルヲ以テ此ノ二要素ノ何
レカ一ニシテ失ハルル時ハ公所有権ハ或ハ全ク消滅スルモ或ハ其公
ノ性質ヲ失ヒテ單純ナル私所有権タルニ至ルモノナリ
然レトモ公物タル性質ハ継続シテ所有権ノミカ單純ニ失ハルルコ
トハ實際ニハ是アルコトヲ得ス、何トナルハ公有物ハ其ノ公用ヲ廢
シタル後ニアラサレハ之ヲ讓渡スヲ得サルコトハ前ニ述ヘタル如

クナレハナリ、サレハ公所有権ノ解除ハ其ノ者カ公物タル性質ヲ
失フコトニヨリテノミ生ス、公物タル性質ハ形体的要素ト意思的要素
トノ二ツニヨリテ成立スルヲ以テ公物タル性質ノ消滅原因ニモ亦
形体ノ滅失ト公用廢止ト、二場合アリ

公物タル性質ノ消滅スル最モ通常ノ原因ハ公用ノ廢止ナリ
(Entklassierung, Auflassung) 公用ノ廢止ハ公物ノ管
理権ヲ有スル主務官ノ決定ニヨリテノミ之ヲナスコトヲ得、公用
廢止ハ公物ノ編入ト全シク

(A) 公務使用物ニヨリテハ唯事實上ノ行為ニスキサルニ反シテ
(B) 公衆使用物ニヨリテハ公衆使用ヲ禁止スルノ意思表示ニシテ公衆
ニ對シテ適宜ノ形式ヲ以テ公示セラルルコトヲ要ス、

公用ハ一時ノ停止ハ公用ノ廢止トハ異リテ公物タル性質ヲ失ハ
シタルコトナシ、例之道路通行、一時禁止、菴居館、一時閉鎖ノ如
シ、

公物ノ形体ノ滅失カ独立ニ公物タル性質ノ消滅原因タル場合ハ公用ノ廢止ニ比スレハ遙カニ少ナシ、形体ノ滅失ハ唯其ノ物カ永久ニ公用ニ供シウヘカラサルニ出キテ、狀態ニ陥リタル場合ニ於テノ公物タル性質ヲ失ハシタルニ止マリ、例之官衙校舍カ火災ニヨリテ消失シ橋梁カ洪水ノ為メニ流失シタル場合ノ如シ、反之公物カ一時破壊セラレテ公用ヲニ供シ得ヘカラサルニ至ルモ修繕ニヨリテ回復シ得ヘキモノナルトキハ当然ニハ公物消滅原因タルモノニアラス、其ノ管理權ヲ有スル官ナニ於テ之ヲ回復スルノ意思ナク其ノ破壊ノ後ニ之ヲ放擲スル時ハ之レニヨリテ初メテ默示ノ公用廢止ノ意思アルモノト推測スルヲウヘキヲ公物ノ性質ハ之ニヨリテ消滅ス即チ此ノ場合ニ於テハ形体ノ滅失ヲ直接ニ公物消滅ニ原因シタルニアラスニテ等レク公用廢止ノ意思表示カ其消滅ノ原因タルナリ、

第三節 公物ノ使用于係

公物中ニ公務使用物ト公衆使用物トノ區別アルコトハ前ニ述ヘタルカ如シ、然レトモ公務使用物ト虽モ或ハ程度ニ於テハ公衆ノ利用ヲ許スモノナキニアラス、国会事議堂裁判廷ニ傍聴人ノ出入ヲ許シ本校ノ校舍校具カ生徒ノ利用ニ供セラルルカ如シ、斯ク公衆ノ利用ニ供セラルルノ限度ニ於テハ公務使用物ニツイテモ公衆使用物ト全様ニ法律于係ヲ生ス、本節ノ目的トスル所ハ主トシテ公衆使用物ニツイテ其ノ使用ノ法律于係ヲ述フルニアルトモ公務使用物ニアリテモ其ノ公衆ノ使用ニ供セラルルノ限度ニ於テハ又今ハノ論理ヲ適用スルヲ得ヘキナリ、

公物ノ使用于係ハ其ノ法律上ノ性質ニ於テ凡テテ四ツノ形態ニ分ツコトヲ得ヘシ、

- 1) 自由使用
- 2) 特別使用、許可
- 3) 特別使用、特許
- 4) 及七私法上ノ契約子係

第一款 自由使用

或種ノ公物ハ公衆ノ自由使用ニ供セラルルモノアリ、公物ノ自由
 使用トハ公物カ官ノリノ許可行為ヲ要スル事ナリ又特別ノ契約ヲ要
 要スルコトナク一畝公衆ノ任意ノ使用ニ供セラルルモノヲ謂フ、其
 最モ著シキ通例ハ公道路ナリ、其他公園地橋梁河川海浜ノ類皆全
 シ

公物カ公衆ノ自由使用ニ供セラル、場合ト雖モ公衆ハ其ノ使用ニ
 关シテ法律上ノ権利ヲ有スルモノニアラス、凡テ権利ノ成立スルニ

ハ公法上ノ権利タルト私法上ノ権利タルトヲ問ハス必ラス特定ノ
 利主体アルコトヲ要ス、各人カ社会ノ一員トシテ当然享有スル
 益ハ権利タル性質ヲ有スルヲ得サルモノナリ

公衆カ公物ヲ使用スルコトヲウルハ唯公物主体カ其ノ自由使用ヲ
 許容スルノ結果タルコトハ猶私有ノ庭園觀工場等ノ類ニ於テ公衆ヲ
 無料縦覽ヲ許スノ場合ト異ナル事ナリ、公衆ノ使用ハ何レノ場合ニ
 於テモ権利ニアラスニテ所謂反射权 (Reflex recht)ノ性質ヲ有
 スルモノナリ、故ニ例之道路ニツイテモ各個人ハ尹格ナル意義ニ於
 テ通行ノ権利アルモノト謂フヲ得ス、道路主体カ之レヲ道路トシテ
 公用ニ供スルコトノ反射トシテ各人カ之ヲ通行シウルノ利益ヲ享ク
 ルノミ

公物カ公衆ノ自由使用ニ供セラル、場合ニ於テモ之ヲ使用シウハ
 キ範圍ニウキテハ其ノ使用ノ目的方法等ニ于シテハ法律上一定ノ制
 限アリ

自由使用ノ範圍ハ直接ニ法規ニヨリテ定マレル場合ノ外ハ公物ノ
 管理權ヲ有スル官ノ任意ニ定マル所ニヨリテ原則トス 何トナレ
 ハ公物ノ使用ハ公物主体ノ許容ニヨリテ初メ生スル利益ニシテ各
 人ノ自然ニ享有スル自由ニアラズシテ其ノ使用ヲ制限シ又ハ廢止ス
 ルモ個人ノ自由ヲ侵害スルモノニアラザレハナリ 從テ又官ノ其
 ノ使用ヲ制限スルニ必ラスシモ規法ノ形式ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ
 要セズ 適宜ノ形式ヲ以テ之ヲナスコトヲウヘク或ハ榜札ヲ立テ或
 ハ繩張ヲナシ其他如何ナル方法ヲ以テスルモ其ノ使用ヲ制限シ又ハ
 禁止スルノ意思ヲ表示スルヲ以テ足レリトスルナリ
 公物ノ自由使用ノ範圍ハ又一部分ハ警察權ニヨリテ制限スル 殊
 ニ道路其他公ノ交通ノ用ニ供セラルル公物ニアリテハ其ノ警察制限
 ニ服スルヲ最モ多シ何トナレハ公ノ交通ノ秩序ヲ維持スルコトハ警
 察ノ最モ重要ナル目的ノ一ナルハナリ 其ノ一例ハ嘗テ道路警察ニ
 ツイテ述ヘタルカ如シ、

此故ニ公物ノ自由使用ノ範圍ヲ定ムルノ權カハ公物管理權ト警察
 權トノ双方ニ分屬スルモノニシテ管理權ト警察權トカ別ノ官ニ屬
 スル場合ニ於テハ其ノ權限モ亦從テ分配セラルル其ノ權限ノ如何ナル
 範圍ニ分配セラルルカハ双方ノ假議ニヨリ又ハ其双方ニ共通ナル上
 級官ノ命令ニヨリテ定マルナリ

第二 第五款 公物使用ノ許可及許特

公衆ノ自由使用ニ供セラルルモノ、外公物ハ又

- IA) 特別ノ行政行為、又ハ
- IB) 民法上ノ法律行為ニヨリテ特別ノ使用ヲ許サルモノアリ、其
 ノ民法上ノ法律行為ニヨルモノニツイテハ別ニ之ヲ論ズ、茲ニハ先
 ツ專ラ其ノ公法上ノ行為ニヨルモノニツイテ述フヘシ、公法上ノ行
 爲ニモトツク特別使用ノ許容ニハ更ニ三種ノ形態ヲ區別スルコトヲ
 要ス

- (1) ハハ警察権ニヨル公物使用ノ許可
- (2) ハ公物管理権ニモトツク自由使用ノ許容
- (3) ハ使用権ノ特許ナリ

ハハ警察許可ニヨル特別使用

公物ノ使用ノ係、其ノ公共ノ秩序ニ于スル限度ニ於テハ警察権ノ制限ニ服スルコトハ前ニ述ヘタルカ如シ。警察権ハ其ノ自由使用ノ範圍ヲ制限シテ

- (A) 或種ノ使用ノ法ハ全ク之ヲ禁スルコトアルト共ニ
- (B) 又或種ノ使用ノ法ハ警察許可ヲウクルヲ必要ナラシムルコトアルハシ

特別使用ノ警察許可ハ此ノ場合ニ於テ行ハル。例之道路警察ニツイテ謂ヘハ工事ノ爲メニ道路ニ板図ヲナシ道路ニ露店ヲ出シ人カ車ノ駐車場ヲ設ケ、神社ノ祭典又ハ祝日等ニ神輿ノ巡行ヲナシ、山車躍屋台ヲ出ヌカ如キ皆警察許可ヲ要スルモノトセラル。

警察権ニヨリテ公物ノ特別使用ノ許可スルハ其ノ使用方法カ公物主体ニヨリテ既ニ許容セラレタル場合ナラコトヲ其ノ前提トナシ、警察権ノ單獨作用ニヨリテ公物主体ノ許容、ハ特別ノ使用方法ヲ許シ得ヘキモノニアラス。何トナレハ公物ニ于シテ公衆ニ其ノ使用ヲ許スコトハ本来公所有権又ハ其他ノ物権ノ作用ニシテ警察権ノ作用ニアラス。警察権ハ唯公物権ニヨリテ許サレタル使用方法ニツイテ更ニ公共ノ秩序ノ爲メニ之ヲ制限スルモノニ外ナラヌサレハナリ、故ニ公物ノ使用ニ于シテ警察許可ノ行ハルハ

(A) 或ハ公物管理権ニヨリテ一般ニ自由使用ヲ許サレ唯警察上ノ理由ニヨリテ其ノ使用ヲ制限セラレタル範圍ニ属スルカ、

(B) 然ラズシハ警察許可カ公物管理権ニモトツク使用権ノ特許ト共同シテ行ハル場合ナラサルヘカラス、

(A) 前場合ニ於テハ若シ警察上ノ制限アルニアラサレハ其ノ使用方法ハ一般自由使用ノ範圍ニ属スヘキモノニシテ警察権ニヨリテ其ノ

使用ノ自由ヲ制限シ而シテ警察許可ニヨリテ其ノ一般ノ禁止ヲ解除
スルモノニ外ナラス、

九一六

(B) 後場合ニ於テハ其ノ使用方法ハ全ク一般ノ自由使用ノ範圍外ニ
ルモノニシテ特許ニヨリテ始メテ其ノ使用ノ設定セラル、モノナ
レトモ其ノ特許ハ全時ニ公共ノ秩序ニ影響スルヲ以テ特許ヲウケル
ノ外ニ猶警察許可ヲ必要トナラシムルナリ、即此ノ場合ニ於テハ警
察許可ト使用ノ特許トニ行為カ相結合シテ行ハル、モノニシテ
若シ公物管理權ト警察權トカ別ノ官ナニ屬スル場合ニ於テハ當事者
ハ双方ニ出願スル事ヲ要スルナリ、例之東京府ノ道路ニツイテ謂ヘ
ハ道路ニ神輿山車等ヲ出シ祭典縁日等ニ道路ニ小屋舞台等ヲ設クル
一時的使用ハ唯警察官署ノ許可ヲ要スルニ止マレトモ道路ニ軌道ヲ
敷設シ祭典縁日ニヨラサル場合ニ道路ニ幕張リ店、葎着俵店ヲ出シ
又ハ六〇日以上ニ亘リ道路ニ板囲等ヲ設ケ広告塔、街燈ノ美ヲ建設
スル等ノ継続的ニ土地ヲ占有シテ使用スル場合ハ先ツ道路管理官ナ

ノ許可ヲウケタル上猶警察官署ノ許可ヲ要スルナリ、

右何レノ場合ニ於テモ警察許可ノ性質及其ノ效果ハ一般警察許可ト
異ナルコトナリ、何レモ使用ノ設定スルノ行為ニアラス、使用ノ
利權ハ唯公物管理ノ作用トシテノミ設定セラレハク警察許可ハ唯公
物管理ノ作用ニヨリテ設定セラレタル使用ノ行使又ハシ享有スルノ
自由ニ対シテ又ハ反射權トシテ認メラレタル一般公眾ノ使用ノ自由
ニ対シテ警察官ノ一般禁止ヲ解除スルノ行為タルニスキサルモノト
ス、

(2) 自由使用ノ許容

自由使用ノ許容トハ公物管理權ニモトツキ特別ノ場合ニ於テ多数ノ
不定ノ人ニ対シテ又ハ特定人ニ対シテ公物ノ自由使用ヲ許スノ行為ナ
リ、

(A) 其ノ公物管理權ニモトツク行為ナルコトニ於テ公物使用ノ警察
許可ト異ナリ

九一七

(B) 其ノ特別ノ行政行為ニヨリテ許容セラルルモノナルコトニ於テ特別ノ行為ヲ要セザルハ一般ノ自由使用ト異ナル

(C) 最后ニ使用ノ権利ヲ設定スルモノニアラスニテ単ニ特別ノ場合ニ於テハ一般ノ自由使用ノ範圍ヲ擴張シ又ハ其他反射権ノ性質ヲ有スル利益ヲ与フルニスキサルモノナルコトニ於テ使用権ノ特許ト異ナル自由使用ノ許容ハ或ハ單獨ニ行ハルコトアリ、例之国会議事堂又ハ裁判廷ニ傍聽人ノ入場ヲ許シ公ノ帳簿ノ縦覽ヲ許スノ類ナリ、或ハ公企業ノ利用ヲ係ニ附隨シテ行ハルコトアリ、例之茶寮ノ入寮ハ當事者然枝具ノ自由使用ノ許容ヲ包含スルカ如シ、何レノ場合ニ於テモ其ノ使用ヲ許サレタルモノハ其ノ公物ニツイテ使用ノ権利ヲ得取スルモノニアラス、其ノ性質ニ於テハ公衆ノ自由使用ノ場合ニ異ナルコトナリ、
(A) 唯一般ノ自由使用ハ何等ノ行政行為ヲ要セス、何人ニテモ当然ニ其ノ利益ヲウクルモノナルニ反シテ、

(B) 此ノ場合ニ於テハ其ノ自由使用カ各個ノ場合ニ於ケル特別ノ許容行為ニカ、ラレハル差異アルノミ、自由使用ノ許容ハ又警察許可ト異ナリ一般ノ禁止ヲ解除シテ其ノ自由ヲ回復スルノ行為ニアラス特別ノ利益ヲ与フルノ行為ニシテ唯公物管理権ノ作用トシテノミ行ハルコトヲウヘキモノナリ、

(3) 使用権ノ特許

使用権ノ特許ハ公物ニ于シテ特別ノ使用権ヲ設定スルノ行為ニシテ唯公物管理権ノ作用トシテノミ行ハレウヘク從テ其管理ノ権限ヲ有スル官ナノミカ之ヲ与フルノ権ヲ有ス

公物使用権ノ特許ハ公企業ノ物體特許ニ於ケルト等シク特定人ノ為メニ権利ヲ設定スル行政行為ナリ、其ノ設定セラルル所ノ権利

ハ或ハ其ノ自身凡テノ第三者ニ對抗スルコトヲウヘキ物権ナルコトアリ

九二〇
B) 或ハ占有権ニツイテ第三者ニ對抗スルコトヲウレノ外ニハ単ニ
公物主体ニ對抗スルヲウヘキ債権的利権ナルコトアリ、之ヲ民法上
ノ行爲ニ比較シテ謂ハル

(A) 前ノ場合ハ地上権其他ノ物権ノ設定ニ相当シ、
(B) 右ノ場合ハ賃貸借ニ相当ス、公企業ノ特許ニツイテモ第三者ニ
對抗シウヘキ物権ノ設定ハ唯公有海面ニツイテハ漁業権ノ設定ニ於
企業独占権ヲ設定スルコトハ稀ナル例外ニ屬ス、唯鉱業権ニツイテ
其ノ例ヲ見ルニ止マルト全ク公物使用ノ特許ニツイテモ第三者ニ
對抗シウヘキ物権ノ設定ハ唯公有海面ニツイテノ漁業権ノ設定ニ於
テノミ其ノ例ヲ見ルニ止マル、其他ノ場合ニ於テハ常ニ公法上ノ債
権ノ性質ヲ有スル使用権ノ設定ナリ、例之道路ニ軌道ヲ敷設シ電柱
ヲ建テ水道鉄管、瓦斯鉄管ヲ埋設シ公ノ河川ニ水車其他ノ工作物ヲ
設ケ海浜ニ海水浴場ヲ設ケルカ如キ皆此ノ種ニ屬ス、漁業権又ハ鉱業
権ノ如ク凡テノ私人ニ對抗スヘキ権利ハ私権ノ性質ヲ有スルモノニ

シテ右ニ法政ノ章ニ於テ述アル所ニ屬ス、茲ニ述アル所ハ專ラ公法
上ノ使用権ノ特許ニ止マル、

公物使用権ノ特許ハ公企業ノ特許ト同シク通常ハ双方的行爲ニシ
テ即チ公法上ノ契約ナリ、從テ其特許ヲ与フルニハ必ラス相手方ノ
出願アルコトヲ要シ之レニ對シテ官ナノ例ヨリ其ノ特許ヲ与フルト
共ニ又之レニ相当スヘキ義務ヲ命スルヲ通常トス、

其ノ出願ニ對シテ特許ヲ与フルト否トヨハ原則トシテ官ナノ自由
度量ニ屬ス、特別ノ法律ノ規定アルノ外ハ官ナノ特許ヲ与フヘキ義
務ナク從テ又特許ノ拒絶ハ出願者ノ権利ヲ毀損スルモノト謂フヲ得
ス、法律上ハ広ク水利及土木ニ于スル事件ニツイテ行政ナノ処分ニ
ヨリ違法ノ権利ヲ毀損セラレタリトスルモノハ行政訴訟ヲ提起スル
ノ権利アルコトヲ認ムト雖モ特許ノ拒絶ハ原則トシテハ権利ノ毀損
ニアラサルヲ以テ行政訴訟ノ目的トナルヲ得サルモノナリ、
然レトモ特別ノ場合ニ於テハ特許ヲ与フルト否トハ法律上ノ拘束

ヲウクルコトアリ、其ノ拘束ノ重ナルモノハニツアリ、

九二二

(A) 一ツハ特許ニヨリテ既ニ他ノ者ニ特許シタル使用権ヲ侵害スルヲ得サルコト是レナリ、此ノ原則ハ殊ニ公河川ニ於ケル流水引用水ニツイテ其ノ適用ヲ見ル、其他道路其他ノ公物ニツイテモ本之レト全シク凡テ使用権ノ特許ヲ得タルモノハ其ノ特許セラルタル範囲内ニ於テハ他ノ特許ニヨリテ其ノ使用権ヲ侵害セラレサル権利ヲ有スルモノナルヲ以テ、其ノ使用権ヲ侵害スヘキ特種特許ハ其ノ権利ニ対スル毀損タリ、從テ行政訴訟ニヨリテ其ノ救済ヲ求ムルヲ得ヘキモノナリ、

(B) 一ハ法律ノ規定ニヨリ一定ノ条件ヲ具ヘタルモノニハ平等ニハ特許ヲ与ヘキヲ定メラレタル場合ナリ、此ノ場合ニ於テハ其ノ条件ヲ具フルモノハ物特許ヲ受クル権利ヲ有スルモノニシテ特許ノ拒絶ハ之レヲニ対スル権利ノ毀損ナリ、

特許ノ效果ハ一面ニハ被特許者ノ爲メニ公物使用ノ権利ヲ設定ス

ルト共ニ一面ニハ之レニ伴フ義務ヲ負担セシムルニアリ、

(1) 其ノ権利ノ方面ニ於テハ被特許者ハ其特許ノ内容ニ從ヒテ自己ノ目的ノ爲メニ公物ヲ占有シ之レヲ使用スル公法上ノ権利ヲ取得スル此ノ権利ノ内容ハ各個ノ場合ニ於テ異ナリト虽多數ノ場合ニハ公物ノ上ニ或ル工作物ヲ施設スル権利ヲ包含シ道路ニ軌道ヲ敷設シ電柱ヲ建テ河川ニ水車ヲ設ケルノ類皆是レナリ、之等ノ場合ニ於テ其ノ施設シタル工作物ノ所有權ハ被特許者ニ屬スルコトハ勿論ニシテ其ノ権利ハ其ノ工作物自身カ公物タルノ外ハ一般民法上ノ所有權ノ外ナラス、從テ又法律ニヨリ又ハ特許条件ニヨリテ制限セラレ、場合ノ外ハ民法ニヨリテ抵当ニ供シ其他任意ニ処分シラヘキモノナルナリ、

(2) 被特許者ハ以上ノ如キ権利ヲウルト共ニ又之ニ相当スヘキ義務ヲ負担ス、其義務ハ

(A) 一部分ハ法令ニヨリテ規定セラレ

九三三

(B) 一部分ハ特許条件ニヨリテ定ムラル
 10) 時トシテハ之等ノ特別ノ定ヲ俟タズシテ公物ノ性質上当然ノ義務ト認ムヘキモノアリ、之等ノ義務ハ各場合ニヨリテ一様ナラズサレトモ其ノ重ナルモノハ尤ノ如シ

(1) 警察制限ニ服スル義務

公物使用ノ特許ハ其自身ニ於テハ必ラスシモ其使用カ公共ノ秩序ニ妨害ナキコトヲ公認スルノ行為ニアラス、從テ其ノ特許ノ範圍ニ屬スル行為ト虽モ若シ其使用方法カ公共ノ秩序ニ妨害アリトミトムヘキ限度ニ於テハ警察権ニヨリテ之カ特別ノ制限ヲ加フルコトヲ得ヘシク被特許者ハ其ノ使用方法ニ于シテ警察上ノ取締ニ服スルコトヲ要ス

(4) 特別負担ノ義務

特別負担ノ性質ニツイテハ公企業ノ特許ニ伴フ特別負担ニツイテ述ハタルト全シ通常ハ各場合ニ於ケル特許行為ニヨリ特許ノ条件ト

シテ命セラル、所ニシテ公物ノ維持保存又ハ其ノ改良ノ為メニ特別ノ施設ヲナスコトヲ命セラル、ノ類ナリ

(1) 使用料又ハ報償金納付ノ義務

10) 公物使用ノ特許ニ対シテ通常使用料ヲ徴せラル、使用料ノ金額ハ若シ公物ノ使用カ一定ノ条件ヲ具フル凡テノ者ニ対シテ平等ニ特許セラル、モノナル場合ニ於テハ予メ一定ノ率ヲ定メテ之レニヨリテ均一ニ徴收セラル、ヲ通常トス、例之棧橋料、岸壁使用料ノ如シ、然ラサル場合ニ於テハ各箇ノ場合ニ於テ特別行為ニヨリテ定メラル使用料金額カ一度特許行為ニヨリテ定メラル上ハ法律ノ規定アルカ又ハ特許行為ニヨリテ其ノ変更ヲ留保シタル場合ノ外ハ后ニ至リテ其ノ金額ヲ増減スルニハ被特許者ノ全意ヲ得ルコトヲ要ス

10) 公物ノ使用権カ公企業又ハ独占的利益ヲ有スル營業ノ手段トシテ其利利用セラル、モノナル場合ニ於テハ其ノ利得ニ対スル報償

トシテ使用料ノ外ニ又ハ使用料ノ代リニ報償金ヲ徴收スルコトアリ
 報償金ノ義務ハ或ハ特許条件トシテ特許ト共ニ科セラルコトアリ、
 或ハ右ニ至リテ特別ノ契約ニヨリテ定メラルコトアリ、右ニ至リ
 テ之レヲ科スル場合ニハ常ニ被特許者ノ同意ヲ要ス、報償金ノ義務
 ハ特ニ瓦斯会社、電燈会社、汽船会社等ニ於テ多ク其ノ例ヲ見ル、
 報償金ノ使用料ト異ナル所ハ唯其ノ金額ノ決定ニツイテ使用料ハ其
 使用ヲ許セル公物ノ價格ヲ標準トナスニ反シテ報償金ハ其ノ使用ニ
 ヲリテ被特許者ノ受クル所ノ財産上ノ利得ヲ標準トナスコトニアル
 ナリ、

以上ノ権利義務ハ何レモ公法ニ屬スルモノニシテ被特許者ハ当然
 ニハ之レヲ他人ニ讓渡スルコトヲウヘキモノニハアラス、唯法律ハ
 多クノ場合ニ於テ其ノ権利ヲ移轉シウヘキコトヲ認ム、権利ノ移轉ア
 ルトキハ其ノ義務モ亦之ニ伴ヒテ移轉スルコトハ勿論ナリ、
 特許ノ消滅原因トシテハ

1) 期限ノ満了

2) 特許ノ放棄

3) 特許ノ廢止 (取消ト謂フ)

ヲ拳クルコトヲ得

1) 特許カ初メヨリ一定ノ期限ヲ限リテ与ヘラレタル場合ニハ其ノ
 期限ノ満了ニヨリテ消滅スルハ勿論ナリ、

2) 特許ハ又被特許者ノ側ヨリ之ヲ放棄スルコトヲ得、公物使用
 権ノ特許ハ公企業ノ特許ノ如ク通常ハ其ノ実施ノ義務ヲ負ハシムル
 モノニアラス、從テ公企業ノ特許ハ企業者ノ任意ニ之ヲ放棄スルヲ
 許サル、ニ反シ公物使用ノ特許ハ原則トシテ何時ニテモ之ヲ放棄ス
 ルコトヲウヘシ、放棄ハ直接ニ其ノ利益ヲ權利ヲ消滅セシムルノ效
 果ヲ有シ官ナク取消処分ヲ要スルモノニアラス

3) 特許ノ最も重要ナル消滅原因ハ特許ノ廢止即官ナク一方酌意
 思ニヨリテ特許ヲ消滅セシムル行爲ナリ、官ナク特許ヲ廢止スヘキ

九二八
場合ハ通常法律又ハ特許条件ニヨリテ定ムラル如斯キ特許別ノ場合
定メサキ場合ト虽モ被特許者カ其ノ特許ニ伴フ義務ヲ履行セサル時
其使用权カ公物ノ主タル目的ト調和スルヲ得サルニ至リタル時公
物其自身公用ヲ廢シタル時ニ於テハ当然其ノ特許ヲ廢止シウヘキ
利アルモノト認メサルヘカラス

第三款 民法上ノ契約

公物ハ普通ニ不融通物ナリト称セラルト虽モ其ノ意義ハ只公物
カ公用ニ供セラルル間ニ其ノ公用ノ目的ト両立シ得サル方法ヲ以テ
之ヲ処分スルヲ得スト謂フニ止マテスリ其ノ公用ヲ妨ケサル限度ニ
於テハ公法上ノ特別使用ノ許サレウヘキハ勿論民法上ノ法律行為ノ
目的物タルコトモ亦必ラスシモ之ヲ妨ケス公物ニ于テ民法上ノ
法律行為ノ行ハル場合ヲアケレハ屯ノ如シ
ハ公物ノ一部ヲナシ又ハ公物ニ附属スルモノニシテ其ノ公用ヲ妨ク

ルコトナクシテ之ヲ公物ノ本体ヨリ分離シウヘキモノヲ処分スル行
爲、例之公園地道路堤防等ニ生シタル雜草ヲ悉却シ海岸又ハ河川ノ
砂石ヲ処分スルカ如キ之等ノ行為ノ民法的性質ヲ有スル法律行為ヲ
ルコトハ學者ノ異論ナキ所ナリ
(2) 公物ノ修繕其他公物ニ于スル工事ニツイテ請負ヲナシムル場合
公物ノ修繕其他ノ行為ハ或ハ之ヲ公法上ノ負担トシテ自治体又ハ私
人ノ義務タラシムルコトアリト虽モ、同時ニ又民法上請負契約ノ目
的トナリウヘキコトハ謂フヲ俟タス
(3) 公物カ公企業ノ設備ノ一部トシテ用ヒラルル場合ニ於テ若シ其ノ
公企業ノ利用ヲ係カ民法上ノ契約ニヨルモノナルトキハ其ノ利用者
カ公物ヲ使用スルノ于係モ亦等シク民法上ノ名義ニヨルモノナラサ
ルヘカラス、例之汽車ノ乗客カ汽車ノ坐席ヲ使用シ市ヨリ電燈ノ供
給ヲウクルモノカ電燈ノ器具ヲ使用シ電話加入者カ電話器具ヲ使用
スルカ如キ皆民法上ノ法律ヲ係ニモトツクモノニ外ナラサルモノナ

リ
 (4) 其他一般公物ニツイテ民法上ノ契約ニモトツク使用权ノ設定セ
 ラレ得ヘキヤ否ヤハ疑アル問題ナリ、或ハ公物ニツイテノ凡テノ使
 用ヲ保ハ其性質上必ラス公法的ノ于保ナラサルヘカラストナヌモ
 アリト虽モ公物カ民法上ノ融通ノ外ニ置カル、ヲ以テ所以ハ唯其
 ノ公用ニ供セラル、カ為メニ外ナラサルヲ以テ其ノ公用ニ妨ナキ限
 リハ其物ニツイテ民法上ノ使用权ノ成立スルコトハ概テ公物ニ於テ
 ハ其タル性質ニ反スルモノニアラス勿論一般公衆ノ使用ニ供セラル
 、公物ニ於テハ其ノ公物共ノ使用ハ即其ノ公用ノ目的ヲ達スル所以
 ニシテ専ラ公益ノ為メニスルモノナルカ故ニ其ノ于保ハ必然ニ公法
 的ナラサルヘカラスト虽モ其ノ本来ノ目的以外ニ於テ特定人ノ為メ
 ニ特別ノ使用权ヲ設定スルハ必ラスシモ必然ニ公法的性質ヲ有スル
 モノニアラス、例之電柱電車内等ニ一定ノ料金ヲ以テ広告掲載ノ依
 頼ニ依シ停車場構内ニ新聞売店雜貨店飲食店等ノ營業ヲナサシムル

為メニ其ノ一部ヲ貸附ケ汽車乘客ニ飲食物ヲ給供セシムル為メニ食
 堂車ヲ營業者ニ貸附クルカ如キ何レモ民法上ノ契約于保ナラトミト
 ムルヲ正当トナス、シ、公園地ノ如キハ一般公衆ノ使用ニ供セラル、
 且ノト虽モ其地域内ノ一部ヲ或ハ住宅トシテ或ハ料理店茶店等ノ營
 業所トシテ貸附クルカ如キモ亦恐ラクハ民法上ノ賃貸借也ト解スル
 ヲ以テ最モヨク當事者ノ意思ニ適合スルモノトナス、凡テ之等
 ノ場合ハ公法上ノ特別使用ノ特許ト相近似シ其間ヲ區別スヘキ正確
 ナル限界ヲ定ムルコト困難ナリト雖モ大体ノ原則トシテハ二点ニ區
 別ノ標準ヲ求ムルヲ得ヘシ、
 (A) 一ハ之等ノ場合ニ於テ其ノ主タル目的トスル所ハ特定人ノ財産
 上ノ利益ノ為メニスルニアルコト是レナリ、勿論食堂車ノ如キハ全
 時ニ公益ノ為メニスルモノナリト雖モ而カモ其ノ主眼トスル所ハ營
 業者ノ營利的ノ為メニナリ、而シテ主トシテ利益ノ為メニミトメラ
 ル、財産上ノ権利ハ原則トシテ私法ノ區域ニ屬スルモノナリ、

(B) ハハ之等場合ニ於テハ其使用权カ特定人ニ許サル、限度ニ於テハ其ノ物ハ継続的ニ公衆ノ自由使用ノ外ニ置カル、コト是レナリ、公法上ノ特別使用ノ特許ニ於テモ特定人カ特別ノ使用权ヲ許サル、モノナリト雖其使用权ハ或ハ単ニ一時的ナルカ（例之露店掛茶屋ノ如シ）或ハ全時ニ公衆ノ使用ニ供スセラル、モノニシテ（例之軌道ノ敷設ノ如シ）絶エス公ノ監督ヲ要ス之レヲ公法ヲ係ノ外ニ立タシムルヲ得スト雖継続的ニ特定人ノ占有ニ屬セシメラレモ、モノニアリテハ斯ノ如キ公法的管理ヲ要スル事少ク從テ之ヲ一般ノ私法的手係ト區別スヘキ理由ナキナリ、

第四節 公物負担

公物負担トハ公物ノ維持管理ノ為ニ自治体ニ對シ又ハ私人ニ對シテ課セラル、公法上ノ義務ヲ謂フ、其ノ性質ニ於テハ公企業負担ト

全ク從テ又大體ニ於テ公企業負担ニツイテ述ヘタル所ヨリ類推スルヲウヘシ茲ニハ唯公物ニツイテ物特ニ注意スヘキニ三ノ点ニツイテ述フルニ止ム、

公物負担ハ其内容ヨリ謂ハハ

- (A) 或ハ公物ノ維持管理ノ義務ヲ負ハシメラル、モノナルコトアリ
 - (B) 或ハ其ノ維持管理ノ為メニ必要ナル他ノ作為不作為又ハ忍受ノ義務ヲ負ハシムルモノナルコトアリ
- 公物ノ維持管理ノ義務ヲ負フモノハ多クノ場合ニ於テ自治体ニシテ即自治負担トシテアラハル一般臣民ノ負担ニ屬スルモノハ寧ろ其ノ維持管理ニ必要ナル作為不作為又ハ忍受ノ義務ナリ、

第一 自治負担

公物ニ于スル自治体ノ負担ハ三種ノ場合ヲ分ツコトヲ得

(1) 公物設置ノ義務

自治体ハ或ハ自ら公物ヲ設置シ之ヲ維持管理スルノ義務ヲ負ハレ
メラルコトアリ、此ノ場合ニ於テハ自治体カ自ら公物ノ主体トシ
テ公所有権ヲ有スルモノナリ、此ノ種ニ属スル公物負担ハ多クハ公
企業負担中ニ包含セラル、モノニシテ例之水道下水道本枝避病院等
凡テ其企業ノ為ニ物的ノ設備ヲ要スル場合ニ於テハ公企業経営ノ
義務ハ同時ニ公物設置ノ義務ヲ包含スルモノナリ

12) 公物管理ノ義務

自治体ハ又国家ノ公物ニツイテ之ヲ維持管理スルノ義務ヲ負ハレ
メラルコトアリ、此ノ場合ニ於テハ公物ノ主体ハ国家ニテ国家カ
自治体ニ対シテ其ノ管理義務ヲ負ハシムルト共ニ又管理権ヲ特許ス
ルモノニ外ナラス、即チ自治体ハ国家ノ所有ニ属スル公物ニツイテ
一面ニハ管理ノ権利ヲ得一面ニハ管理ノ義務ヲ負フモノニシテ公物
物負担タルト同時ニ公物ヲ係管理権ノ特許ナリ、例之田ノ道路ニツ
イテ府縣又ハ市町村ヲシテ之レヲ維持管理セシムルカ如シ、此ノ場

合ニ於テハ公物ノ所有権ハ猶国家ニ属スト雖モ其管理権ハ専ラ自治
体ニ属スルモノニシテ其ノ公物ニツイテ公衆ノ自由使用ヲ許シ其ノ
条件ヲ定メ特別使用ヲ特許シ其ノ使用料ヲ徴收スル等ノ権利ハ特別
ノ制限ヲ定マルル外ハ凡テ自治体ニ属ス自治体ハ又一面ニ
ハ其ノ管理又ハ維持修繕ニ要スル収入費用ヲ負担スルノ義務ヲ負ヒ
從テ又其ノ使用料其他公物ヨリ生スル収入ハ自治体ニ帰属スルコト
当然ナリ

13) 費用負担ノ義務

時トシテハ公物管理権ハ国家ノ官ナカ自ら之ヲ行ヒ唯之ニ要スル
費用ヲ自治体ノ負担ニ属セシムル場合アリ、此ノ場合ニ於テハ官ニ
所有権カ国家ニ属スルノミナラス公物管理権モ亦国家ニ属シ自治体
ハ只費用負担ノ義務ヲ負フナリ、自治体ニ費用負担ノ義務ヲ負ハシ
ムルハ多クハ其ノ公物ニヨリテ自治体カ制特別ノ利益ヲウクル場合
ニ限ラル、例之河川法ニヨリテ河川ニ于スル費用ヲ府縣ノ負担ニ属

シタルヤカ如キ其ノ一例ナリ、河川ノ管理权ハ固シテ府縣
知事ノ行フ所ニシテ府縣ニハ屬セズ、從テ府縣會ノ議ヲフルコトナ
シ、府縣會ハ只々奉償ノ算及決算ニツイテ議決ノ权アルノミ、
但シ、此ノ場合ニ於テモ其ノ公物ヨリ生スル收入ノ費用負担ノ義務
ヲ有スル自治体ニ歸屬スルハ当然ナリ、河川ニツイテハ法律ハ其ノ
府縣ノ收入ニ屬スルコトヲ明言ス、

第二 臣民ノ負担

公物ニ于スルハ一畝臣民ノ負担ノ最モ重要ナルモノハ隣地者ノ義務
ナリ、公物ニ對スル隣地者ノ義務ハ凡テ公物ニ付イテ認めラル、ニ
アラズ、唯道路河川其他公益ニ重大ノ于係アル公物ニツイテノミ、
認めラル、之等ノ公物ニツイテハ其ノ附近ノ土地家屋其他ノ工作物
ノ所有者又ハ占有者ハ其ノ物ノ公用ヲ完フスルカ為メニ法律ニヨリ
種々ノ特別ノ負担ヲ科セラル、之等ノ負担ハ各種ノ公物ニツイテ法
律ニヨリテ定メラル、モノニシテ概括ニテ述ヘルコトヲ得ズ、其一

ニノ例ヲアケレハ道路ノ两侧ニ居住スルモノハ道路ノ掃除ノ義務ヲ
負担シ、河川ノ附近ノ土地所有者ハ土砂流出ヲ予防スルカ為メニ
行政官ノ命ニヨリテ必要ナル設備ヲナスノ義務ヲ負ヒ其他河川法ノ
定ムル所ニヨリテ種々ノ点ニ於テ特別ノ負担ヲ命セラルモノ、コト
シ、

隣地者ノ義務ノ外ニ賦役現品ノ負担分担金ノ義務亦急負担等ハ公
物ニツイテモ等シク認めラルト雖モ之等ハルテ公企業ニツイテ述
ハタルト全様ナルヲ以テ茲ニハ最早ヤ之レヲ再説セズ、
以上ノ如キ各種ノ負担ニシテ義務者ニ特別ノ損害ヲ負ハシムルノ
場合ニ於テハ法律ノ定ムル所ニヨリ補償金ヲ給セラル、ヲ通常トナ
ス

第五節 公法上ノ所有權制限

(A) 国家又ハ公法人ニハ方ニ於テハ自己ノ所有物ヲ公共ノ使用ニ供シ又ハ特別ノ使用ヲ特許シテ以テ私人ヲシテ其ノ使用权ヲ得セシムルコトアリト共ニ

(B) 一方ニハ又自己ノ目的ノ爲メニ私人ノ所有權ヲ制限シ其ノ所有物ニ対スル或公法上ノ支配權ヲ加フコトアリ之レヲ統稱シテ公法上ノ所有權制限ト謂フ私人ノ所有物ニ対スル国家又ハ公法人ノ公法上ノ支配權人種々ノ形體ニ於テ行ハル、其ノ重ナルモノハ公法上ノ占有權、公法上ノ地役權、及ヒ、公法上ノ担保物權等之レトナリ

第一款 公法上ノ占有權

公法上ノ占有權ニハ三場合ヲ區別スルヲ要ス

(A) 一ハ国家又ハ公法人ノ公所有物ニツイテ私人ニ其特別使用ヲ特許スル場合ナリ、此ノ場合ニ於テ其ノ特許ニヨリテ私人ノ有スル占有權カ公法上ノ權利タルコトハ前ニ述ヘタルカ如シ、

(B) 二ハ国家ノ公有物ニツイテ自治體ニ其管理權ヲ特許スル場合ナリ

此ノ場合ニ於テモ自治體ハ又其ノ公有物ニツイテ公法上ノ占有權ヲ有ス、此ノニ場合ハ前ニ第二節ニ於テ既ニ述ヘタル所ニ屬ス

(C) 三ハ私人ノ所有物ニツイテ国家又ハ公法人カ其ノ使用ノ權利ヲ得、之ヲ公用ニ供スル場合ナリ

茲ニハ專ラ此ノ第三ノ場合ニツイテ論述セントス

公物ノ最モ通常ナル場合ハ国家又ハ公法人カ其ノ物ニツイテ完全ナル支配權即チ所有權ヲ有スル場合ナリ、ト雖モ是必ラスシモ凡テノ公物ニツイテ必要ナルニアラス時トシテハ私人ノ所有物ニツイテモ国家又ハ公法人カ或支配權ヲ有スルニヨリテ之ヲ公用ニ供スルヲ以テ公物タル性質ヲ有スルコトヲ妨ケス、是必ラスシモ如何ナル公物ニツイテモ可能ナリト謂フニアラス、河川海面海浜ノ如キ所謂自然の公物ニヨリテハ国家カ常ニ其ノ完全ナル支配權ヲ有スルモノニシ

テ單純ナル公ノ占有權ニヨリテ公用ニ供セラルル物タルコトヲ得ス
其ノ他ノ公物ニツイテハ公務使用權ハ勿論道路公園地其ノ他公衆使
用物ニツイテモ公ノ占有權ニモトツキテ公用ニ供セラルルモノタル
コトヲウヘシ

公法上ノ占有權ハ恰カモ公所有權ト同シク其ノ物カ

(A) 公用ニ供セラルコト

(B) 及ヒ國家又ハ法人セ其ノ物ニツイテ占有權ヲ有スルコトノニ
要素ニヨリテ成立ス 其異ナル所ハ唯其ノ權利カ此ノ場合ニ於テハ
所有權ニアラステ他人ノ所有權ニ對スル權利タルノ差アルノミ其
ノ權利ハ

(A) 或ハ民法上ノ契約ニヨリ

(B) 或ハ民法上ノ取得時効ニヨリ

(C) 或ハ公用徵収ニヨリテ成立スルコトヲウヘク其ノ内容ニ於テモ
亦

(A) 或ハ地上權タルコトアリ

(B) 或ハ賃借權タルコトアリ

何レニシテモ其ノ權利ハ其ノ物カ公用ニ供セラルルニ止ム 單純ナ
ル私法上ノ權利ニスキス 其ノ公用ニ供セラルルニヨリテ其ノ權
利ハ公法的効果ヲ生スルモノナルコト^公所有物ノ場合ト異ナル事トナ
キナリ

公占有權ノ公法上ノ效果ハ全ク公所有權ト全シ、公所有權ニヨリ
テモ其ノ民法上ノ所有權ト異ナル特別ナル公法的効果ヲ有スル所以
ハ專ラ其ノ公用ニ供セラルルカ爲メニヨリ而シテ公ノ占有物ニアリ
テモ其ノ公用ニ供セラルルコトニ於テハ公有物ト同様ナルヲ以テ此
ノ點ニ於テ全ク效果ヲ全シウスルモノナルコトハ当然ナリ

○公占有權ハ常ニ或私法上ノ權利ヲ基礎トシテ成立スルモノナルヲ
以テ、若シ其ノ基礎タル權利ニシテ或ハ契約上ノ期限ノ滿了ニヨリ
或ハ其ノ他ノ原因ニアリテ消滅シタル時若クハ其ノ所有者ヨリ其ノ

Servitutes utilitate publice.

九四二
 権利ノ争ヒニテ民事訴訟ヲ提起スルニヨリテ裁判所ニ於テ其ノ権利
 ノ存立セサルコトノ判決アリタル時ハ公物ヲ管理スル官ナハ当然其
 ノ公用ヲ廢止シ之ヲ所有者ニ遷附スヘキ義務ヲ負フモノナリ、然レ
 トモ此ノ場合ニ於テモ公用ノ廢止ハ唯官ナノ意思ニヨリテ之ニ從行
 ル、所ニシテ其ノ権利ノ消滅カ当然ニ公用廢止ノ效果ヲ生スルモノ
 ニアラズ、而シテ其ノ公用ノ廢止セラレサル間ハ其ノ物ハ猶公物タ
 ル性質ヲ有シ所有者ハ当然其ノ引渡ヲ請求スル権利ヲ有スルヲ得
 ス、又民事訴訟ニヨリテ其ノ引渡ノ強制ヲ執行ヲ求ムルヲ得サルナ
 リ、國家カ公所有物トシテ之ヲ公用ニ供シタル場合ニ於テ其ノ所有
 権ノ争ヒニツキ民事訴訟ノ結果國家ノ敗訴トナリテ所有者カ第三
 者ニ屬スルコトノ判決アリタル場合モ亦之レハ全ク全様ニシテ其ノ結
 果國家ハ公用ヲ廢止シ其ノ物ヲ所有者ニ引渡スヘキ義務ヲ負フトモ
 其ノ未ダ公用ヲ廢止セラレサル間ハ公ノ占有者カ猶獨立ニ其ノ效
 果ヲ有シ所有者ハ其ノ引渡ヲ請求スルヲ得サルモノナリ

第二款 公法上ノ地役権

公法上ノ地役権トハ公ノ目的ノ為メニ他人ノ所有地ノ上ニ物的負
 担ヲ科スルノ権利ヲ謂フ

(A) 其ノ権利ハ特定人ニ対スル債権ノ性質ヲ有スルモノニアラスシ
 テ特定ノ土地ニ追隨スル絶対権ノ性質ヲ有シ從テ物権ノ一種タルナ
 リ

(B) 其ノ権利ハ又公ノ目的ノ為メニ存シ私益ノ為メニ認メラル、モノ
 ノニアラサルカ故ニ公法上ノ権利ナリ、即公法上ノ物権ノ一種タル
 ナリ

-siehe

公法上ノ地役権 (*Öffentlichrecht, Grunddienstbarkeit, Servitutes utilitate publice*)、
 名ハ主トシテ仙國奉者ノ慣用スル所ニシテ我國ニ於テハ未ダ一般ニ
 行ハレス、又法律ノ公ニ認ムル所ニアラス、或ハ之ヲ其ノ義務ノ側

ヨリ見テ単ニ公法上ノ所有制限ト称スルヲ妨ケス、只其ノ制限ハ
警察義務ノ如ク人的負担ニテラスシテ特定ノ土地ニ遡随スル物上負
担ナルコトニ於テ警察上ノ制限ハ區別セラル、又国家力自ラ之ヲ占
有シテ公用ニ供スルニアラスシテ単ニ土地所有者ニ或負担ヲ負ハシ
ムルコトヲ主眼トスル点ニ於テ公法上ノ占有ト區別セラル、其ノ尤
モ著シキ例ハ前ニモ一言セシ如ク要塞地帯法ニヨル地帯區域ノ特制
限、森林法ニヨル保安林ノ制限ナリ、其他猶種々ノ例アリ

公法上ノ地役ハ其ノ特定ノ土地ニ遡随スル物上負担ナルコトニ於
テ民法上ノ地役権ト類似ト虽モ民法上ノ地役ノ如キ特定ノ要役地ノ
利益ノ爲メニ認めラル、ノ権利ニアラスシテ專ラ公利目的ノ爲メニ
認めラル、モナリ、其ノ之レヲ認めラル、ノ目的ハ種々ナル
コトヲ得ヘシ、

11) 或ハ要塞地帯ノ如ク專ラ軍事上ノ目的ノ爲メニ認めラル、モ
アリ、此ノ場合ノ負担ハ所謂軍事負担(Militarlasten)ナリ

種ナリ

(2) 或ハ道路河川等公物ノ利用ヲ全クスルカ爲メニ其ノ隣地ノ所有権
ヲ制限セラル、モナリ、此ノ場合ノ負担ハ前節ニ述ヘタル公物負
担ノ一種ニ屬ス、

(3) 或ハ保安林ノ如ク一般公益ノ爲メニ認めラル、モナリ、
(4) 或ハ又公用徵収ノ手續ノ一部トシテ科セラル、モナリ、

企業者カ土地調査ノ爲メニ土地ニ立入ルコトヲウルカ如キ是レナリ、
其ノ如何ナル目的ノ爲メニ認めラル、モナリ、又公用ノ爲メニ特定ノ土地ニ
對シテ物上負担ヲ課スル場合ハ常ニ公法上ノ地役ニ屬スルモノナリ
キ、

何レノ場合ニ於テモ公法上ノ地役ハ法律ニヨルニアラサレハ之ヲ
課スル事ヲ得ス、警察義務ノ如ク命令ヲ以テ之ヲキ範圍ニ屬スル
モノニアラサレナリ、

(A) 法律ハ或ハ直接ニ其ノ課スルべき負担ノ内容及之ヲ課セラル

ハキ土地ノ區域ヲ指定スルコトアリ、例之要塞地帯法ノ如クシ、此ノ場合ニ於テハ特別ノ行政行為ヲ要セス、法律ノ定ムル標準ニ適スル土地ハ当然ニ其ノ效果ヲ受ケ時トシテハ法律ハ抽象的ノ標準ヲ以テ其ノ負担ヲ課セラルヘキ土地ヲ指定スルニ止マリ實在ノ場合ニ於テ負担ヲ課セラルヘキ土地ハ行政行為ヲ以テ之ヲ指定セシムルコトアリトモ此ノ場合ニ於テモ其ノ地役ノ成立原因ハ直接ニ於法律ニモトツクモノニシテ行政行為又ハ只如何ナル土地ノ法律ノ定ムル標準ニ適スルカヲ認定スルニスキス、即チ確認行為ノ性質ヲ有スルモノナリ、例之河川法ニヨル河川ノ認定ノ如ク、

B) 反之場合ニヨリ法律ヲ一定ノ範圍ニ於テ行政行為ヲ以テ自由才量ニヨリ其ノ負担ヲ課スヘキ土地ヲ定ムルコトヲ得セシメ、時トシテハ其ノ負担ノ内容ニ至ル迄或限度ニ於テハ行政行為ヲ以テ之ヲ定ムルヲ得セシムルコトアリ森林法ニヨル保安人ノ編入河川法ニヨル河川沿岸地ノ負担ノ賦課ノ如ク、之レ等ノ場合ニ於テハ其ノ地役ハ

行政行為ニヨリテ始メテ設定セラル、モノニシテ其ノ行政行為ノ故
 行政行為ノ性質ヲ要ス、

○ 公法上ノ地役ニヨリテ課セラル、租税ノ内閣ハ或ハ不作爲ノ義務ナルコトアリ、或ハ受忍ノ義務ナルコトアリ、

(A) 不作爲ノ義務ハ其ノ最モ通常ノ場合ニシテ要塞地帯及ヒ保安林ノ制限ハ何レモ此ノ種ニ屬ス、森林法ニヨル保安林ヲ編入セラレタルモノニアリテハ木竹ノ伐採開墾其他土地ノ使用收益ヲ制限シ又ハ禁止セラル、モノトシ、要塞地帯法ニヨルハ地帯内ニ在リテハ諸種ノ建築ヲ禁止セラレ其他ノ使用ヲ制限セラル、之等ノ制限ハ其ノ義務ノ内容ニ於テハ警察義務ト異ナルコトナク殊ニ其ノ土地使用ノ制限ハ絶対ノ禁止ニアラスニテ許可ヲ留保セラル、禁止ナルコト多シ、例之保安林ニ於テハ木竹ノ伐採其他ノ行為ニ付キテ地方官長ノ許可ヲ得クヘキモノトセラル、土葬ノ許可ハ其ノ実領上ノ場合ニ一畝ノ禁止ヲ解除スルノ行為ナルコトニ付テハ警察許可ニ合シ

ク只其基ノ地ノ権力カ一般警察ニ在ラスニテ特別ノ地役権ナルコトトニ於テ之ト區別セラルル也、其義務ノ強制方法ニ付キテモ警察義務ニ於テ全權ノ方法ヲ適用セラル、即代執行、執行罰又ハ直接強制ノ各種ノ形式ハ警察上ノ強制執行ト全權ノ原則ニ從フテ之等ノ義務ニ適用セラルル也、

(B) 受忍ノ義務ヲ負フ場合ハ、例之河川ノ沿岸地所有者カ其土地ノ一部ヲ船舶道ニ供スルコトヲ受忍シ、河川ニ于スル土車ノ爲メニ其材料置場ヲ供シ、又ハ所有地内ニ立入ルコトヲ受忍スルノ義務ヲ負フカ如キ之也、土地所有者ハ凡テ之レ等ノ動作ノ自己ノ所有地内ニ行ハルコトヲ受忍スルモ、義務ヲ負フモノナレトモ、其ノ動作ヲナスモノ、自身ハ或ハ國家ノ器ヲタムモノニアラスニテ、職工人夫大工木頭ノ類ナルコトアルヘシ、之等ノモノハ固ヨリ自ら地役権ヲ有スルニアラス、國家カ自己ノ地役権ニ基キテ、之レ等ノモノヲシテ他人ノ土地ノ上ニ自由ニ此ノ動作ヲナスヘキ事トヲ得セシム

ルモノニ外ナラス、

公法上ノ地役権ニ對シテハ特ニ損害ノ補償ヲ給セラルルコトアリ、要塞地帯ノ如ク一定ノ地域内ニ於テハ凡テノ土地ニ對シテ均等ノ負担ヲ課スルモノニアリテハ其ノ損害ノ法律上当然忍容スルヲ要スルモノトシテ特ニ之レカ損害ヲ補償スルコトナシト雖モ保安林ノ編入河川沿岸地ノ負担ノ如キ特定ノ土地ニツイテ特別ノ負担ヲ課スルモノニアリテハ法律ハ通常其ノ損害ヲ補償スヘキモノトナセリ、但シ一般其ノ補償ハ唯法律ノ特別ノ規定ニヨリテハ給セラルルモノニシテ特別ノ規定ヲ俟タスニテ当然ニ賠償請求權ヲ生スルモノニアラ

第三款 公法上ノ担保物権

公法上ノ担保物権トハ國家又ハ公法人ノ公法上ノ債權ヲ担保スルカ爲メニ認メラルル物權ヲ謂フ、公法上ノ債權ハ其ノ發給付

請求権ナルコトニ於テハ私法上ノ債権ト性質ヲ含シテモトモ
ヲ以テ其ノ公法上ノ権利タルト私法上ノ権利タルトノ區別アルニ拘
ハラズ猶種々ノ点ニ於テ私法上ノ債権ト類似ノ規定ヲ適用セラル
モト多シ、時效ノ規定カ公法上ノ債権ニモ適用セラルヘキコトハ嘗
テ一言シタリ、債権ノ担保ニテモ規定モ亦之ト同様ノ一例ニシテ
租税手数料其多クノ公法上ノ債権ニツイテハ民法上ノ債権ト同様ノ
原則ニヨリテ担保権ヲミトメラル、只之レ等ノ担保権カ民法上ノ租
保物権ノ如ク多クノ場合ニ於テハ契約ニヨリテ成立スルモノニテラ
スニテ法律上当然ニ發生スルモノナリ、其他種類ノ等先取特権及
留置権ノ二種ナリ、先取特権ハ凡テノ租税ニツイテモトメラル目税
徴收法ハ國税ノ徴收ハ凡テノ他ノ公課及債権ニ先ツモトメト謂ヘ
キ、即チ國税ニツイテハ國家ハ最ニ優先ナル先取特権ヲ有スルナリ
其他法律カ種々ノ公法上ノ債権ニツイテ國家又ハ公法人ガ國税ニ
ツイテ先取特権ヲ有スルコトヲ規定セリ、其他ノ租税ニツイテハ于税

法ハ于税未納ノ貨物ハ其ノ担保トセラルヘキコトヲ定ム、即國家ハ
其ノ貨物ノ上ニ留置権ヲ有スルモノニシテ于税ヲ完納スル迄ハ引渡
ヲ請求スルヲ得サルモノナリ
公法上ノ担保物権ハ又直接ニ法律ノ規定ニモトツカヌ特別ノ行政
行為ニヨリテ設定セラルコトナリ、例之内國ヲ通過スル外國貨物
ニツイテハ税子ハ必要トミトマル場合ニ於テ担保ヲ提供セシマルヲ
ウルカ如シ
凡テ之等ノ場合ニ於テ其利権ハ公法上ノ債権ノ爲メニスルモノニ
シテ從テ又公法上ノ権利タルコトハ疑ヲ容レヌト雖モ其ノ効力ニツ
イテハ又公法上ノ特別ノ規定アル場合ノ外民法ノ規定ヲ準用シテ解
釈スヘク公法上ノ権利タルヲモニモトツク特別ノ性質ヲ有スルモノ
ニアラス

第六節 各種ノ公物

公物ノ種類ハ甚ク多シトモ其ノ最モ重ナル公水、公ノ土地ノニツニツイテ現今制度ノ大要ヲ述フルニ止ム。

第一款 公水

第一公水ト私水

水ハ国民生活上ノ最モ重要ナルヘシテ国民ノ経済的生活ノ全部ハ水ニ依頼スルヲ尤モ大ナルト共ニ一方ニテハ水ハ極メテ大ナル破壊力ヲ有シ之レヲ防禦スルノ適當ナル設備アルニアラザレバ其ノ社会ニ及ホス危害ノ極メテ大ナルモアリ、サレハ水ニ于スル権利ハ公益ノ見地ヨリ之レヲ制限スルノ必要尤モ大ナリ、水ノ権利ニ于シテハ公法上ノ制限ヲ加フルノ必要アルハ主トシテ流水ニ于スルモ

ナリ、貯水地又ハ其他流出ノ恐レナキモノニアリテハ危険ナル破壊力ナリ公法上ニモ特ニ重大ノ于係アルモノニキキアラサルカ故ニ別段ノ公法上ノ制限ヲ必要トセズ單ニ民法ノ規定ニヨリテ支配セラレ、ニ止マル、

流水ニ于スル立法ノ主義ハ大体ニ於テ私有主義ト、公有主義トノ二種ニ大別スルコトヲ得

(A) 私有主義トハ水流地ノ所有者カ流水ニツイテモ所有権ヲ有スルコトヲ意味シ只公益ノ必要ニヨリテ之ニ適當ナル制限ヲ加フルノ主義ヲ謂ヒ

(B) 公有主義トハ流水ハ凡テ之レヲ公有物トシ其ノ権利于係ノ秩序ニツイテハ専ラ公ノ権力ニヨリテ之レヲ定ムルノ主義ナリ、公有主義ニヨリテ支配セラル、流水ヲ公水ト謂ヒ、私有主義ニヨルモノヲ私水ト謂フ、多数諸国ノ立法例ハ凡テノ流水ニツイテ公有又ハ私有ノ何レカノ主義ヲ絶対ニ貫徹スルモノニアラスニテ多クハ之

ヲ折衷シ流水中ノ或ルモノハ公水トシ或ルモノハ之ヲ私水トスルナ
 リ。羅馬法ニ於テハ流水ニハ *flumen* ト *rius* トヲ區別
 シ *flumen* 中ニテモ *flumen perennans* ト
flumen temporaria トヲ區別シ。而シテ *flumen*
perennans ヲ公水トシテ其他ヲ私水トナセリ。近代ノ諸國ニ
 アリテハ其ノ主義ハナラヌ。仏國法ニ於テハ舟筏ヲ通シテ得ヘキ河
 川ヲ公水トシ、國ノ公有ニ屬スルコトヲ明言シ而シテ舟筏ヲ返々通
 スヘカラサル河川ハ私水トナセリ。其他此ノ立法例ニ倣ヘルモノ多
 シ。独乙ノ諸國ニ於テハ各國其ノ主義ヲ一ニセス。最近ニ於テハ水
 法々更ヲ制定セシ *Sachsen* 法又ハ *Preussen* 草案ニ於テ
 ハ公水私水ノ如キ觀念ハ全ク之ヲ避ケ唯凡テノ流水カ其ノ利用及
 管理ニ关シテ國家ノ監督ニ服スルモノトナセリ。

我國ニ於テハ此ノ点ニ关スル立法ノ主義ハ必ラヌシモ明瞭ナリト
 セス。水ニ关スル權利ヲ規定ノ稍詳細ナル成文法規ハ我國ニ於テハ

明治ニ九年ノ河川法アルハ、河川法ハ河川並ヒニ其ノ敷地及流水
 カ私權ノ目的トナラサルヲ明言スト雖モ河川法ハ凡テノ河川ニ適
 用セラル、ニアラヌ只主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ナル于係ア
 リト認定シタル河川ニ適用セラル、ノ外地方長官ノ認定ニヨリテ其
 他ノ河川又ハ湖沼其ノ他ノ水面ニツイテ其ノ一部分ヲ濫用シタルニ
 止マリ其以外ノ流水ニツイテハ河川法ノ適用又ハ準用ナシ。河川法ノ
 適用又ハ準用アル流水ニツイテハ其ノ公水タルコトハ明瞭ナリト雖
 モ其他ノ流水ニツイテハ公水私水ノ區別ハ必ラヌシモ明瞭ナラヌ其
 ノ區別ハ又必スシモ舟筏ヲ通スルト否トニヨリテ之ヲナスコトヲ得
 ス。舟筏ヲ通スルニハ流水カ公共ノ用ニ供セラル。最モ重大ナル目
 的ノ一ナルトモ決シテ其凡テニハナラヌ。農業上ノ水利ノ爲メニ
 水ヲ引用シ、工業上ノ動力ノ爲メニ水力電氣ヲ起ヌカ如キ公益ニ重
 大ノ于係アルコトハ決シテ舟筏ヲ通スル河川ニ讓ラサルモノトナシ。
 サレハ現行ノ因法ニ於テ公水ト私水トノ區別ハ成文ノ法規ニヨリ

テ定メラレタルモノ、外ハ只從來ノ慣習法ニヨリテ決スルノ外ナク
慣習法ニヨリテ私人ノ権利ノミトメラレタルモノハ外ハ凡テノ流水
ハ皆公水トシテ國家ノ公有ニ屬スルモノト認ムルヲハ正当ナリトナ
スヘシ、

第二 河川法

1) 河川法適用ノ範圍及效果

河川法ハ凡テノ河川ニ適用セラル、ニアラスシテ唯特ニ公益ニ重
大ノ于係アル河川ニ、ミ適用セラル如何ナル河川カ公益ニ重大ノ于
係アル河川カハ主務大臣ノ認定ニヨリナリ、然レトモ主務大臣ノ認
定シタル河川ト雖モ其水源ヨリ河口ニ至ル迄ノ全區域ハ且リテ公益
ニ全様ノ重大ナル于係アルニアラス、河川ニアリテハ唯其ノ一部分
ノミノ流域ノミカ公益ニ重大ノ于係アルニスキサルモノアルヘク然
ラサルモ河川ノ流域ノミカハ必ラスシモ一定ナラス、其ノ水量ハ天
候ニ依リテ増減常ナキヲ以テ河川法適用ノ範圍ヲ定ムルニハ必ラス

其ノ區域ヲ一定セサルヘカラス、主務大臣ニヨリテ認定セラレタル
河川ニツキ河川法ヲ適用スヘキ區域ヲ認定スルノ權ハ地方長官ノ權
限ニ屬セシメラル、地方長官ニ於テ其ノ河川ノ枝川若クハ泳川ト認
定シタルモノ及ヒ堤防護岸洩船道其他地方長官ニ於テ河川ノ附屬物
ト認定シタルモノモ亦命令ヲ以テ特別ノ例外ヲ定メタルモノハ外
ハ等シク河川法ヲ適用セラル、ナリ、

河川法ヲ適用セラル、ノ結果ハ種々ノ点ニ於テモ其ノ權利于係ト
重大ナル影響ヲ及ボスモノナリ、殊ニ法律ハ河川法施行區域ニ存ス
ル凡テノ土地流水其他ノ物件ハ私權ノ目的ヲ得サルモノトナセ
ルヲ以テ從來之等ノ物ニ关シテ私人ノ所有權又ハ其他ノ權利ノ存ス
ルモノアル場合ト雖モ河川法ノ施行ニヨリテ其ノ權利ハ当然消滅ス
ルナリ、河川法ノ適用ハ私人ノ權利ニ关シテ如斯キ重大ノ效果ヲ及ボ
ホスモノナルヲ以テ地方長官カ其ノ施行區域ヲ認定スルニハ不法ノ
人民ノ權利ヲ侵害セホランコトヲ保障スヘキ鄭重ノ手續ヲ要スルハ

当然ナリ

河川法施行ノ區域ヲ認定スルハ河川基帳ノ調製ニヨル、河川台帳
 ハ河川ノ區域其他河川ニ于スル事項ヲ公ニ証明スルカ爲メニスル登
 録簿ニシテ地方長官之レヲ調製シテ保市町村ノ意見ヲ徴シ一定ノ期
 間公衆ノ縦覧ニ供シ利害ヲ係者ヲシテ異議ノ申立ヲナスヲ得セシム
 其ノ確定ニハ猶主務大臣ノ認可ヲ要スルモノニシテ其一度確定シタ
 ル後ニ於テハ訴訟又ハ行政訴訟ニヨルノ外ハ之レヲ変更スルヲ得マ
 ス、但シ台帳ノ確定後ニ於テ河川ノ流域ニ永期ニ亘ルハキ変更ヲ生
 シタル論ニモテ其他事實ノ変更ヲ生シタル時ハ台帳ヲ更改スルヲ以テ
 要スルハ勿論ニシテ此場合ニ於テモ亦其ノ調製ノ場合ト同様ニ手續
 ヲ至テ主務大臣ノ認可ヲウケルヲ要ス、

河川法ノ施行區域ハ凡テ公有物タルモノニシテ私権ノ目的タル
 ヲ許サズ是故テ私人カ河川又ハ其ノ附屬ヲウケルニヨリテ種々ノ利
 用権ヲ取得スルヲ得ヘシト雖モ唯此ノ利用権ハ常ニ公法上ノ名義ニ

於テ設定セラレ、モノニシテ私法上ノ権利タルコトヲ得サルモノナ
 リ、河川法施行前ニ於テモ其ノ権利ハ所有権トシテハ最早存続ス
 ルヲ得サルモノナリ、

(A) 只其ノ損害ヲ償フカ爲メニ法律ハ河川カ公用ヲ廢セラレタル場
 合ニ於テハ其ノ敷地ハ之レヲ旧所有者又ハ相続人ニ下附スヘキモノ
 トナシ

(B) 又旧所有者又ハ相続人ノ請求アル時ハ公益ヲ妨ケサル限り其
 ノ占用ヲ許可スヘキコトヲ定メ、若シ其ノ占用ヲ許可セズ

(C) 又ハ禁止スル時ハ相当ノ補償金ヲ下附スヘキコトヲ定メタリ、
 即チ所有権トシテハ成立スルコトヲ得サレトモ旧所有者ハ一種ノ
 先取得権ヲ有シ又占用ノ特許ヲ請求スルノ権利ヲ有スルモノナルナ

(2) 河川ノ管理

河川ハ国ノ公有ニ屬シ從テ又之ヲ管理スルノ権モ亦国ノ官ナニ屬

又法律ハ其ノ管理権ヲ以テ原則トシテ地方長官ニ屬セシメ、特別ノ場合ニ於テ内務大臣カ直接ニ之レヲ管理スルモノトナセリ(六)河川ノ管理権ハ

(イ) 河川ノ公利ヲ保全シ、

(ロ) 河川ヨリ生ズル公害ヲ防禦シ、

(ハ) 河川ニ于スル工事ヲ施行シ及ヒ之レヲ維持シ、

(ニ) 河川ノ自由使用ノ範圍ヲ制限シ其ノ特別使用権ヲ特許スル等ノ權利義務ヲ包含ス、

河川ニ于スル工事ヲ施行シ及ヒ之ヲ維持スルコトモ亦管理スル事トモニ伴フ義務ノ一ナルヲ以テ原則トシテハ地方長官ノ職務ニ屬スト雖モ法律ハ或場合ニ於テハ内務大臣カ自ラ之レヲ行ヒ又地方長官カ下級行政又ハ特ニ其ノ工事ノ利益ヲウクルモノ等ヲシテ其ノ工事ヲ施行セシメウヘキモノトナセリ(七一、七八)

河川ノ使用ハ一般ノ公物トシテ自由使用ト特別使用トニ分ツユ

トヲ得

(イ) 自由^由使用ノ範圍ニツイテハ法律又ハ自ラ之レヲ規定セズ、之レヲ各地方ノ慣習法及地方警察令ニ讓レリ、一般ニ謂ヘハ河川ハ流水又ハ舟筏ノ航通ニ关シテ各人ノ自由利用ヲニ放任セラルモノニシテ之ニ對スル制限トシテハ

(ロ) 自由使用ノ範圍ハ唯他人ノ自由使用ヲ不可能ナラシメサル範圍ニ於テ許サルコト、

(ハ) 自由使用ニヨリテ河川ノ流域敷地堤防又ハ其ノ附屬物ニ變更又ハ損害ヲ加フルヲ許サルコト、

(ニ) 自由使用ニヨリテ他人ノ權利殊ニ沿岸地所有者ノ權利ヲ侵害スルヲ得サルコト、

(三) 水ヲ著シク汚流シ又ハ毒物ヲ流下スルナドノ等ヲ許サルコト
等ヲ容ケルヲ得ヘシ、之等ハ特別ノ法令ノ規定ナクとも当然ノ制限

限トミトムヘキモノナリト雖モ其他猶警察命令並ヨリテ河川ノ自由
使用ヲ制限スルヲウヘシ、河川法中ニモ舟筏ノ航通及流水ニ于スル
規定ハ命令ヲ以テ定ムヘキヲ規定セリ、

1B) 河川ノ特別使用ニハ

1A) 単ニ警察許可ニモトツクモノト

1B) 特別ノ使用权ノ特許セララル、モノトニ區別セララル、ヲ得ヘ
シ

河川法ニ規定スル特別使用ハ專ラ此ノ第二ノ場合ニ于スルモノナリ
法律ニハ常ニ許可ト謂ヘリト雖モ何レモ警察許可ニハアラスニテ特
別ノ権利ヲ附与スルノ行為ナリ、河川法ニ規定スル使用权ノ特許ニ
ハ二種アリ

1A) ハツハ河川ノ流水又ハ敷地ヲ占有スルノ権利(一八)ニシ
テ

1B) ハハ河川ニ附着スル又ハ其流水ヲ引用スル等ノ爲メニ工作物

ヲ施設スルノ権利(一七)ナリ、之レ等ノ権利ノ凡テ河川ノ管理
ヲ有スル官ナリ特許ニヨリテ附与セララル、モノニシテ其ノ特許ノ条
件トシテハ之ニ相当スヘキ義務ヲ課スルコトヲ得、ク殊ニ使用料ヲ
徴收スルコトヲ得、

之レ等ノ特別使用权ハ何レモ公法上ノ権利ニシテ其ノ権利ノ内容
ハ法律ニヨリテ制限セララル、外猶特許行為ニヨリテ定ムル、法
律ハ一定ノ場合ヲ限リテ

1A) 其ノ特許ヲ取消シ

1B) 其ノ效力ヲ停止シ

1C) 特許ノ条件ヲ変更シ

1D) 又ハ新ナル義務ヲ附加スルノ権利ヲ保留セリ(二〇)

1E) 其ノ権利ノ相統又ハ讓渡ニツイテモ亦管理官ナリ合意アルニ

アラサレハ其ノ效力ヲ生スルヲ得サルモノトナセリ(二一)

1F) 通航料

原則) 河川ノ通航ハ一般ニ自由ニシテ原則トシテ通航料ヲ徴收スル
コトナシト雖モ

(例外) 唯私人又ハ下級公法人カ舟筏ノ便ヲ旨ルカクニ自己ノ費用
ヲ以テ新築スルカ又ハ改築工事ヲ施行スル場合ニ限リテ地方長官ハ
三〇年以内ノ期限ヲ以テ通航料ノ徴收権ヲ特許シキモトナ
セリ。(四三)

(5) 河川ノ負担

河川負担ハ河川ニ于スル費用ノ負担又ハ河川ノ公利保全並ニ公害
防禦ノ為メ沿岸地所有者又ハ他ノ者ニ負ハシメラルト特別負担ヲ
包含ス

河川ニ于スル費用ノ負担ハ

- (1) 原則トシテ府縣ニ屬セシメラルト雖モ
- (2) 場合ニヨリテ法律ハ
 - (a) 或ハ国库ノ負担トシ

(b) 或ハ下級公法人

(c) 又ハ特ニ利益ヲウケル私人

(d) 若シクハ通航料徴收権ノ特許ヲウケタルモノヲシテ其ノ一
部ヲ負担セシムルヲ得ヘキモノトナセリ。(三四―三四)

河川ニ于スル特別負担ニツイテハ一般公物負担ニツイテモ既ニ一
言シタリ、其ノ重ナルモノハ左ノ各種ナリ

- (1) 洪水ノ危険切迫ナル場合ニ於ケル危急負担 (二三)
 - (2) 沿岸地ニ対スル公法上ノ地位 (三九、四〇、四一、四二、四三、四四、四五、四六、四七、明
治三三年勅令第三〇〇号)
 - (3) 河川ノ工事ノ為メニ出石砂礫芝草等ノ供給義務 (三八)
- 以上各種ノ特種ノ特別負担ニ対シテハ補償金支給ノ義務アリ、
補償金ノ義務ハ法律ノ定ムル所ニヨリ府縣又ハ其他ノ公法人ニ屬ス
ス。(三八―四〇、明治三三年勅令第三〇〇号)
- (6) 義務ノ強制訴願及訴訟

義務ノ強制手段ニツイテハ行政執行法ノ一般規定ニヨラス、特別ナル代執行執行罰等ノ強制手段ヲミトム、其他執行罰トシテ科シウヘキ金額ノ違カニ行政執行法ニ於テケルヨリ高シ、特別使用権其ノ他ノ権利ノ争ヒニツイテ又許願又行政訴訟ノ権ヲミトメ補償金ニツイテハ民事訴訟ノ権ヲミトム、今ハ一々述ヘス、

(7) 河川法ノ適用

主務大臣ニ於テ河川法ヲ適用スヘキモノト認定シタル河川ノ外其他ノ河川又ハ河川ニ流入シ若クハ河川ヨリ分岐スル水流若シクハ水面ニツイテモ内務大臣ノ認可ヲ經テ府縣知事ニヨリテ河川法ノ全部又ハ一部ヲ適用スルモノトシテ認定スルコトヲウ、(五) 明治三二年勅令第四〇四号) 河川法ヲ適用セラレタルモノハ其法律ヲ係ニ於テ大要河川法ノ適用ノナル河川ト全様ナリ、

第三、河川法ノ適用又ハ適用ナキ公用水面

河川法ノ適用又ハ適用ナキ河川モ亦其私有ニ屬スルコトノ証跡ナ

キ限リハ凡テ固有ニ屬スルモノナリ、ト虽モ之ニ于シテハ何等ノ成文法律ノ規定ナク地方警察令ニヨリテ定マルモノハ外ハ専ラ各地方ノ慣習法ニ支配スル所ナリ、各地其ノ慣習ヲ異ニスルヲ以テ概括シテ述フル事難シ、河川以外ノ公有水面殊ニ湖沼池沢海面ニツイテモ亦全様ナリ

一般ニ謂ヘハ之等公有水面ノ管理権ハ各地方長官ニ委任セラレ其ノ費用ノ負担ハ慣習ニヨリテ府縣又ハ市町村又ハ水利組合ニ屬スルカ如シ、其ノ特別使用権ハ管理権者ノ特許ニヨリテ設定セラレヘキモノナルコトハ当然ナリト雖モ特許行爲ニヨルノ外地方的慣習ニヨリテ特別使用権殊ニ流水引用権ノ成ユラミトムヘキノ例少ナカラズ、公有水面ニ于スル之等ノ権利ハ公法上ノ権利ノ性質ヲ有スルヲ以テ之レニ于スル争々ハ民事事件ニ屬セス、行政裁判法ニハ水利及土木ニ于スル事件ニツイテハ広ク行政訴訟ヲ許セルヲ以テ若シ、行政ノ違法処分ニヨリテ用水権又ハ其他特別使用権ヲ毀損セラレタルモ

ノハ行政訴訟ニヨリテ之ヲ争フヲウヘシ
 公有水面ノ埋立ニツイテ官有地取扱規則ニ官ニ属スル公有水面ヲ埋
 立テ民有地トナサンコトヲモアル時ハ公衆ノ妨害トナラサル
 部分ヲ限リ之ヲ許スコトヲ得ト總謂ヘリ、(一貳)
 民有地トナス場合、外公法人ニ於テ埋立ヲオヌ場合ニ於テモ亦之ニ
 準スヘク何レノ場合ニモ其ノ埋立ノ許可ハ同時ニ公用ヲ廢止スルノ
 行為ニシテ其埋立ヲ条件トシテ其ノ所有権カ有償又ハ無償ヲ以テ特
 許ヲ受ケタルモノニ移転セラルナリ、

第二款 公ノ土地

第一土地法概論

土地ニ于スル権利ニツイテモ亦公有主義ト私有主義トヲ區別スル
 ヲ得ベシ、近代ノ文明国々法ハ寧ろ皆原則トシテ土地ノ私有主義ヲ
 トルト虽公益上ノ必要ニヨリ之レヲニ多クノ制限ト例外トヲ設ケテ

サレモノナシ、

我因法ニ於テモ明治維新及之ニ次ケル版籍奉還ニヨリテ旧時代ノ
 封建制度ハ打破シテ初メテ一般ノ土地私有制度ヲミトメタリ、從來
 ノ幕府及各藩ノ公有地ハ凡テ国有地ニシテ武士領寺社領モ亦一部分ヲ
 除キテハ之ヲ官没シ噫町人百姓ノ持地及武士領社寺領ノ一部ハ完全
 ナル所有権トシテ確認シタリ、諸藩主ニ對シテハ其ノ官没シタル土地
 ノ中ヨリ改メテ邸地ヲ賜ヒテ今ニク之レヲ完全ナル所有権トナセリ、
 土地ニ于スル私人ノ所有権カ完全ニミトメラルニ至リニハ此ノ時
 ニ初マルナリ、從來土地ニ加ヘラレタル永代売買ノ禁止ハ明治五年
 大政官布告ヲ以テ廢止シ土地ハ売買讓与スルコトヲ得セシメ明治五
 年ニハ券地ノ制定メテ凡テノ私有地ノ所有者ニ地券ヲ交付シ一面
 ニハ所有権ノ証拠トナスト共ニ一面ニハ課税ノ標準トナセリ、次ニ
 明治七年地所名称區別ノ發布アリテ各同ノ土地ヲ官有地ト民有地ト
 ニ分テ官有地ハ更ニ四種ニ民有地ハ二種ニ細別セリ、維新後ニ於ケル

土地制度ハ茲ニ至リテ恩確定セリ。地券ノ制ハ明治ニ二年ニ至リテ廢止セラレタリ。先是明治一十九年ノ登記法ニヨリ土地所有者ハ登記簿ニヨリテ証明スルモノトシ地券ハ唯課税ノ標準トシテノニ猶存続セラレタルカ明治ニ二年ニ至リ土地課税ノ標準モ亦土地台帳ニヨルコトトシ以テ地券ノ制ヲ全廢シタルナリ。故テ民法及不動産登記法ノ發布ハ一層土地ニ于スル權利ヲ明確ナラシメタリ

土地ノ私有益義ハ斯クノ如ク我國法ノ原則トスル所ナレトモ此ノ原則ハ固ヨリ絶対ニ貫徹セラレニアラス。土地ノ大部分ハ國家及公法人ノ公所有ニ屬スルモノナリ。地所名所區別ニヨルハ土地ヲ官有地ト民有地トニ區別シ官有地ニツイテ一畝ニ地租ヲ課セ又、民有地ニツイテハ其ノ第一種即官有ニアラス社地墳墓地ノ道路用悪水路等ヲ除ク外ハ地租ヲ課スルモノトナセリ。其所有官有地トハ固ノ所有ニ屬スル土地ノ外猶皇室ノ御料地及公法人ノ所有地ヲ包含スルモノナリ。

土地ハ其ノ所有權ヨリ謂ヘハ此クノ如ク官有ト民有トニ分タルト雖モ此ノ區別ハ必ラスシモ公物ト私物トノ區別ニ相当スルモノニアラス。官有地ト雖モ其ノ私經濟ノ用ニ供セラルルモノハ官ノ私有地ナリ。民有地ト雖モ法律上ニ公用ニ供スルモノトシテミトメラル、モノハ公物タル性質ヲ有ス。公物ト私物トノ區別ハヘニ其公用ニ供セラレト否トニヨリテ定マルナリ。

公物タル土地ハ官衙兵營等公ノテ倉ノ用地、公ノ墓地、鉄道用地、道路堤防公園等ヲ包含ス。茲ニハ專ラ道路ニツイテ其制度ノ大要ヲ述フヘシ。他ノ公地ハ類推シテ略之レ知ルヲウヘシ。

第二 道路法

1) 公道及私道

公道ト私道トノ區別ハ公企業ノ章ニ於テ既ニ述ヘタリ。公道トハ其ノ公衆ノ通行ノ用ニ供スルヲカ公ニ認定セラレタルモノニシテ私道ハ私所有權ニモトツキ事實上ニ公衆ノ通行ヲ恩容スルモノヲ謂フ

約言スレハ道公ハ法律上ニ公認セラレタル道路ニシテ私道ハ事實上ノ道路ナリ、茲ニ述フル所ノ道路ハ専ラ公道ヲ意味ス、

(2) 道路ノ等級

道路ハ明治九年ノ太政官達ニヨリ国道縣道、里道、三等ニ分ツモノトシ、今日モ猶其ノ區別ヲ維持セリ、此ノ區別ハモト仏国法ノ區別ニ倣ヘルモノナリト雖モ我司法ニ於テハ道幅ニツイテノ差異ノ外ニハ法律上ニ于係アル區別ニアラス、道幅ノ制限ニツイテモ必ラスシモ異重ニ守ラサルカ如シ、

(3) 道路ノ所有權

道路ノ所有權ハ民又ハ公法人ニ屬スルヲ通常トナセ正時トシテハ私人ニ屬スルモノアリケレシ、地所名称區別ノ中ニモ民有地ノ一種トシテ公衆ノ用ニ供スル道路ノ目ヲアケ之レニ對シテハ地租ヲ課セサルモノトナセリ、私人カ其ノ所有地ヲ公ノ道路トナスニ必要ナル手續ニツイテハ別段ノ法律ノ規定ナシト雖凡テノ公物ハ何人ノ意思

ノミヲ以テ之ヲ設定シ得サルハ当然ナルヲ以テ私有地ヲ公道トナスモ必ラス道路行政ヲ管轄スル官ナノ公意ヲ要スルコトハ当然ナリ、實際ノ慣例ニ於テモ縣道ニツイテハ内務大臣ノ認可ヲ要シ里道ニツイテハ地方長官ノ認可ヲウケヘキモノトセラルカ如シ、私有地ニシテ公道トナル時ハ私道トハ異ナリ、土地台帳ニ道路トシテ登録セラレ納稅義務ヲ免セラルト共ニ所有者ハ自己ノ任意ニ其ノ公用ヲ廢止スルヲ得ス、公用ノ廢止ニモ道路官ナノ公意ヲ要スルコトハ勿論ナリ、

(4) 道路管理及費用ノ負担

道路ノ管理權及之ニ伴フ費用ノ負担ニツイテハ一ニ慣習ニヨリテ定マリ、成文法規ニヨルベキモノナシ、實際ノ慣習ニ於テハ国道及縣道ノ費用ハ府縣ノ負担ニ屬シ里道ノ費用ハ市町村ニ負担ニ屬スルヲ通常トスルカ如シト雖モ各地方ニヨリテ必ラスシモ一様ナラス、明治二四年ノ内務省令第四六二号ニハ地盤係官有ニ屬スル堤

塘道路並本敷地ノ使用ハ自今其ノ費用ヲ負担スル府縣及市町村ニ於テ分担スヘシ、但シ市町村ノ分担ニカハルモハ府縣ノ認定ヲ請ハシムヘシ、又使用料其他ノ収益ハ其ノ費用ヲ負担スル府縣市町村ノ收入ニ屬スヘシト謂ヘリ、コハ単純ナル訓令ニ止マリ法規タル效カヲ有スルモノニアラスト、國王實際ニハ此ノ訓令ニモトツキテ國ノ所有ニ屬スル道路ニツイテモ其ノ費用ヲ負担スル地方團體ニ於テ之ヲ管理シ其ノ特別使用ヲ許シ使用料其他ノ收入ヲ收納スルヲ例トナセリ、

15) 道路ノ使用及ヒ道路ニ于スル特別負担

道路ノ使用及ヒ路道ニ于スル特別負担ニツイテハ前ニ一般公物ニツイテ述ヘタル所ニヨリ畧之レヲ知ルヲ得ヘク、今直ニ述ヘテ、道路ノ通行ニ對シテハ一般通行料ヲ許サ、レヲ原則トナスト、國王私人カ特許ヲ得テ自己ノ費用ヲ以テ道路ヲ新設シ又ハ改築シ又ハ橋梁ヲ新設改築セル場合ニ於テハ特ニ道錢橋錢ヲ徴収スルノ權利ヲ特許

スルノ例アルカ如シ、

第四章 公用徵收法

第一節 總論

第一款 公用徵收ノ觀念

公用徵收 (*Expropriation, Enteignung*) ハ公益上ノ必要ニヨリ公益事業ノ主体タル國家又ハ他ノ權利主体ノ利益ノ爲メニ國權ニヨリ相當ノ賠償ヲ以テ臣民ノ特定ノ財產ヲ徵收スル行政行為ナリ、

凡ソ國家公法人又ハ其他公益事業ノ主体カ其ノ事業ノ爲メニ他人ノ土地又ハ其他ノ物ヲ必要トスル場合ニ於テ之ヲ取得スルカ爲メニスル最も通常ノ方法ハ流買契約ニヨリテ之ヲ買受ケルニ由リ、然

九七六

トモ若シ権利者其ノ売渡ヲ拒ミ又ハ其ノ代價額ニツイテ強義ノ
 整ハサル為メニ之ヲ取得スルヲ得又トモハ之レカ為メニ其ノ公益事
 業ノ遂行ヲ妨ケラレハシ、然レトモ若シ其ノ事業カ公益上遂行ヲ
 必要トスルモノナル時ハ因象ハ何等カノ方法ニヨリテ其ノ物ヲ取得
 シ又ハ事業主体ヲシテ之レヲ取得シ得セシメサルハカラス、公用徴
 収ハ之ニヨリテモトメラルモノニシテ國家ハ其ノ権力ヲ以テ強
 制的ニ其物ヲ徴収シ只可成ク権利者ニ損害ヲ加ヘサレシキルカ為メ
 ニ必ラズ之レニ相当ノ代價ヲ給与スルモノトヲ必要トス、即公用徴
 収ハ以テ任意ノ売買ニ代ハルヘキ國家ノ権力的作用ニシテ権利者ノ
 不承諾ニカ、ハラヌ略売買ト全様ノ効果ヲ生セシムルコトヲ目的ト
 ス、

公用徴収ハ其國權ニモトツク單獨行為ナルコトニ於テ賣買ト其ノ
 法律上ノ性質ヲ異ニス、同時ニ於テハ或ハ之レヲ強制賣買ト稱シ今
 日ノ法律ニ於テハ或ハ此ノ思想ニモトフキ買収ノ語ヲ用フル場合少
 シ

ナカラストモ賣買ハ常ニ合意ヲ必要トスルニ反シ公用徴収ハ常ニ
 國家ト一方の意思ニモトツクモノナリ、其ノ效果ニ於テモ公用徴
 収ハ多少賣買ト異ナルモノアルコトハ右ニ述フベシ

公用徴収ハ行政行為ナリ、國家ハ或ハ場合ニヨリ法規ヲ以テ直接
 ニ右ク一定ノ条件ニ該當スヘキ一般國民ノ財産権ヲ廢止シ又ハ制限
 スルコトアリトモモコハ公用徴収ノ觀念ニ屬セズ、例之煙草專賣法
 ニヨリ一般ニ煙草ノ製造ヲ禁止シ之ヲ國家ノ独占クランシムルカ如キ
 恰カモ公用徴収ノ場合ト全シク之レニ賠償ヲ給与シタリトモモコハ
 一般の法規ニヨル權利ノ廢止ニシテ公用徴収ニハアラス、公用徴収
 ハ常ニ各個ノ場合ニツイテ特定人ノ特定ノ權利ヲ徴収スルモノナル
 ヲ要ス

公用徴収ニヨリテ徴収セラルモノハ特定ノ財産権ナリ、故ニ真
 正ノ權利ニアラスニテ單ニ法ノ反射ニヨリテ保護セラレ、利益ハ其
 ノ目的物タルヲ得ズ、所謂人格權又ハ身分上ノ權利ヲ制限シ利奪シ

スルノ行為モ本公用徴収ニアラス 財産権ニツイテハ必ラスニモ土地又ハ其他ノ不動産ニミ限ラズ、モノニアラストモ其ノ尤モ通常ナル場合ハ不動産ノ所有権ナリ、動産ニツイテハ多クノ場合ニ於テ売買ニヨリテ取得スルコト困難ナラサルカ故ニ特ニ公用徴収権ヲミトメルノ必要ナキナリ

公用徴収カ賠償ノ給与ヲ以テ其ノ觀念ノ要素トナスヤ否ヤハ多少ノ異論アル問題ナリトモ近時ノ法ニ於テハ何レノ國ニ於テモ常ニ賠償ノ給与ヲ必要トセサルモノナシ、賠償ナクシテ財産権ヲ徴収スルハ全然性質ヲ異ニスル他ノ種類ノ行為ニ属スルモノナリ、公用徴収ハ財産上ノ犧牲ヲ課スルコトヲ目的トスルモノニアラスニテ唯特定物又ハ其他ノ権利ヲ取得スルコトヲ目的トス其ノ需要スル所ノ権利其ノ物ニシテ其ノ財産上ノ價格ニアラス、従テ又之ニ相当ナル代價ヲ給与シ之レニヨリテ財産上ノ損害ヲ受クルコトナラシムルナリ、

四
反対派ノ以テ観念ノ要素トナスヤ否ヤハ多少ノ異論アル問題ナリトモ近時ノ法ニ於テハ何レノ國ニ於テモ常ニ賠償ノ給与ヲ必要トセサルモノナシ、賠償ナクシテ財産権ヲ徴収スルハ全然性質ヲ異ニスル他ノ種類ノ行為ニ属スルモノナリ、公用徴収ハ財産上ノ犧牲ヲ課スルコトヲ目的トスルモノニアラスニテ唯特定物又ハ其他ノ権利ヲ取得スルコトヲ目的トス其ノ需要スル所ノ権利其ノ物ニシテ其ノ財産上ノ價格ニアラス、従テ又之ニ相当ナル代價ヲ給与シ之レニヨリテ財産上ノ損害ヲ受クルコトナラシムルナリ、

公用徴収権ノ觀念ハ大体以上述フルカ如シトモ其ノ觀念ヲ一層明ナラシムルカ爲メニ猶之ト類似ノ性質ヲ有スル他ノ作用トノ區別ヲ明ニスルコトヲ要ス、

(1) 土地所有権ノ強制的整理ハ公用徴収ニアラス、
新地整理法ニヨルハ土地ノ農業上ノ利用ヲ増進スルカ爲メニ一定ノ手續ニヨリ強制的ニ土地ノ交換合等土地ノ所有権ニ対シテ変更ヲ加ヘウヘキコトヲ認ム、其ノ権利的ニ土地所有権ヲ変更スルモノナルコトハ公用徴収ニ類ストモ公用徴収ハ公益上ノ必要ニヨリ公益尊重ノ主体ノ爲メニ新ナル権利ヲ設定スルモノナルニ反シ整理地ノ単ニ土地所有者ノ民法上ノ子係ヲ一層有利ニ変更スルコトヲ目的トシマリ公ノ企業者ノ爲メニ新ナル権利ヲ設定スルモノニアラス全ク別種ノ性質ヲ有スルモノナリ
(2) 警察上ノ所有権制限カ公用徴収ニアラサレトモ警察テ過ハタリ警察作用トモ外形上ハ公用徴収ト類似スルモノナキニアラス、例

之獸疫ニカ、ツタ牛ヲ撲殺シ病毒ニ汚染セル家屋ヲ焼キ払フ如キハ勿論其ノ結果トシテ所有権ノ制限ヲ表シ又之レニ對シテ賠償ヲ給与スルコトアリト雖モ所有権ノ消滅ハ只物ノ滅失ニ伴フ結果タルニ止マリ行爲其他ハ権利ノ徵收ヲ目的トスルモノニアラス、又例之飲食品試験ノ爲メ見本ヲ徵收シ又出版物ノ發行ニ際シテ納本セシレルカ如キ其ノ結果トシテ所有権ノ移轉ヲ生スト雖モ此ノ場合ニ於テモ其ノ目的トスル所ハ只事實上ノ占有ヲ移スニ止マリテ權利ノ移轉ハ其ノ結果タルニスキス、何レモ公用徵收ト其ノ性質ヲ異ニスルモノナリ

(3) 公用徵收ノ普通ノ場合ハ土地所有権ノ全部ヲ徵收スルモノナリ正時トシテハ単ニ所有権ニ制限ヲ加ヘ土地ノ上ニ或ル物權ヲ設定スルモノナルヲテリ但シ場合ニ於テハ公用徵收ハ前述ニタル公法上ノ地役ト其ノ效果ヲ全シウズ唯公法上ノ地役ハ

(4) 或ハ直接ニ法律ニヨリテ科セラル、モノナリ

(B) 或ハ法律ノ規定ニモトツキ行政行爲ニヨリテ科セラル、モノナリ

ルナリ前ニ述ハタル如ク

(A) 而シテ其ノ直接ニ法律ニヨルモノハ其ノ發生原因ニヨリテ公用徵收ト區別セラル公用徵收ハ常ニ行政行爲ニヨリテ行ハル、モノトスルナリ

(B) 反之公法上ノ地役カ行政行爲ニヨリテ設定セラル、場合ニ於テハ全ク公用徵收ト性質ヲ全クシ其ノ一種ト見ルコトヲハウヘキモノナリ

(4) 軍事上ノ徵收モ亦一部分ハ公用徵收ノ性質ヲ有シ一部分ハ其ノ性質ヲ存セズ公用徵收ハ直接ニ或權利ヲ剝奪シ而シテ之ト同時ニ之ニ相当スル新ナル^{裁判}設定ヲスル行爲ニシテ權利ノ剝奪及設定ハ其ノ行爲ノ直接ノ效果トシテ發生スルモノナラサルヲカラス從ツテ單ニ不特定物ノ給付義務ヲ負ハシル行爲ハ公用徵收ニハアラス、故ニ例之軍事徵收ニヨリテ或數量ノ米麥馬糧等ノ給付ヲ命スルカ如キ場合